

平成30年度

包括外部監査結果報告書

～試験研究機関について～

徳島県包括外部監査人

野々木 靖 人

目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第2章 各試験研究機関の概要.....	3
1 はじめに.....	3
2 保健製薬環境センター.....	4
3 工業技術センター.....	8
4 農林水産総合技術支援センター	13
第3章 試験研究について.....	25
1 はじめに.....	25
2 保健製薬環境センター.....	26
3 工業技術センター.....	32
4 農林水産総合技術支援センター	38
5 全体について.....	55
第4章 契約事務の状況について.....	62
1 はじめに.....	62
2 保健製薬環境センター.....	64
3 工業技術センター.....	76
4 農林水産総合技術支援センター	82
4－1 農林水産総合技術支援センター経営研究課	82
4－2 農林水産総合技術支援センター畜産研究課	95
4－3 農林水産総合技術支援センター水産研究課	100
第5章 物品管理の状況について.....	103
1 はじめに.....	103
2 保健製薬環境センター.....	117
3 工業技術センター.....	123
4 農林水産総合技術支援センター	130
4－1 農林水産総合技術支援センター経営研究課	130
4－2 農林水産総合技術支援センター畜産研究課	137
4－3 農林水産総合技術支援センター水産研究課	144

5	終わりに.....	151
第6章	公有財産管理の状況について	155
1	はじめに.....	155
2	各試験研究機関の普通財産（土地）の保有状況	160
3	農林水産総合技術支援センター	161
第7章	まとめ.....	173

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

試験研究機関について

(2) 監査対象機関

徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）

徳島県立工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）

徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「農林水産総合技術支援センター」という。うち、試験研究を実施している経営研究課，農産園芸研究課，資源環境研究課，畜産研究課及び水産研究課を監査対象とした。）

(3) 監査の対象とした期間

平成29年度。ただし，必要な範囲で過年度及び平成30年度も対象とする。

3 監査を実施した期間

平成30年7月25日から平成31年3月27日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖 人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾野 隆 文

公認会計士 工藤 誠 介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は，いずれも監査の対象とした事件について自治法第

252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

徳島県は、保健製薬環境センター、工業技術センター及び農林水産総合技術支援センターの3つの試験研究機関を設置している。各センターは、それぞれの担当分野において、試験、研究、技術開発等を行い、そのことを通じて産業振興や衛生環境の確保を図り、もって県民生活の向上を目指してきた。

農林水産総合技術支援センターでは、地鶏の「阿波尾鶏」が開発され、全国一の生産量を誇る地鶏ブランドに成長するなど成果も出ている。

一方で、試験研究機関の行う研究は、極めて専門的なものが多い。研究は、その特性上、短期間のうちに結果が出るようなものばかりではなく、中長期的に結果の有効性を判断するほかないものも多い。それぞれの研究がどのような形で成果を出し、県民生活の向上につながっているかを特定の時点において的確に評価するのが難しい側面はやはりある。

とはいえ、近年の厳しい財政状況下においては、試験研究機関の運営が、有効かつ効率的に行われなければならないことはいうまでもない。試験研究機関の研究には、高価な機器が利用されることも多く、また、様々な物品が使われることも考えると、なおさらそうである。

そこで、試験研究機関の行う事業の運営を的確に評価し、今後の運営を有効かつ効率的に行うためには、どのようにすればよいかを検討すべく、外部監査を実施することとした。

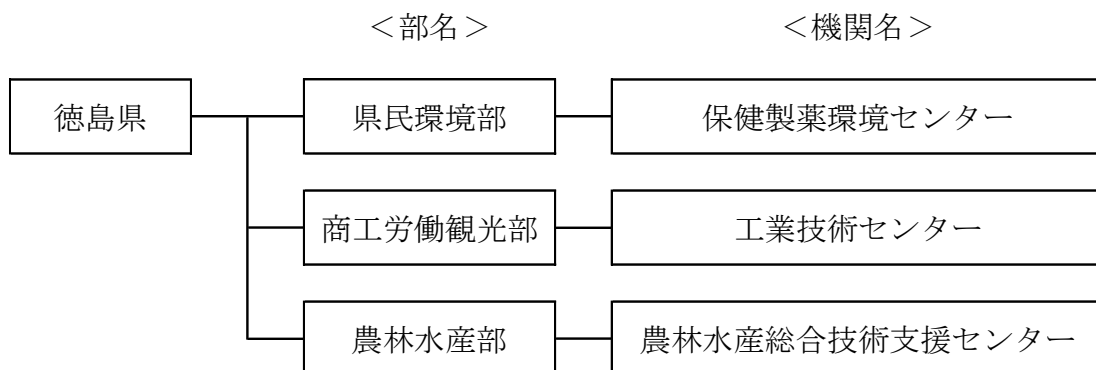
7 監査の着眼点

- (1) 試験研究の内容は県民や産業界のニーズに合致したものになっているか。
- (2) 試験研究の進捗及びプロセスの管理は適切に行われているか。
- (3) 試験研究は費用対効果を意識して実施されているか。
- (4) 試験研究の業績評価は事前と事後ともに適切に行われているか。
- (5) 財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (6) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。

第2章 各試験研究機関の概要

1 はじめに

徳島県は、3つの部に、保健製薬環境センター、工業技術センター及び農林水産総合技術支援センターという3つの試験研究機関を設置している。各試験研究機関の組織上の位置付けは次のとおりである。



2 保健製薬環境センター



(1) 概要

保健製薬環境センターは、県民の健康や安全・安心に寄与する「健康危機管理の拠点」として、関係行政機関と連携し、それぞれの機関が所管する感染症法，食品衛生法，医薬品医療機器等法，大気汚染防止法，水質汚濁防止法などの各種法令に基づく検査・分析を行い，行政措置の根拠や行政施策の基礎資料となる分析・測定データの提供を行っている。

また，県内の科学的・技術的中核機関として，いかなる健康危機管理事象にも迅速かつ的確に対応できるよう，日頃から検査技術の向上や情報収集などを行うとともに，県民ニーズをとらえ，県民目線に立った課題を探り，試験研究を実施している。

ア 根拠条例，設置目的

根拠条例	徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例
設置目的	保健衛生，薬事及び環境に関する試験研究を実施するとともに，その成果を普及すること等により，本県における保健衛生の向上，環境の保全及び製薬業の振興に寄与する。

イ 所在地

徳島市新蔵町3丁目80番地

ウ 職員の状況（各年度4月1日現在）※平成27年度は5月1日現在

	職員数	うち研究職	研究職割合
平成25年度	27人	22人	81.5%
平成26年度	27人	23人	85.2%
平成27年度	27人	23人	85.2%
平成28年度	27人	23人	85.2%
平成29年度	26人	22人	84.6%

*臨時職員・非常勤特別職を除く。

エ 公有財産の状況（各年度末現在）

所管する公有財産なし

オ 知的財産の状況（各年度末現在）

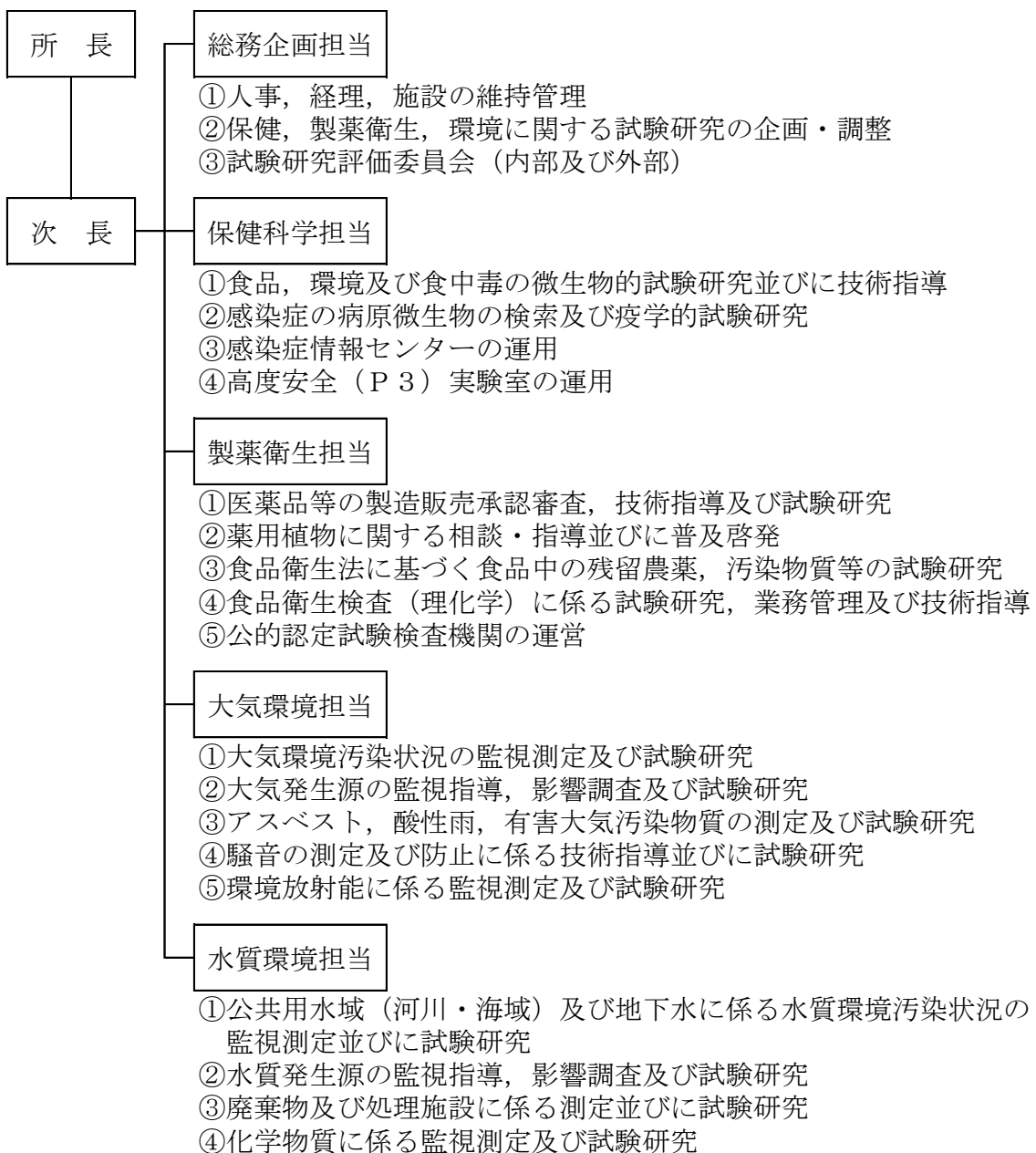
知的財産なし

(2) 沿革

- 大正10年 県庁舎内（徳島市幸町）に警察部の所管として衛生試験所発足
- 昭和5年 県庁舎新築（徳島市万代町）に伴い、衛生試験所を庁舎西棟に移転
- 昭和20年 戦災で消失、戦後県庁舎内に化学試験部門を復旧、細菌部門は徳島保健所に移管
- 昭和27年4月 徳島県衛生研究所（改称）を設置、徳島市新蔵町に2階建新築
- 昭和34年1月 徳島県衛生研究所内に製薬試験室設置
- 昭和38年10月 衛生研究所から製薬試験室が徳島県製薬指導所として独立
- 昭和49年4月 公害関係が公害センターとして独立
徳島市万代町に新庁舎完成、公害センター及び衛生研究所が入居
- 昭和55年4月 製薬指導所に微生物試験室設置
- 昭和58年4月 公害センター及び衛生研究所が統合し、徳島県保健環境センターとして発足
- 平成2年4月 保健環境センターに放射能棟完成

- 平成 5年 3月 製薬指導所薬用植物園の新管理棟完成
- 平成 9年 8月 製薬指導所の庁舎改築・移転
- 平成15年 9月 徳島県感染症情報センターを保健環境センターへ移設
- 平成23年 4月 保健環境センターを現在地（徳島市新蔵町）に移転
- 平成23年 5月 保健環境センターと製薬指導所を統合し、保健製薬環境センターを発足

(3) 組織図（平成30年4月1日現在）



(4) 歳出決算額の状況

(単位:円)

	支出済額	給与総額	計
平成25年度	90,468,002	203,133,603	293,601,605
平成26年度	73,842,320	211,638,594	285,480,914
平成27年度	85,250,762	200,137,321	285,388,083
平成28年度	91,019,875	200,062,712	291,082,587
平成29年度	91,557,473	201,323,267	292,880,740

*支出済額は、他所属からの配当額を含む。

(5) ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kenko/2011070100154/>

3 工業技術センター



(1) 概要

工業技術センターは、県内唯一の工業関係の試験研究機関であり、工業技術の向上とその成果の普及及び適正な計量の実施の確保に寄与するため、県内業界のニーズに基づく新技術の研究開発，依頼試験・分析，設備・機器の利用，技術相談・技術指導のほか，講習会や研究会の開催，研修生の受入，技術情報の発信等の技術支援と計量業務を行っている。

ア 根拠条例，設置目的

根拠条例	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例
設置目的	工業技術の向上とその成果の普及及び適正な計量の実施の確保を図り，本県工業の振興及び経済の発展に寄与する。

イ 所在地

徳島市雑賀町西開 1 1 番地の 2

ウ 職員の状況（各年度4月1日現在）※平成27年度は5月1日現在

	職員数	うち研究職	研究職割合
平成25年度	48人	34人	70.8%
平成26年度	48人	35人	72.9%
平成27年度	45人	31人	68.9%
平成28年度	43人	32人	74.4%
平成29年度	45人	34人	75.6%

*臨時職員・非常勤特別職を除く。

エ 公有財産の状況（各年度末現在）

所管する公有財産なし

オ 知的財産の状況（各年度末現在）

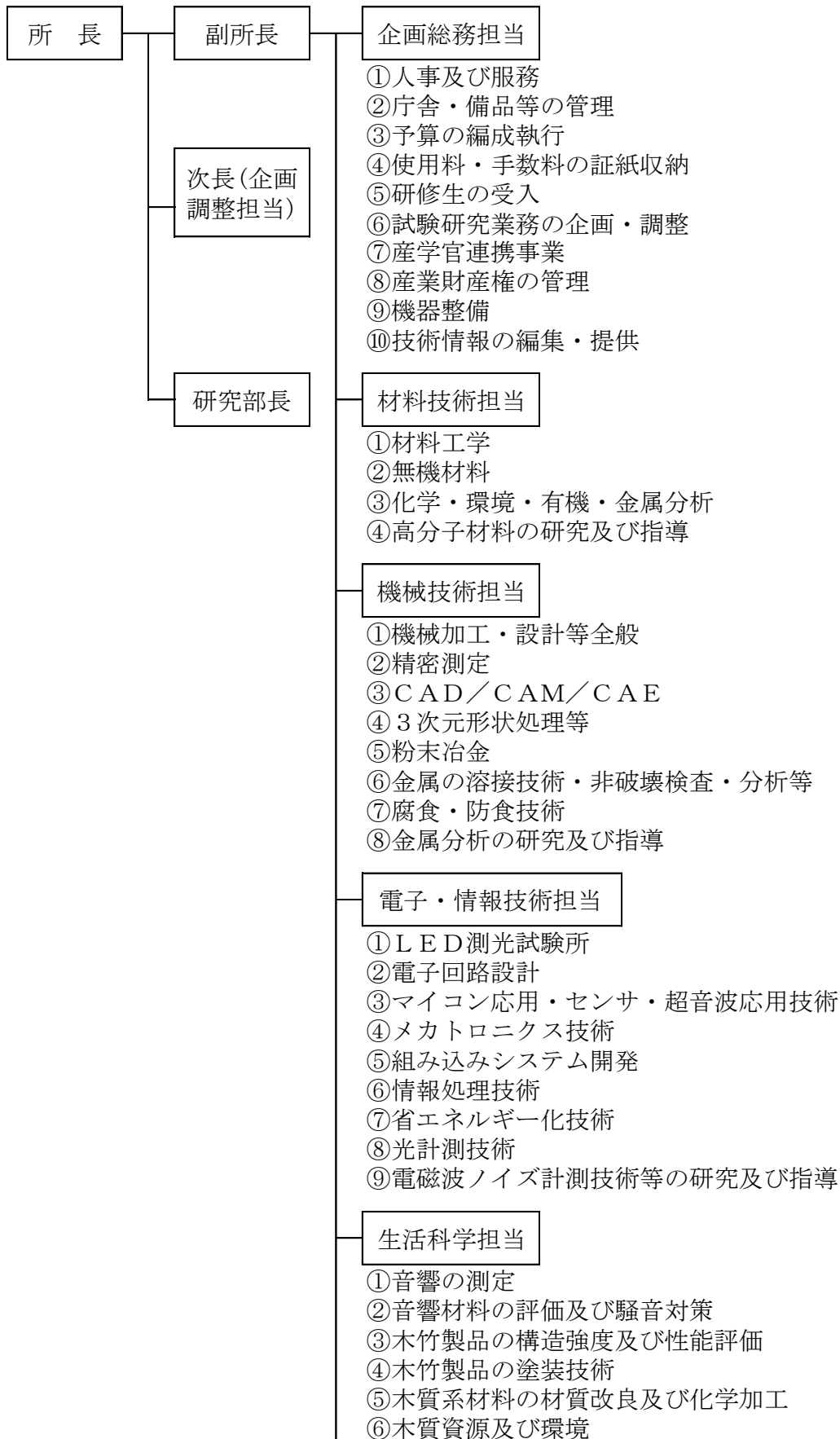
	特許権	意匠権	商標権	計	実施許諾収入
平成25年度	15件			15件	212,095円
平成26年度	15件			15件	203,683円
平成27年度	17件			17件	130,378円
平成28年度	17件		2件	19件	603,700円
平成29年度	17件	2件	2件	21件	218,661円

(2) 沿革

- 大正6年4月 徳島市中前川町に工業試験場創立
- 昭和15年3月 県庁内に度量衡検定所を設置
- 昭和23年12月 県農事試験場内に農産加工指導所として創立
- 昭和27年10月 農産加工指導所を徳島市鮎喰町に移転
- 昭和31年11月 計量事務所を設置
- 昭和38年6月 計量事務所を廃止し、計量検定所を設置
- 昭和38年11月 工業試験場を徳島市北前川町に新築
- 昭和39年4月 農産加工指導所を食品加工試験場に改称

- 昭和49年 4月 計量検定所を公害センター(徳島市万代町) 内に移転
- 平成 3年 8月 工業試験場と食品加工試験場が統合し、徳島市雑賀町に工業技術センターとして発足
- 平成10年 3月 工業技術センター内に起業家支援施設(明日葉工場) 設立
- 平成11年11月 工業技術センター内に産業技術共同研究センター設立
- 平成12年 5月 工業技術センター内に知的所有権センター設立
- 平成12年 7月 特許流通アドバイザー設置
- 平成17年 4月 特許情報活用支援アドバイザー設置
- 平成23年 4月 計量検定所を工業技術センター内に移転
- 平成23年 5月 工業技術センターと計量検定所の組織を再構築し、徳島県工業技術支援本部発足
- 平成25年 4月 工業技術支援本部を見直し、計量検定所を計量・計測担当とし工業技術センターに統合一元化
- 平成25年 4月 工業技術センター内にLEDサポートセンター開所

(3) 組織図 (平成30年4月1日現在)



- ⑦高機能素材
- ⑧製品デザイン
- ⑨Webデザイン
- ⑩繊維製品の性能評価等の研究及び指導

食品・応用生物担当

- ①水産物の利用加工
- ②畜産物の利用加工・分析・評価
- ③野菜類の利用加工・分析・評価
- ④発酵食品（酒・味噌・醤油）製造技術
- ⑤微生物利用の生産
- ⑥穀類・豆類の利用加工
- ⑦食品の機能性評価
- ⑧果実類の利用加工
- ⑨その他食品製造等の研究及び指導

計量・計測担当

- ①特定計量器の定期検査
- ②検定及び装置検査
- ③基準器の検査
- ④特定計量器の製造，修理，販売事業の届出の受理
- ⑤計量証明事業の登録
- ⑥計量に関する立入検査
- ⑦適正計量管理事業所の指定及び計量管理の推進指導
- ⑧計量知識の普及指導と消費者保護対策
- ⑨特定計量器の製造事業者等からの実績報告の受理

(4) 歳出決算額の状況

(単位:円)

	支出済額	給与総額	計
平成25年度	187,275,452	382,896,480	570,171,932
平成26年度	198,281,124	398,251,476	596,532,600
平成27年度	188,383,603	371,307,001	559,690,604
平成28年度	185,109,638	360,282,901	545,392,539
平成29年度	188,492,032	368,571,082	557,063,114

* 支出済額は、他所属からの配当額を含む。

(5) ホームページ

<https://www.itc.pref.tokushima.jp/>

4 農林水産総合技術支援センター



経営研究課・農産園芸研究課・資源環境研究課・高度技術支援課・農業大学校



畜産研究課



水産研究課（美波庁舎）



水産研究課（鳴門庁舎）

(1) 概要

農林水産総合技術支援センターは、平成17年に、農林水産業における「研究（農林水産総合技術センター）」、「普及（各農業改良普及センター）」、「教育（農業大学校）」の各部門を統合した組織であり、平成25年4月には、研究部門の農業・果樹・森林林業の3研究所、普及部門の高度専門技術支援担当及び教育部門の農業大学校を石井町に集約し、生産現場の課題にワンストップで対応している。

また、地元大学や民間事業者等と本県農林水産業の成長産業化及び関連産業の振興に関する連携協定を締結し、農林水産3分野の「知の集積拠点」となる「アグリサイエンスゾーン」、「フォレストサイエンスゾーン」及び「マリンサイエンスゾーン」を構築して、次代を担う人材の育成と研究開発を進め、新たなイノベーションの創出に取り組んでいる。

ア 根拠条例，設置目的

根拠条例	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例
設置目的	農林水産業における生産，経営及び流通加工に関する技術の開発並びにその迅速な普及を図るとともに，意欲ある多様な担い手の育成及び確保を行い，もって本県農林水産業の振興に寄与する。

イ 所在地

課等	所在地
① 経営研究課	名西郡石井町石井字石井 1660
① 農産園芸研究課	名西郡石井町石井字石井 1660
① 資源環境研究課	名西郡石井町石井字石井 1660
① 高度技術支援課	名西郡石井町石井字石井 1660
① 農業大学校	名西郡石井町石井字石井 1660
② 畜産研究課	板野郡上板町泉谷字砂コウ 1
③ 水産研究課（美波）	海部郡美波町日和佐浦 1 番地の 3
④ 水産研究課（鳴門）	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壺 96 番地の 10 の 2
⑤ 徳島農業支援センター	徳島市新蔵町 1 丁目 67
⑥ 鳴門藍住農業支援センター	板野郡藍住町東中富字朧傍示 29
⑦ 阿南農業支援センター	阿南市富岡町あ王谷 46
⑧ 美波農業支援センター	海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1
⑨ 吉野川農業支援センター	吉野川市川島町宮島 736-1
⑩ 美馬農業支援センター	美馬市脇町猪尻字建神社下南 73
⑪ 三好農業支援センター	三好市池田町マチ 2415
⑫ 経営推進課	徳島市万代町 1 丁目 1 番地



ウ 職員の状況（各年度4月1日現在）※平成27年度は5月1日現在

	職員数	うち研究職	研究職割合
平成25年度	180人	67人	37.2%
平成26年度	165人	65人	39.4%
平成27年度	156人	62人	39.7%
平成28年度	160人	61人	38.1%
平成29年度	164人	62人	37.8%

* 臨時職員・非常勤特別職及び兼務職員を除く。

エ 公有財産の状況（各年度末現在）

（単位：㎡）

	行政財産		普通財産	
	土地	建物	土地	建物
平成 25 年度	443, 979. 30	46, 076. 88	220, 254. 59	16, 118. 60
平成 26 年度	431, 619. 89	46, 050. 33	220, 836. 11	16, 047. 61
平成 27 年度	431, 619. 89	40, 667. 02	216, 122. 14	15, 543. 66
平成 28 年度	431, 619. 89	41, 700. 82	211, 661. 46	14, 538. 93
平成 29 年度	431, 619. 89	44, 128. 34	210, 030. 56	14, 538. 93

オ 知的財産の状況（各年度末現在）

	特許権	育成者権	商標権	計	実施許諾収入
平成25年度	6件	11件	1件	18件	574, 537円
平成26年度	8件	11件	1件	20件	383, 920円
平成27年度	9件	11件	1件	21件	456, 589円
平成28年度	12件	11件	1件	24件	689, 487円
平成29年度	12件	13件	3件	28件	798, 780円

(2) 沿革

- 明治34年 4月 徳島県水産試験場設置
- 明治36年 4月 農商務省農事試験場四国支場（名東郡加茂名村，明治26年設立）
廃止の後をうけ，徳島県農事試験場を開設
- 明治41年 徳島県農事試験場を徳島県立農事試験場に改称
- 昭和 2年 6月 徳島県農業技術員養成所を農事試験場に併設
- 昭和 4年 1月 徳島市吉野町に種畜場を設置
- 昭和 8年 農事試験場柑橘栽培試験地（勝浦郡生比奈村）を設置
- 昭和13年 4月 農事試験場池田試験地（三好郡池田町）を設置
- 昭和17年 農事試験場池田試験地を池田分場に改称
- 昭和17年 9月 水産試験場庁舎を那賀郡橘町に新築移転

昭和23年 農事試験場大山果樹試験地(板野郡大山村)を設置

昭和23年 8月 水産試験場庁舎を海部郡日和佐町に新築移転

昭和24年 4月 農業技術員養成所を廃止し、徳島県農業講習所を設置

昭和24年 5月 農林省高知種畜牧場徳島支場が廃止され本県に委譲

昭和24年 8月 徳島市中吉野町の種畜場を上板町に移転

昭和28年10月 林業指導所を開設

昭和29年 4月 農事試験場海部園芸試験地(海部郡川東村)を設置

昭和30年 7月 農事試験場から生比奈柑橘栽培試験地及び大山果樹試験地を果樹試験場に移管し、大山果樹試験地は上板分場に改称

昭和30年11月 果樹試験場本場を開設

昭和31年 4月 農事試験場筍栽培試験地(那賀郡橋町)を設置

昭和32年 農事試験場を農業試験場に改称
海部園芸試験地を海南園芸試験地に、筍栽培試験地を橘筍栽培試験地に改称

昭和36年 4月 果樹試験場に岩倉母樹園を設置

昭和37年 4月 種畜場を畜産試験場に改称

昭和40年 3月 水産試験場鳴門分場を鳴門市瀬戸町に設置

昭和40年 4月 畜産試験場から肉牛・養豚部門を分離し、肉畜試験場を阿南市に設置

昭和40年 農業試験場橘筍試験地を阿南筍試験地に改称

昭和40年 6月 林業指導所を林業試験場に改称

昭和41年 4月 徳島県農業講習所を廃止し、農業大学校を設置

昭和46年 6月 農業試験場本場を名西郡石井町に新築移転
海南園芸試験地を海南分場に改称

昭和46年 9月 水産試験場本場を日和佐町日和佐浦に新築移転

昭和51年 4月 林業試験場を林業総合技術センターに改称

昭和58年 4月 果樹試験場岩倉母樹園を上板分場に統合し、県北分場に改称

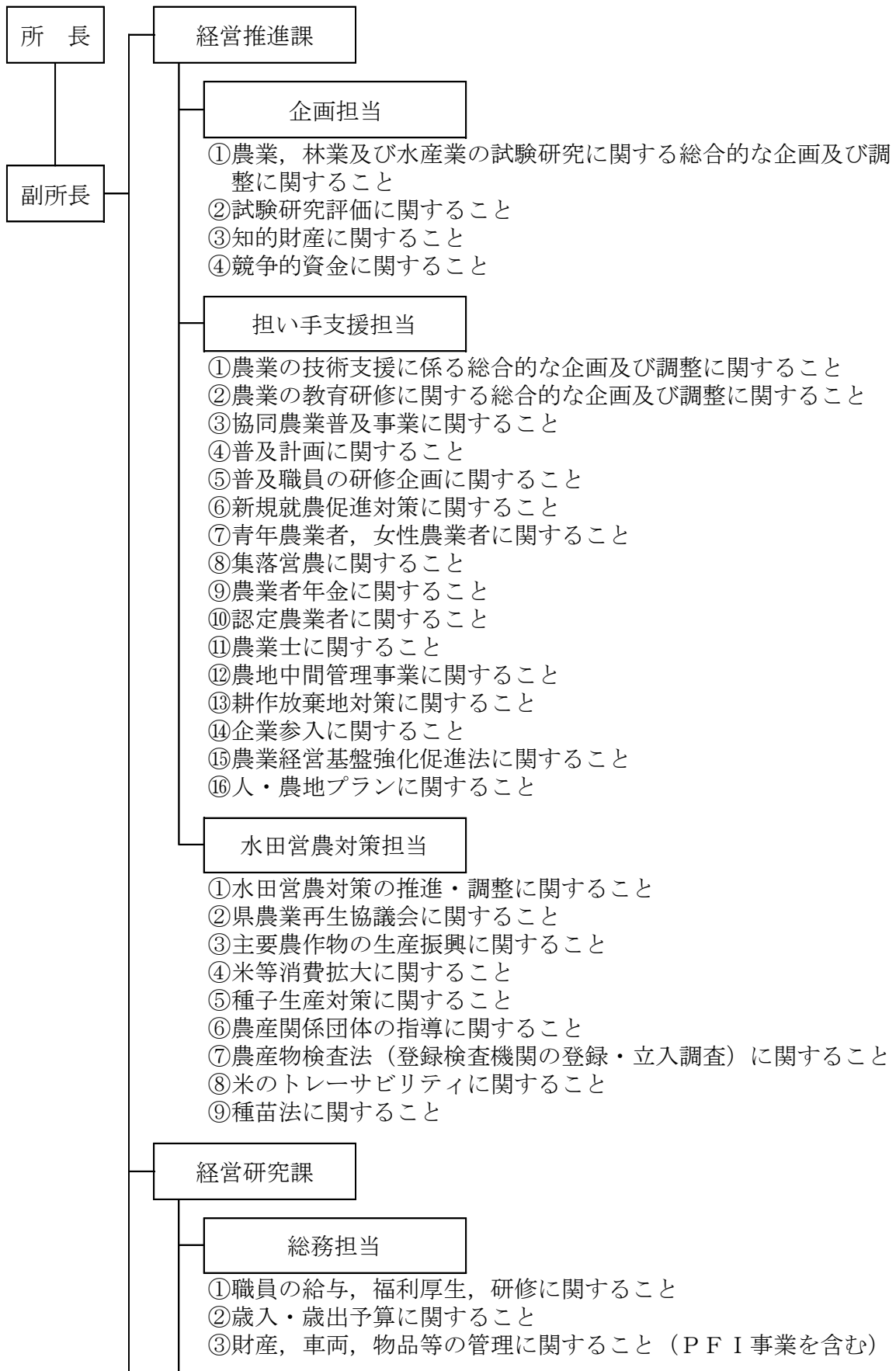
昭和62年 4月 林業総合技術センターに実大強度試験棟を開設

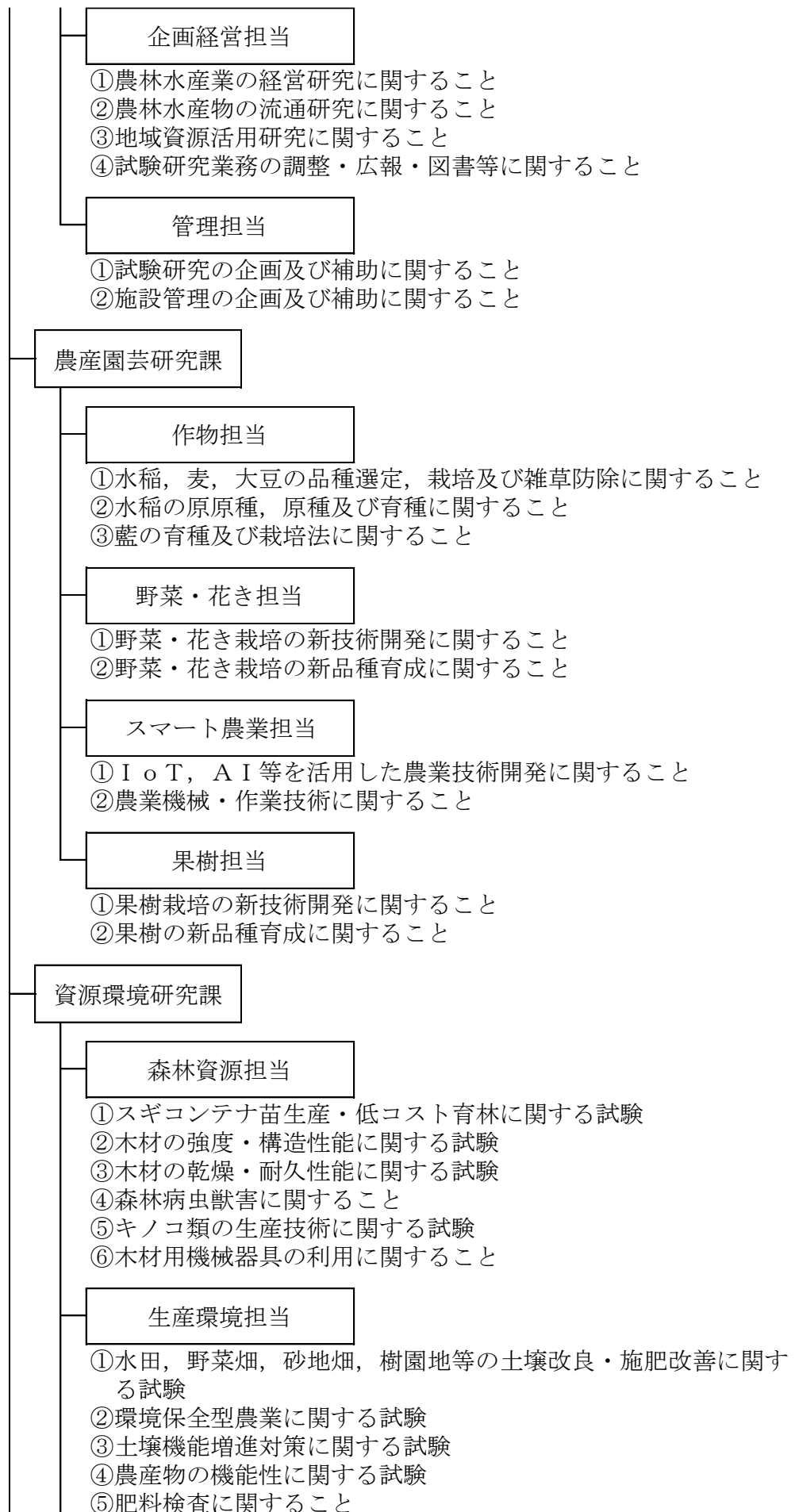
平成 4年 4月 農業試験場の機械研修部門を農業大学校に移管

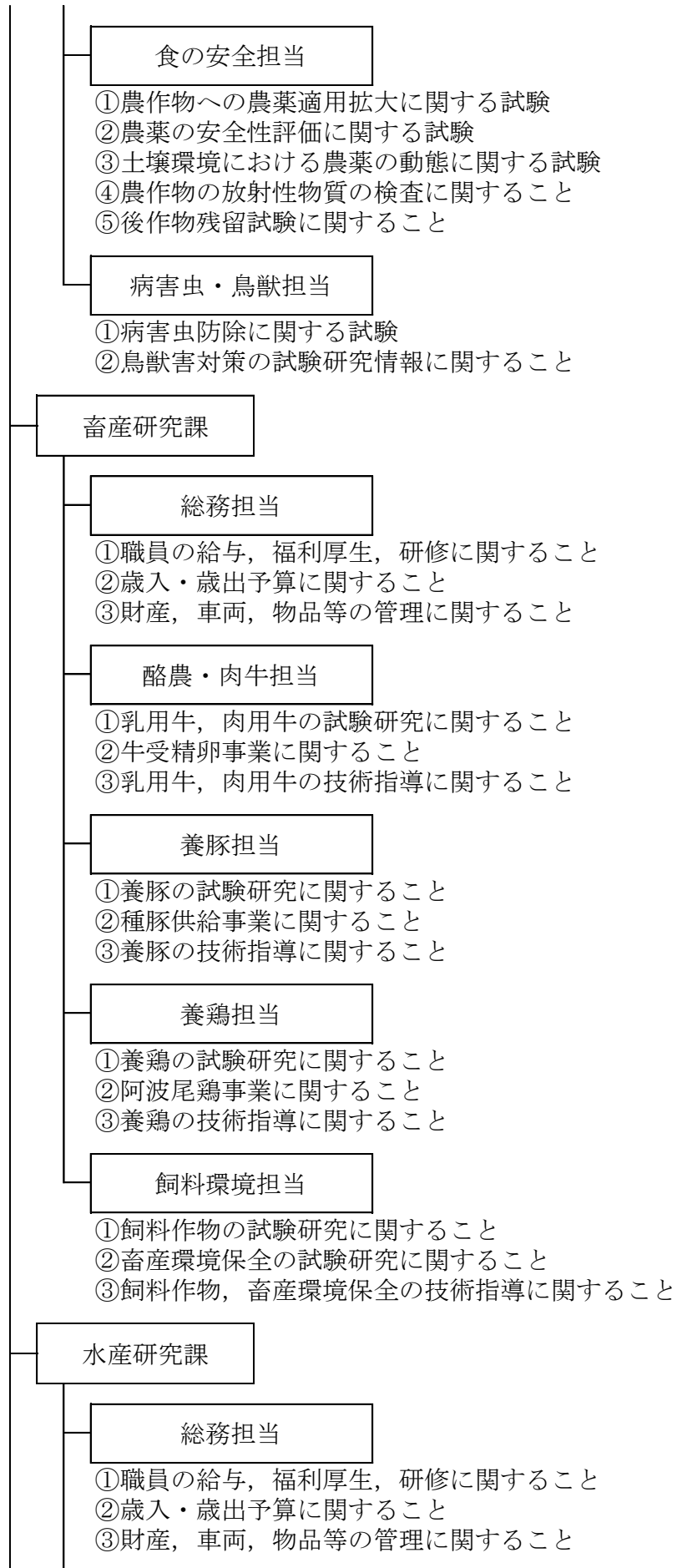
平成 5年10月 林業総合技術センターの新技术開発試験棟の新設により、既設の

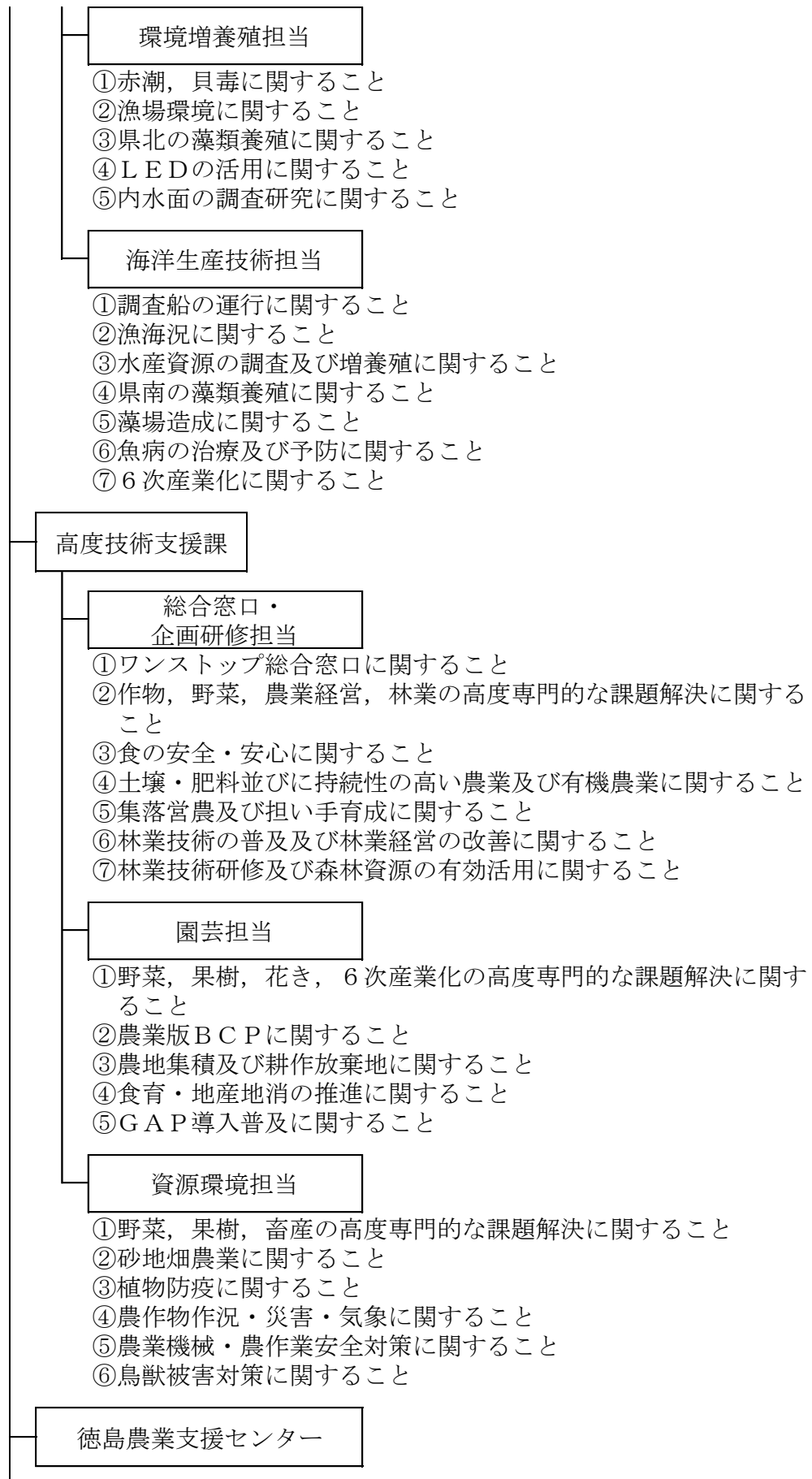
- 実大強度試験棟を含めて新しく国産材需要開発センター（オープンラボラトリー）を開設
- 平成10年 4月 徳島県蚕業技術センターを農業試験場に合併し、鴨島分場を設置
筈試験地を阿南市福井町中連に新築移転
- 平成13年 4月 徳島県立農林水産総合技術センターを設置（研究部門を統合）
内部組織として研究企画室，農業研究所（病虫害防除所を併設），
果樹研究所，畜産研究所（畜産試験場と肉畜試験場を統合），森林
林業研究所及び水産研究所を設置
- 平成17年 4月 組織再編により徳島県立農林水産総合技術センター，各農業改良
普及センター及び農業大学校を統合し，農林水産総合技術支援セ
ンターが発足
内部組織として，企画管理室，試験研究部（農業研究所，果樹研究
所，畜産研究所，森林林業研究所及び水産研究所），技術支援部及
び教育研修部（農業大学校）を設置
- 平成24年 4月 森林林業研究所内に木材利用創造センターを開設
- 平成25年 4月 組織再編により，農業・果樹・森林林業の各研究所と高度専門技
術支援担当，農業大学校を集約
- 平成28年 1月 徳島大学と「徳島県農林水産業の成長産業化及び関連産業の振興
に関する協定」を締結し，アグリサイエンスゾーンを形成
- 平成28年 7月 徳島大学，阿南工業高等専門学校と「徳島県水産業の成長産業化
及び関連産業の振興に関する協定」を締結し，マリンサイエンス
ゾーンを形成
- 平成28年11月 徳島大学，鳴門教育大学，県建築士会，徳島森林づくり推進機構
と「徳島県林業の成長産業化及び関連産業の振興に関する協定」
を締結し，フォレストサイエンスゾーンを形成

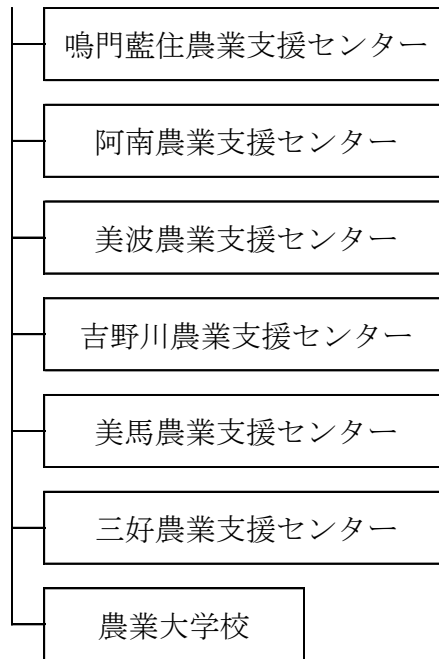
(3) 組織図 (平成30年4月1日現在)











- ①本科学生の教育に関すること
- ②研究科学生の教育に関すること
- ③アグリビジネススクール（農業経営者育成コース，6次産業化コース，テクノコース）による農業者の経営能力・栽培技術等の習得に関すること

(4) 歳出決算額の状況

(単位:円)

	支出済額	給与総額	計
平成25年度	3,254,941,859	1,455,485,814	4,710,427,673
平成26年度	2,748,123,073	1,401,801,069	4,149,924,142
平成27年度	2,774,182,285	1,316,277,484	4,090,459,769
平成28年度	2,728,007,670	1,364,111,711	4,092,119,381
平成29年度	3,342,931,049	1,396,851,449	4,739,782,498

*支出済額は、他所属からの配当額を含む。

(5) ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/tafftsc/>

第3章 試験研究について

1 はじめに

徳島県は、「新未来『創造』とくしま行動計画」を策定し、その中で、2060年頃の「目指すべき将来像」を描いた「長期ビジョン」を設定して、「10年程度先」を見据えた「中期プラン」や4年間で取り組むべき重点施策を示す「行動計画」を立案している。

商工業の例を挙げると、徳島の強みであるLEDに焦点を当てLED関連企業の開発・生産、ブランド化、販路開拓を支援し、産学官連携のもとにLED産業クラスターの形成を推進することとしている。

また、農林水産業の例を挙げると、「行動計画」では、本県の主要な園芸作物を課題解決戦略推進品目に選定した上、その品目ごとに抱える課題に重点的に施策を集中することにより、産地強化を図り、「日本のトップブランド」の地位を確立することとしている。そして、具体的に、4つの園芸作物（すだち、ほうれんそう、にんじん、えだまめ）を課題解決戦略推進品目に選定している。

さらに、徳島県科学技術県民会議により策定された「徳島県科学技術振興アクションプラン（食料・バイオ部会）」においても、徳島の強みのある農林水産物として、地鶏（阿波尾鶏）、すだち、れんこん、にんじんなどを挙げた上で、①農林水産現場に直結した農林水産総合技術支援センターの「ワンストップ機能」を活用して、生産現場や県民からのニーズを的確に把握し、②産学官の連携を強化し、それぞれが持つ強みやアイデアを活かしたオープン・イノベーションにより農林水産業の成長産業化を支える新たな技術を創出することとしている。

「新未来『創造』とくしま行動計画」や「徳島県科学技術振興アクションプラン」を見ると、本県の現状を踏まえて、施策を集中する重点項目を考えていこうという姿勢が読み取れる。

2 保健製薬環境センター

(1) 試験研究課題一覧（平成29年度実施）

（単位：千円）

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	デング熱等の蚊媒介感染症対策についての研究	H29～H30年度	—	—	513
2	食品苦情検査事例における迅速分析法の検討（カビ臭等）	H28～H29年度	—	595	507
3	徳島県における微小粒子状物質（PM2.5）に関する研究	H28～H30年度	—	565	525
4	徳島県内における陸域から海域へ流入する栄養塩の実態調査について	H29～H31年度	—	—	500

(2) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み

ア 試験研究課題について

(ア) 試験研究課題（案）の検討

保健製薬環境センターが所管している「感染症」、「医薬品」、「食品衛生」、「環境（大気・水質等）」の各分野において、

- ①近年問題・話題になっているもの（例：危険ドラッグ、海域の栄養塩）
- ②本県特有の問題・状況を示しているもの（例：日本紅斑熱）
- ③新しい検査方法を開発するもの（例：新興感染症）
- ④県民から寄せられた問題等の解決方法を模索するもの（例：食品異臭苦情）
- ⑤現況を踏まえ、将来の環境対策に資するもの（例：PM2.5対策）
- ⑥県産資材の有効活用・産業振興を図るもの

（例：すだちの搾りかす（バイオエタノール）、ドクダミ）

など、行政的な必要性、県民、県内事業者のニーズを的確に把握し、本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に寄与するテーマを、担当が検討する。

(イ) 試験研究課題の決定

検討された試験研究課題について、所長、次長及び各担当課長で構成する「学術会議」で精査した後、内部評価及び外部評価を行い、実施が適当であると判断されたものについて、試験研究課題として取り組む。

イ 試験研究評価制度

試験研究の効率的かつ効果的な実施を図るとともに、客観的な視点に立った評価を受けるため、「徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱」（以下この項目において「実施要綱」という。）を制定し、それに基づき評価を受けている。

具体的には、関係課職員（10名）で内部評価を実施した上で、学識経験者等（7名）で構成される「徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会」（以下この項目において「外部評価委員会」という。）で外部評価を受けている。

ウ 内部評価について

(ア) 根拠

実施要綱第14条によって定めた「徳島県立保健製薬環境センター試験研究内部評価実施要領」（以下この項目において「要領」という。）に基づき実施している。

(イ) 内部評価委員会

保健製薬環境センターの担当業務の主務課である危機管理部消費者くらし安全局、県民環境部及び保健福祉部の職員10名で構成し、毎年度1回又は2回開催している。

委員長は、所長とし、委員は所長が指名する。

(ウ) 内部評価の種類及び対象

種別	対象	内容
事前評価	次年度に新規予定のもの	・その必要性等について評価
中間評価	試験研究期間が3年以上のもの	・進捗状況、目標達成度、継続の必要性等について評価 ・研究手法への助言
事後評価	試験研究が終了したもの	・その成果を明らかにし、普及方法等について評価

評価を受ける研究員は、実施要綱に基づいて、研究期間、予算額、必要性、目標、研究内容、手法、成果等を記載した「試験研究評価シート」を作成するとともに、委員会当日、研究内容について各15分程度の発表を行い、更に各委員からの質疑を受ける。

(エ) 評価方法

内部評価委員は、研究内容について聴取後、要領に基づいて、a の評価項目に沿って審査し、b の総合評価及びコメントを記した「内部評価結果表」を作成し、所長に報告する。

a 評価項目

事前評価：必要性，目標，研究内容，手法

中間評価：必要性，目標，研究内容，手法，成果（計画の達成度）

事後評価：成果

b 総合評価

事前評価：実施すべき，見直し後実施，実施すべきでない

中間評価：実施すべき，見直し後実施，効果が低い

事後評価：優れている，施策への活用・実用化には課題がある，
効果が低い

(オ) 評価結果の反映

各委員から寄せられた意見やコメントに対しては、対応方法について回答するとともに、評価結果等を踏まえ、研究員は研究内容について見直し等の適切な措置を講じている。

エ 外部評価について

(ア) 外部評価委員会

学識経験者等（7名）の委員は、県民環境部長が委嘱する。委員長は互選とし、委員の任期は3年とするが、再任を妨げない。毎年度1回又は2回開催している。

(イ) 外部評価の対象及び種類

先の内部評価委員会において評価された試験研究課題について、ウの(ウ)と同様の評価を実施している。

(ウ) 評価方法

外部評価委員は、研究内容を聴取後、実施要綱に基づき、ウの(エ)のaの評価項目ごとに5点満点での評価を行い、コメントを記した「採点表」を作成する。

全委員の点数の平均点をもって総合評価としている。

(エ) 評価結果の反映

総合評価の点数が低い場合は、次の措置を講ずることとしている。

2点未満の場合 事前評価：予算化しない

中間評価：研究を中止する

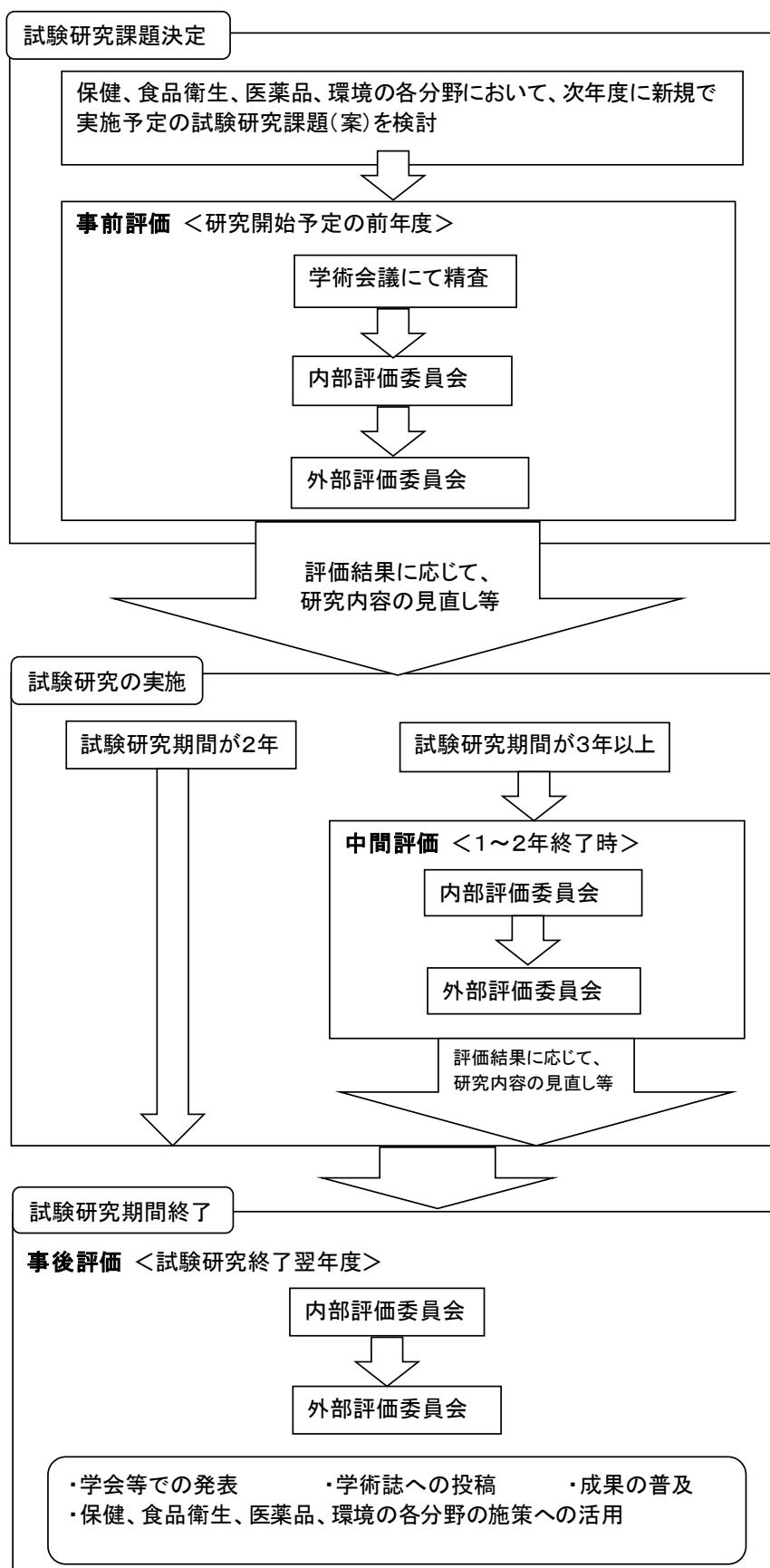
2.5点未満の場合 保健製薬環境センター内で協議し、見直し等所要の措置を講ずる。

また、各委員から寄せられた意見や採点表に記載されたコメントに対しては、対応方法について回答するとともに、今後の研究に反映させながら取り組んでいる。

(オ) 評価結果の公表

外部評価委員会は公開としており、評価結果については、各委員からのコメントも含めて、保健製薬環境センターのホームページで公開している。

保健製薬環境センター試験研究評価制度のフロー図



(3) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組みに対する意見

ア 県民や産業界のニーズを踏まえて試験研究課題が決定されている。

イ 定められた方式に従った評価方法が取られており，形式的にも実質的にも問題がない。

評価結果の公表についても，十分になされていると考えられる。

3 工業技術センター

(1) 試験研究課題一覧（平成29年度実施）

経常研究(県単予算による職員主体の基礎的な研究)

(単位：千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	水素化物発生装置を用いたテルルの分析条件の検討	H27～H29年度	300	300	300
2	県産スギを用いた木造住宅用床の遮音性能の改善	H28～H29年度	—	350	350
3	県産材を活用した建築床構面の開発	H28～H29年度	—	530	530
4	徳島名産御膳みその香味特性に関する研究	H28～H29年度	—	500	500
5	県産鶏卵の味特性明確化及び呈味因子の解明	H28～H29年度	—	400	400
6	3Dプリンタを用いたCFRP内圧成形技術の開発	H29～H30年度	—	—	650
7	CNFを使用したシート複合製品強化技術の開発	H29～H30年度	—	—	400
8	県産農産物の抗酸化機能性評価	H29～H30年度	—	—	500
9	LED発酵酵母の最適醸造条件の確立	H29～H30年度	—	—	500

特別研究(国等の提案公募型研究開発事業)

(単位：千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	CFRTP専用ファスナーを用いた自動車用CFRTPと異種材料の革新的接合技術の開発	H27～H29年度	2,759	6,360	1,052
2	表面テクスチャリングによる環境負荷低減型熱交換器用プレートの開発	H29～H31年度	—	—	861
3	新規魚油由来脂肪酸の事業化を見据えた基盤・実証研究	H27～H29年度	1,800	1,250	1,800

共同研究(企業等からの申請による共同研究, 年度ごとに募集する単年度の課題)

(単位：千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	CNF試作サンプルの性能評価	H29年度	—	—	500
2	食品製造工程で生成するバクテリアセルロースの特性に関する研究	H29年度	—	—	621
3	リモートコントロールによる小型電動クローラの車体制御に関する研究	H29年度	—	—	500
4	扁平アクチュエータによるアシストスーツ構造に関する研究	H29年度	—	—	974
5	見守りロボットによる見守り支援システムの構築	H29年度	—	—	1,472
6	養鶏業用LED照明の改良及び性能評価	H29年度	—	—	500
7	熱溶着積層合板の曲げ成形システムの開発	H29年度	—	—	800
8	セルロースナノファイバーによる木材の機械特性向上	H29年度	—	—	415
9	CFRPと木材の複合材による椅子の実用化	H29年度	—	—	350
10	卓上型多関節ロボットの用途拡大に対応した小型蓄電システムに関する開発	H29年度	—	—	600
11	LEDによる製麺中の麴分子形成抑制効果の検証	H29年度	—	—	300
12	UV-LEDを用いた味噌酵母の育種	H29年度	—	—	300
13	飛距離特性良ゴルフボールディンプルパターンの解析	H29年度	—	—	201

14	バイメタルディスクにおける温度特性発現のメカニズム解析	H29 年度	—	—	1,721
15	小粒径及び低コントラスト異物検出システムの開発	H29 年度	—	—	1,470
16	ねじの箱詰めシステムの改良	H29 年度	—	—	500
17	ねじの転造工程の不良品検知技術の開発	H29 年度	—	—	900
18	バイオフィルム検査用スワブの開発	H29 年度	—	—	200
19	ドライアイス洗浄用ラバルノズル及びフラットノズルの開発	H29 年度	—	—	297
20	レスキュードームテント用CFRPフレームの開発	H29 年度	—	—	440
21	自動攪拌器における減速度及び高トルク制御に関する研究	H29 年度	—	—	100
22	内装ドア表面プリント紙仕様の研究	H29 年度	—	—	300
23	自動走行に対応したセンシング処理システム機器の開発	H29 年度	—	—	600
24	県産材を活用した壁パネルの試作開発	H29 年度	—	—	200
25	電動モノレール運搬車両に関する電動機駆動手法の開発	H29 年度	—	—	5,000
26	電解処理と凝集剤の併用による地下水中の三価砒素の除去	H29 年度	—	—	500
27	交流電場腫瘍治療装置の開発	H29 年度	—	—	1,000
28	制御盤の熱対策	H29 年度	—	—	500
29	スダチ果皮エキス末の化粧品原材料への展開	H29 年度	—	—	400
30	屋外用砲弾型LED単独ドットモジュールケースの開発	H29 年度	—	—	673

*このほかに平成29年度は6題について受託研究を実施した。

(2) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み

ア 試験研究課題の選定

工業技術センターにおいては、技術相談、依頼分析・試験、技術指導を通じて得られた、県内企業や各業界のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究課題を選定している。

具体的には、各担当内で技術相談、依頼分析・試験、技術指導を通じて得られたニーズを試験研究課題とし、必要性、研究内容、研究方法について検討した後に、所長、副所長、次長及び研究部長で構成する「内部評価委員会」で事前評価を実施し、その後、外部有識者で構成される「試験研究評価委員会」で事前評価を実施し決定する。

なお、外部資金獲得を前提とした提案公募型の試験研究課題や共同研究及び受託研究については、評価の対象としないが、試験研究課題が採択されるよう適宜見直し改善している。

イ 内部評価について

平成15年度から外部の有識者による客観的な試験研究評価を導入し、外部評価を行っている。併せて、外部評価の前に、試験研究について内部評価を行っている（徳島県立工業技術センター内部評価実施要綱）。

具体的には、所長、副所長、次長（企画調整担当）及び研究部長で構成する「内部評価委員会」を設置し、工業技術センターが実施する試験研究課題（共同研究及び受託研究は除く）について、事前評価、中間評価、事後評価を実施している。

(ア) 内部評価区分

事前評価 次年度に新たに実施する試験研究課題

中間評価 前年度に実施した試験研究課題

事後評価 前年度で終了した試験研究課題

(イ) 内部評価基準

事前評価 平均評価点2点未満の課題は予算化しない。

2.5点未満の課題は、内容の修正等を行う。

中間評価 平均評価点が、2点未満の課題は休止。

2.5点未満の課題は、内容の修正等を行う。

(ウ) 内部評価方法

試験研究評価に当たっては、各評価委員が試験研究の「必要性」「研究内容」「手法」等の各項目について定量評価（5段階評価）を行い、評価結果については、試験研究課題の採択・不採択、継続・休止、内容の修正等に反映させる。また、内部評価を実施した後、該当する課題については、試験研究の外部評価を実施している。

ウ 外部評価について

県内企業等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行うために、平成15年度から外部の有識者による客観的な試験研究評価を導入し、外部評価を行っている（徳島県立工業技術センター試験研究評価実施要綱）。

具体的には、外部有識者で構成される「工業技術センター試験研究評価委員会」（以下この項目において「評価委員会」という。）を設置し、工業技術センターが

実施する試験研究課題（共同研究及び受託研究は除く）について、事前評価、中間評価、事後評価を実施している。

(ア) 外部評価区分

事前評価 次年度に新たに実施する試験研究課題

中間評価 当該年度で研究期間が3年以上となる試験研究課題

事後評価 前年度で終了した全ての試験研究課題

(イ) 外部評価基準

事前評価 平均評価点2点未満の課題は予算化しない。

2.5点未満の課題は、内容の修正等を行う。

中間評価 平均評価点が、2点未満の課題は休止。

2.5点未満の課題は、内容の修正等を行う。

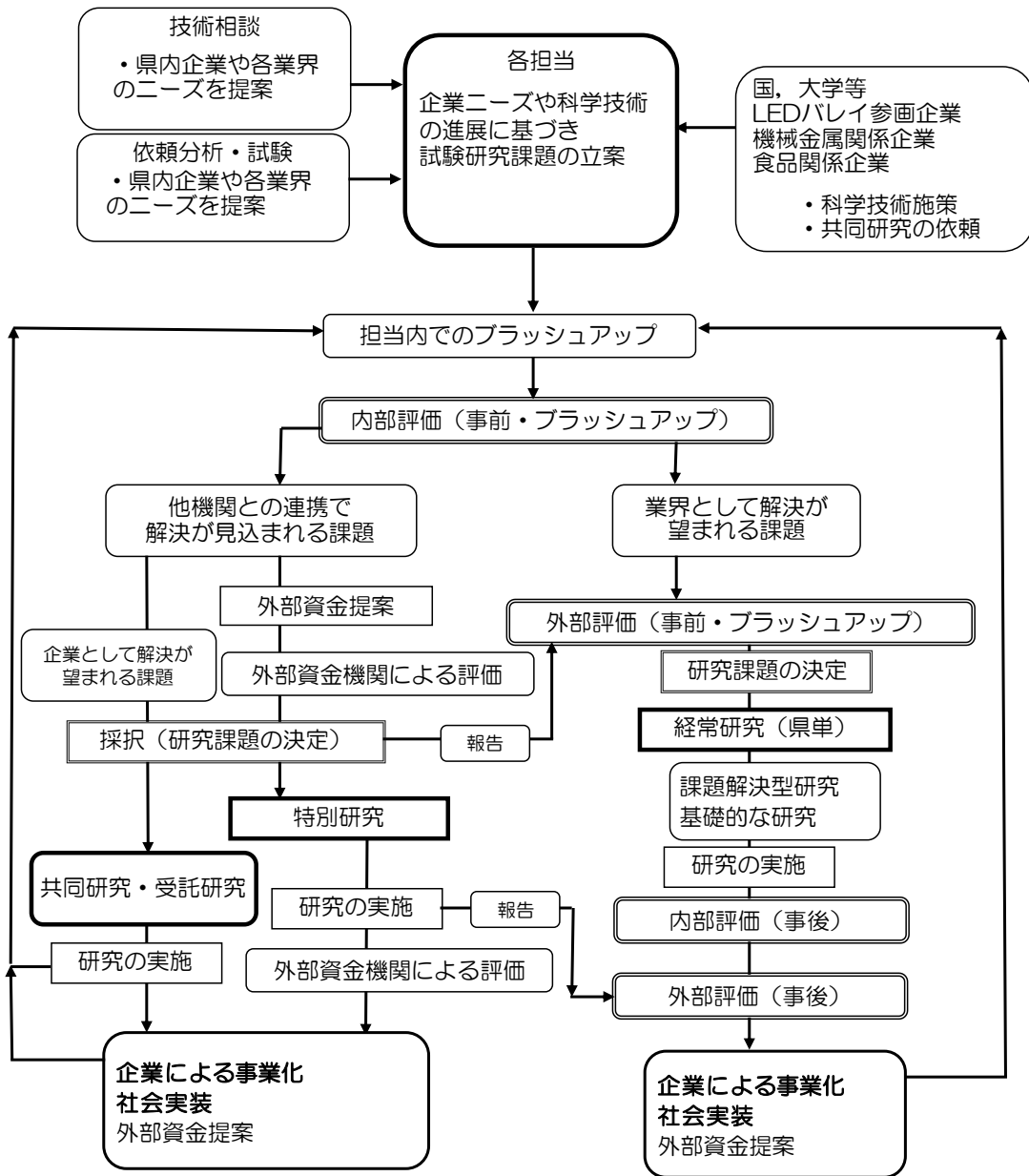
(ウ) 外部評価方法

試験研究評価に当たっては、各評価委員が試験研究の「必要性」「研究内容」「手法」等の各項目について定量評価（5段階評価）を行い、評価結果については、試験研究課題の採択・不採択、継続・休止、内容の修正等に反映させる。また、評価委員会は公開で行っており、評価結果は工業技術センターのホームページで公表している。

エ 試験研究結果の事業化

試験研究に対する外部評価制度は、地域産業のニーズを反映した試験研究課題の優先的な選定のみならず、効率的かつ効果的な試験研究の推進、工業技術センター職員の意識改革、能力向上にもつながるものであり、この制度により、新製品や技術開発につながり、本県産業の発展に寄与するよう支援している。

工業技術センター試験研究評価制度のフロー図



【研究種別】

経常研究 (県単)

単独で計画・実施する研究で、県内中小企業が抱える技術的課題の解決や今後必要となる新技術の開発を行うもの

共同研究

工業技術センターと企業や業界団体、大学などが連携して、それぞれが有する技術やノウハウを融合し、技術開発や製品化に向けた研究を共同で行うもの

受託研究

企業からの受託により新製品・新技術の開発等における技術的課題についての研究開発を行うもの

特別研究 (外部資金提案公募型)

国や科学技術振興機構などの採択を受けた提案公募型研究事業に取り組み、県内企業や大学などと連携して高度な新製品開発などを行うもの

(3) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組みに対する意見

ア 工業技術センターでは、企業の技術的課題について委託を受ける受託研究、企業の技術的課題について共同で研究開発する共同研究を行っており、工業技術センターが取り組む試験研究課題の中でこれらの占める割合は大きい。

このように、工業技術センターは企業の技術開発を支援する役割を有しているところ、支援対象となる県内の企業は、中小規模の事業者がほとんどであり、世界レベルの最先端技術を扱うとは限らない。工業技術センターが支援すべき県内の中小企業のニーズをこれまでと同様に正しく把握して、それに応えられるようにすることが極めて重要である。

(意見)

取り扱う分野、取り扱う技術のレベルについて、県内の中小企業のニーズを把握し、それに適合したものになるよう、これまでと同様に注力すべきである。

また、徳島の誇るLEDについては、引き続き「産学官連携」を推進し、製品開発や共同研究、人材育成を通じ、本県の光関連産業の振興に貢献していただきたい。

イ 定められた方式に従った評価方法が取られており、形式的にも実質的にも問題がない。

評価結果については、試験研究課題ごとの最終的な「総合評価」の点数がホームページに記載されているのみであって不十分である。

(意見)

評価の対象となる研究の内容や結果等については、できる限り、より詳しい情報をホームページ上に掲載し、県民に向けた公表を行うべきである。

4 農林水産総合技術支援センター

(1) 試験研究課題一覧（平成29年度実施）

経営研究課

(単位:千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	複数の草本類地域特産物に適応する低コスト収穫機の開発	H27～H29年度	400	450	500
2	地域資源を活用した農山漁村活性化手法の研究	H28～H30年度	—	278	692
3	県産農産物の共同選果システム導入による経営的効果・産地形成分析	H29～H30年度	—	—	620
4	薬用作物の国内生産の拡大に向けた技術の開発	H28～H32年度	—	500	500
5	果物の東アジア、東南アジア輸出を促進するための輸出国ニーズに適合した生産技術開発及び輸出ネットワークの共有による鮮度保持・低コスト流通・輸出技術の実証研究	H28～H30年度	—	4,000	4,000
6	府県型イアコーンサイレージ生産利用体系の開発と実証	H29～H31年度	—	—	75
7	県産青果物の海外展開を目指した鮮度保持技術の開発と経営的評価	H29～H31年度	—	—	2,546

農産園芸研究課

(単位:千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27年度	H28年度	H29年度
1	主要農作物優良種子生産管理事業	H10年度～	299	299	299
2	新規需要に対応した水稻の多収栽培の確立	H27年度～	340	340	340
3	年内採りコワニー切り花の品質向上対策・超促成栽培技術の開発	H28～H29年度	—	500	400
4	遺伝資源の保存	H25年度～	387	390	884
5	農家を作って売って儲かる新しい甘柿づくりの実現	H29～H31年度	—	—	162
6	新品種の育成による「とくしまブランド」カンキツの強化	H27年度～	80	103	156
7	本県に適応する果樹品種の比較試験（系統適応性検定試験等）	S39年度～	81	113	195
8	規模拡大と新規就農を支援する果樹の省力・軽労働技術の開発	H27～H29年度	700	538	350
9	徳島ツートップ山菜の安定生産技術確立	H28～H30年度	—	638	400
10	阿波すず香栽培技術の確立	H28～H30年度	—	538	400
11	緑色が長持ちする晩生スダチ新品種の育成	H28～H30年度	—	538	400
12	高齢化及び女性作業者に対応する「なると金時」等の省力ハンドリング装置の開発	H29年度	—	—	700
13	レンコン新品種「阿波白秀」の早期出荷作型向け栽培技術の確立	H29～H31年度	—	—	300
14	イチゴ新品種の栽培技術の確立	H29～H31年度	—	—	1,116
15	新「なると金時」ブランド品種の育成	H29～H31年度	—	—	400
16	ブランドナン産地の維持発展に貢献するオリジナルナン品種の育成	H28～H30年度	—	538	400
17	複数の草本類地域特産物に適応する低コスト収穫機の開発	H27～H29年度	経営研究課No.1に記載		
18	イチゴ新品種「阿波ほうべに」の高収益栽培の実証	H29年度	—	—	250
19	中山間の未利用有機性資源を活用した人にも環境にもやさしい土壌消毒技術の実用化	H27～H29年度	資源環境研究課No.20に記載		

20	薬用作物の国内生産の拡大に向けた技術の開発	H28～H32 年度	—	1,000	700
21	果物の東アジア、東南アジア輸出を促進するための輸出国ニーズに適合した生産技術開発及び輸出ネットワークの共有による鮮度保持・低コスト流通・輸出技術の実証研究	H28～H30 年度	経営研究課No.5に記載		
22	簡易施設向けICTシステム利用による地域ブランド野菜産地の強化	H28～H31 年度	—	5,131	3,515
23	収穫後品質の向上と機能性を活かした加工品の展開による国産レンコンのブランド力強化	H28～H31 年度	—	3,700	2,162
24	ICTによるスマート農業の推進	H28～H29 年度	—	5,000	5,000
25	藍の新産業創出に繋がる技術開発と新産業を支える高色素タデ藍生産	H28～H29 年度	—	3,150	1,200
26	植物調節剤の適用性試験	S39 年度～	1,048	800	700
27	カンショ有望系統の系統適応性検定試験及び特性検定試験	H21 年度～	209	209	222
28	薬用植物の未利用部位を活用した新規特産品の開発研究	H28～H29 年度	—	0	0

資源環境研究課

(単位:千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度
1	すだちの微量要素欠乏対策の確立	H27～H29 年度	78	89	122
2	製材所から排出される木質燃焼灰の肥料としての活用	H27～H29 年度	387	297	390
3	新害虫ビワキジラムの拡散阻止と被害軽減の緊急防除技術の開発	H28～H29 年度	—	125	125
4	ナシ萎縮病の感染予防技術の検討	H28～H30 年度	—	125	125
5	徳島型難燃処理技術により開発した準不燃木材の接合方法の確立	H29～H31 年度	—	—	338
6	公共木造建築物に利用できる県産材を用いた水平構面の開発	H27～H29 年度	600	225	337
7	菌床シイタケ栽培に適したより安価な栄養剤の開発	H28～H30 年度	—	225	338
8	シイタケ施設を利用した新規食用きのこ栽培技術の開発	H28～H30 年度	—	225	337
9	クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト	H29～H30 年度	—	—	4,000
10	クビアカツヤカミキリの根絶を目指した緊急防除技術の開発	H29 年度	—	—	280
11	近赤外センサーを利用したなると金時の非破壊糖度測定システムの開発	H27～H29 年度	700	636	812
12	コンテナ苗を活用した造林技術の開発	H28～H30 年度	—	772	445
13	造林地の林業被害対策を目的とした防除手法の開発	H29～H31 年度	—	—	160
14	県産すぎの強みを発揮する高耐久・高強度「乾燥材」の開発	H29 年度	—	—	5,000
15	スギ大径丸太から高品質な製品を挽く木取り法の開発	H29～H31 年度	—	—	490
16	徳島すぎ無垢板材の新たな用途に向けた技術開発	H29～H31 年度	—	—	620
17	菌床しいたけの集中発生を防ぐ栽培技術の開発	H29～H31 年度	—	—	600
18	優良苗の安定供給と下刈り省力化による一貫作業システム体系の開発	H28～H30 年度	—	1,000	1,000
19	高品質シイタケ安定生産に向けた天敵利用によるケミカレスな害虫撃滅技術の開発	H28～H30 年度	—	1,300	1,000
20	中山間の未利用有機性資源を活用した人にも環境にもやさしい土壌消毒技術の実用化	H27～H29 年度	3,906	2,883	2,890
21	土着天敵タバコカミカメの青色光に対する応答反応の解明と捕集装置の開発	H26～H30 年度	1,200	1,000	1,000

22	いちご（生果実）の東南アジア・北米等への輸出を促進するための輸出相手国の残留農薬基準値に対応したI P M体系の開発ならびに現地実証	H29～H30 年度	—	—	2,500
23	府県型イアコーンサイレージ生産利用体系の開発と実証	H29～H31 年度	—	—	1,135
24	四国で増やさない！四国から出さない！新害虫ビワキジラミの防除対策の確立	H29～H31 年度	—	—	1,820
25	飼料用米の耕畜連携栽培における家畜ふんたい肥の精密施用技術の確立	H29 年度	—	—	1,000
26	機能性成分維持・向上のための管理技術の開発	H29～H31 年度	—	—	500
27	高機能性産農産物の探索及び表示支援	H27～H29 年度	5,000	2,250	1,350
28	微小害虫薬剤感受性検定キットの開発とその利用技術の確立・実証	H29～H31 年度	—	—	350
29	徳島すぎ心材の強みを活かした技術開発	H29 年度	—	—	800
30	県産農産物に含まれる機能性・栄養成分を活かす加工適性等の解明	H29 年度	—	—	2,000
31	被害診断解析を基準としたビッグベイン病防除レベル判定システムの確立	H27～H29 年度	540	540	540
32	レンコン栽培におけるカリ肥料流し込み追肥増収効果の実証	H28～H29 年度	—	400	400
33	土着天敵タバコカミカメの循環利用ゴマまわしの普及	H28～H29 年度	—	300	300
34	G P S 首輪システムによるサル群の広域的な被害対策技術の開発	H26 年度～	1,000	4,000	4,000
35	マイナー作物農薬登録拡大試験	H17 年度～	1,577	1,551	1,066
36	輸出支援マニュアル等策定事業	H26 年度～	1,480	1,360	2,820
37	検疫病害虫（かいよう病とミカンバエ）の防除対策	H26～H29 年度	800	800	800
38	県内生産家畜糞堆肥分析調査	H17 年度～	70	70	70
39	土壌モニタリング調査	H25 年度～	1,032	1,159	1,034
40	土壌型別有機資源連用試験（水田・砂地畑）	H24 年度～	630	630	630
41	肥料分析検査業務	H13 年度～	227	232	232
42	地域特産品における農薬の安全性評価	H19 年度～	資源環境研究課No.35 に含まれる		
43	農薬環境負荷解析調査	H27 年度～	1,500	1,500	1,500
44	農林水産物の放射性物質検査	H25 年度～	0	0	0
45	肥効調節型肥料活用したスダチの30%窒素肥料減肥による年1回施肥法の開発	H26～H29 年度	500	540	540
46	特産作物農薬登録拡大推進事業	H25～H30 年度	510	530	950
47	新農薬実用化試験	S28 年度～	5,000	5,000	5,000
48	輸出相手国での残留農薬対策事業	H26 年度～	資源環境研究課No.36 に含まれる		
49	農薬の後作物残留を未然に防止する登録制度の提案	H29～H31 年度	—	—	2,860
50	吉野川の恵みによる砂地畑農業振興事業	H24～H29 年度	337	447	262

畜産研究課

(単位:千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度
1	機能性飼料を活用した暑熱ストレス軽減技術の開発	H28～H30 年度	—	3,500	3,500
2	乳用牛の泌乳量の平準化と人工知能の活用による健全性向上技術の開発	H29～H32 年度	—	—	3,500
3	乳用牛の泌乳中のエネルギーバランスにおける遺伝的能力評価材質の検索	H29～H31 年度	—	—	607

4	乳牛へのポリフェノール給与による分娩間隔短縮効果の検討	H29～H31 年度	—	—	1,060
5	「阿波牛」採卵成績UP!飼養管理技術の開発	H27～H29 年度	800	380	380
6	阿波とん豚の生産性改良技術の開発	H29～H31 年度	—	—	3,800
7	高能力飼料作物品種選定調査	H22 年度～	839	792	769
8	飼料関連事業	H26 年度～	478	478	488
9	牛受精卵を用いた性染色体蛍光標識による性別判別技術の開発	H29～H30 年度	—	—	2,550
10	国産飼料を最大限に活用した乳肉用牛育成技術の確立	H28～H30 年度	—	3,500	3,500
11	県産飼料用米の活用による和牛肥育技術の確立	H29～H31 年度	—	—	700
12	免疫力UP! 疾病を防ぐ和牛哺育技術の確立	H28～H30 年度	—	3,000	3,000
13	香酸柑橘類を活用した高付加価値豚肉生産技術の開発	H29～H31 年度	—	—	800
14	DNAマーカーを活用した大ヨークシャー種繁殖性改良技術の開発	H29～H31 年度	—	—	900
15	府県型イアコーンサイレージ生産利用体系の開発と実証	H29～H31 年度	—	—	3,292
16	自給飼料栽培における強害雑草の防除体系の開発	H27～H29 年度	783	783	783
17	不耕起栽培を利用した暖地2年5作体系による飼料増産技術の開発	H27～H31 年度	1,800	2,000	1,850
18	自給飼料を活用した鶏肉の差別化技術の開発	H28～H30 年度	—	2,500	3,500
19	粉碎モミガラ of 敷料・堆肥化試験	H28～H30 年度	—	42	42
20	畜産バイオマス利活用推進事業・堆肥分析センター（環境汚染防止対策）	H28 年度～	—	100	100
21	畜産バイオマス利活用推進事業・堆肥分析センター（堆肥等品質・成分分析）	H28 年度～	—	267	267
22	阿波とん豚の維持に関する試験	H28 年度～	—	7,418	7,418
23	畜産物の商品価値を高める研究	H28～H29 年度	—	4,580	3,850
24	肥育牛の早期出荷による低コスト飼料管理技術の開発	H28～H29 年度	—	3,500	3,500
25	付加価値の高いブロイラー生産技術の開発	H27～H29 年度	1,222	1,222	1,222
26	自給飼料と家畜ふん堆肥の流通に関する研究	H29 年度	—	—	50
27	受精卵供給センター事業	H1 年度～	1,500	1,500	1,500
28	乳用牛群検定普及定着化事業	H13 年度～	361	286	321
29	家畜改良総合対策推進事業	H20 年度～	2,500	2,500	2,500
30	「アワヨーク」の維持に関する試験	H6 年度～	7,950	7,950	7,950
31	「阿波とん豚」増産・流通システム確立事業	H29～H31 年度	—	—	6,209
32	豚の遺伝子再生技術の確立	H29～H31 年度	—	—	2,634
33	阿波尾鶏安定生産確保事業	H13 年度～	7,492	7,492	7,492

水産研究課

(単位:千円)

番号	試験研究課題名	実施期間	予算額		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度
1	ウスバアオノリ養殖技術の開発	H28～H30 年度	—	970	500
2	ウスバアオノリ養殖普及拡大事業	H28～H29 年度	—	1,500	1,500
3	スジアオノリ養殖の安定生産に向けた品種の開発	H27～H29 年度	796	549	360
4	とくしまの海海藻増産事業	H25～H29 年度	150	150	150
5	海部郡でのワカメ類養殖の実用化に向けた超高温耐性品種及び養殖技術の開発	H28 年度～	—	1,500	1,000
6	海の野菜増産研究事業	H28～H29 年度	—	2,000	2,000
7	温暖化対応ワカメ品種普及促進事業	H28～H29 年度	—	500	500
8	増養殖技術研究	H12 年度～	803	803	803

9	低コストで放流後の生残率が高いアワビ種苗生産技術の開発	H28年度～	—	1,500	1,000
10	陸上水槽によるイセエビ蓄養試験	H28～H30年度	—	820	300
11	LED水中灯を沿岸漁業に活用する	H28年度～	—	1,500	720
12	六次産業化を推進する水産加工品開発・品質管理の支援	H29～H31年度	—	—	625
13	資源管理に必要な情報提供事業	H9年度～	791	772	745
14	リアルタイム水質情報発信システムの構築によるスマート漁業の推進	H29年度	—	—	4,200
15	病害対策研究	H12年度～	450	450	450
16	漁場環境保全対策調査研究	S54年度～	768	768	768
17	赤潮対策技術開発試験費	H11年度～	1,319	1,319	1,252
18	漁場環境監視等強化対策事業	S54年度～	434	434	434
19	水産基盤整備事業	H29年度～	—	—	830
20	漁場生産力向上のための漁場改善実証試験	H25～H29年度	4,235	4,235	3,200
21	ドローン空撮画像解析による藻場等の分布把握技術開発	H29～H31年度	—	—	1,000
22	漁業資源対策研究	H13年度～	161	161	161
23	河川生産力有効利用調査研究	H2年度～	364	364	364
24	資源評価等推進委託事業	H10年度～	9,325	9,326	10,149
25	「資源回復計画推進事業」主要漁業種に関する調査研究	H17年度～	2,044	2,044	1,808
26	公共用水域水質調査	H27年度～	1,618	1,609	1,494
27	カワバタモロコ種苗生産試験	H19～H29年度	975	975	975

(2) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み

農林水産総合技術支援センターでは試験研究課題の設定、内部評価及び外部評価を次のとおり実施している。

ア 試験研究課題について

(ア) 試験研究課題（案）の検討

農林水産総合技術支援センターでは、広く県民のニーズを収集し試験研究に反映できるよう試験研究課題の検討等を行っている。

a 科学技術の進展を踏まえた課題把握

農林水産業における作業の超省力化や高品質化を可能にするスマート化の推進など国及び県の施策に沿った事業展開を行うため、その方向性や技術シーズと県内産地の特色を踏まえ、研究ニーズを把握する。

b 「普及・研究連携会議」を通じた課題設定

県内農林水産業の生産現場（農林漁業者、関係団体）における様々な課題や要望等を踏まえて早期の課題解決等につなげるため、生産現場と密接に関わる普及機関と新技術・品種の開発を行う各研究課の両機関が現場課題等に

ついて意見交換を行う「普及・研究連携会議」を開催し、研究ニーズを把握する。

c 「農林水産関係技術連絡会議」を通じた課題設定

試験研究に関する重要事項の審議や試験研究機関と関係各課の相互連携を図るため、「農林水産関係技術連絡会議」において情報交換することにより、研究ニーズを把握している。会議は、農林水産部長並びにセンター所長、副所長、局長、副部長及び次長のほか、関係各課、各研究課、高度技術支援課、経営推進課の各課長及び工業技術センター次長を構成員としている。

d 他機関との連携による課題設定

これまでの本県の研究成果を踏まえ、新たな技術開発に向け国や他県からの研究の参画の要請がある共同研究について試験研究課題として設定している。

(イ) 試験研究課題の決定

検討された試験研究課題について、内部評価を実施した後、所長、副所長、各研究課長、高度技術支援課長及び経営推進課長等で構成する「試験研究調整会議」を開催し、必要と認める課題について審議を行い、実施が適当であると判断されたものについて試験研究課題として取り組む。

イ 内部評価について

(ア) 根拠

徳島県立農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領

(イ) 内部評価委員会

委員会は、センター所長、副所長、経営推進課長、高度技術支援課長、関係する研究課長（評価を受ける試験研究課題を所管する研究課長を除く。）及び農林水産部内関係課の職員で構成し、毎年4月から7月頃までに開催している。

(ウ) 評価の種類

事前評価：翌年度から実施を予定している新規課題の選定時に実施

中間評価：実施中の課題について実施

事後評価：試験研究終了時に実施

(エ) 評価方法

評価を受ける研究員は、試験研究課題工程表に必要な資料を加えて委員会に諮る。

評価委員は、研究員から研究内容を聴取後、下記の評価項目に基づき「内部評価採点表」により定量評価を行う。各研究課長は、結果を取りまとめ、センター所長に報告する。

(評価項目)

事前評価：県施策関連，創造性，計画の妥当性，活用の見込み，緊急性・必要性

中間評価：計画の妥当性，活用の見込み

事後評価：完成度，活用の見込み

(オ) 評価結果の反映

評価結果等を踏まえ、研究内容について見直し等の適切な措置を講じる。

ウ 外部評価について

(ア) 根拠

徳島県立農林水産総合技術支援センター外部評価実施要領

(イ) 外部評価委員会

a 構成及び任期

委員会は9名以内の委員で構成され、委員は所長が委嘱する。委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の任期は3年以内とするが、再任を妨げない。

b 所掌事務

(a) センターが行う事業の実施状況及び推進方向の評価

(b) 試験研究業務，普及指導業務及び教育研修業務に関する提言

(c) センター業務の効率的な推進に関する提言

c 対象業務及びその評価内容

(a) 試験研究業務：試験研究機関が行う研究開発業務の実施状況及び推進方向

(b) 普及指導業務：普及指導組織が行う普及指導業務の実施状況及び推進方向

(c) 教育研修業務：農業大学校が行う教育研修業務の実施状況及び推進方向

d 開催状況

年3回開催

第1回：例年8月頃に開催し、前年度の外部評価結果の反映状況を報告するとともに、普及指導業務及び教育研修業務の評価を実施

第2回：例年12月頃に開催し、試験研究業務に関する課題別評価を実施

第3回：年度末の3月頃に実施し、当該年度の外部評価報告書（案）及び翌年度の外部評価実施計画（案）について協議を行う。委員長は、評価結果等を報告書として取りまとめ、所長に報告

(ウ) 評価方法

a 評価の種類

- ・課題別評価：課題別に評価を行うとともに提言を実施
- ・総合評価：課題別の評価を踏まえ総合的な評価を行うとともに提言を実施

b 評価の視点

(a) ニーズの把握

- ・生産現場や市場のニーズを適切に踏まえた内容か。
- ・今実施すべき必要性がある内容か。

(b) 研究の内容

- ・創造性や新規性に富んだものか。
- ・今年度までの現状を踏まえ次年度の方向性は妥当か。

(c) 研究体制

- ・関係機関との連携による効果的な研究体制か。

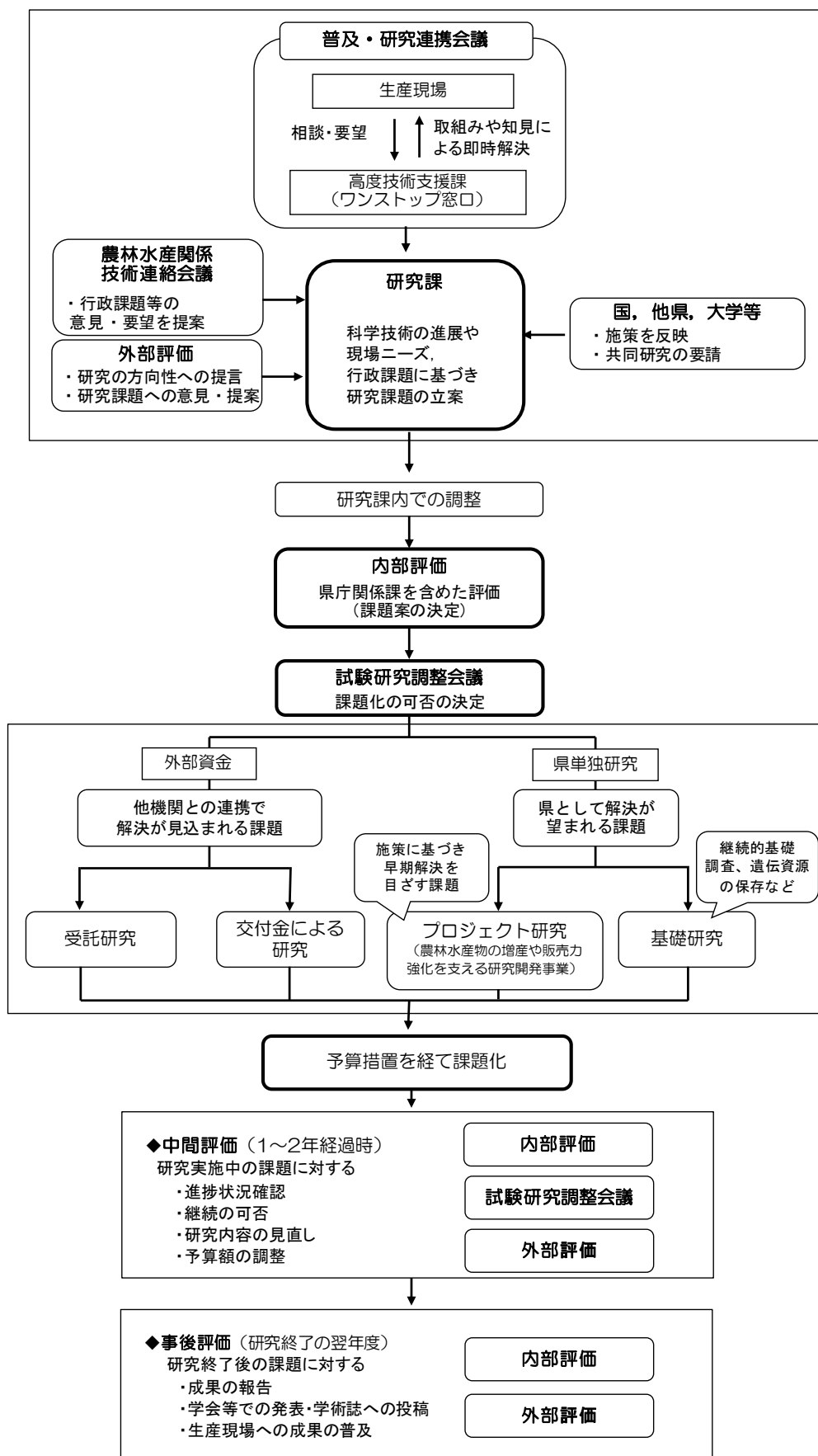
(エ) 評価結果の反映

外部評価委員会の評価結果や委員からの意見は、次年度の試験研究課題の立案に反映するとともに、内部評価の視点として取り入れることにより、より一層、効率的、効果的な試験研究業務を実施する。

(オ) 評価結果の公表

所長は委員長からの報告を受け、その内容を県ホームページで公開する。

農林水産総合技術支援センター試験研究評価制度のフロー図



【県単独研究】

基礎研究（県単）

研究開発を支える継続的基礎調査や本格的な研究に向けた予備試験、遺伝資源の保存と優良種苗・種畜の供給に係る研究などに取り組む。

プロジェクト研究（県単）

県行動計画などの施策に基づき、重要かつ緊急に解決すべき課題として、生産増大、省力・低コスト化、高付加価値化、品種開発などに取り組む。

【外部資金を活用した共同研究等】

受託研究（国費等）

国等からの委託を受け、国立研究開発法人、大学、民間企業等と共同で、生産性を向上させる新技術など、先端的な研究開発に取り組む。

交付金による研究（H27 地方創生先行型交付金 H28～地方創生推進交付金）

サイエンスゾーンを中核とした産学官の連携によるオープンイノベーションを推進し、もうかる農林水産業を実現するため、ICTの活用による高度環境制御技術や機能性成分に着目した生産技術などの革新的技術開発に取り組む。

(3) 試験研究課題の決定過程及び評価の仕組みに対する意見

ア 県民や産業界のニーズを踏まえて試験研究課題が決定されている。

イ 試験研究課題に対する評価方法には、その研究の進捗状況に応じて「事前評価」「中間評価」「事後評価」が考えられる。

また、評価の主体によって、「内部評価」「外部評価」がある。

農林水産総合技術支援センターにおいては、全ての試験研究課題につき、内部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」、外部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」がなされている。

しかし、農林水産総合技術支援センターにおいて、「試験研究課題」と分類されて評価の対象とされているものの中には、その内容からすると「試験研究課題」というよりも「調査」や「検査」に分類し、評価を簡略化することが相応しいと考えられるものが多数存在した。

平成29年度に実施された事業の中では、次の試験研究課題が、それに該当する。

番号	試験研究 課題名	研究期間	研究の背景・目的	研究の概要
農 産 園 芸 研 究 課 7	本県に適応する果樹品種の比較試験（系統適応性検定試験等）	昭和 39 年度～	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が育成した系統の徳島県における栽培特性を検定することにより，新品種導入の可能性を探り，県内産地への導入を図る。	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が育成した品種の系統適応性試験を実施する。
農 産 園 芸 研 究 課 26	植物調節剤の適用性試験	昭和 39 年度～	水稻の新除草剤・生育調整剤及び麦類等の新除草剤について，農薬登録のため効果と薬害を検定するとともに本県における雑草防除指針の策定に資する。	水稻の新除草剤・生育調整剤及び麦類等の新除草剤について，効果と薬害を検定する。
資 源 環 境 研 究 課 35	マイナー作物農薬登録拡大試験	平成 17 年度～	登録農薬の少ないマイナー作物では，様々な病害虫の発生により被害を受け，安定生産の障害となっている。このため，薬効，薬害，作物残留試験を行い農薬登録拡大を図る。近年では，年 2～3 剤について取り組み，順次適用拡大につながっている。	つるむらさきのハスモンヨトウ・アザミウマ類の防除に対して効果があるスピネトラム水和剤（商品名：ディアナ SC）の農薬残留量を調査し，登録適用拡大を図る。
資 源 環 境 研 究 課 42	地域特産品における農薬の安全性評価	平成 19 年度～	スタヂはその形状から登録農薬を使用した場合でも，農薬残留基準値超過のおそれがある。また，リーフレタス（非結球レタス）の登録農薬は，主に露地栽培で農薬残留試験が行われており，本県での主な栽培形態であるトンネル栽培時のデータは少なく，厳寒時に予想以上の残留が懸念される。このため，農薬残留分析を行い，生産現場で	ハウススタヂ 4 薬剤，リーフレタス 2 薬剤程度について，安全使用基準どおりに農薬を散布し，農薬残留分析を行い，残留農薬基準値と比較し安全性の評価を行う。

番号	試験研究 課題名	研究期間	研究の背景・目的	研究の概要
			の適切な使用方法を検討する。	
資源環境 研究課 47	新農薬実用 化試験	昭和 28 年度～	本県で栽培されている主要作物で、特に問題となっている病害虫を対象に、農薬メーカー等が新たに開発した、又は適用を拡大する農薬等防除資材の農薬登録を、全国の研究機関と共同で早期に取得し実用化することを目的とする。	農薬メーカー等が新たに開発した、又は適用を拡大する農薬等防除資材の病害虫に対する効果試験と栽培作物に対する薬害試験を実施する。
畜産 研究課 29	家畜改良総 合対策推進 事業	平成 20 年度～	本県における乳牛受精卵移植技術の普及定着化に向け、平成 20 年度から事業化し、移植技術者の養成及びフィールドでの組織体制の整備を図りながら、当課繁養乳牛から採取した優良受精卵を供給し、県内牛群の能力改良を図る。	本県の畜産振興を推進するため、当課繁養高能力乳牛から採取した優良受精卵の安定供給を図るとともに、拡大する農家採卵に対応するための体制整備を図りながら、受精卵を安定的に生産するための技術開発に取り組み、新技術（性別別）を活用した効率的な牛群改良並びに経営の安定化を図る。
畜産 研究課 30	「アワヨーク」の維持 に関する試験	平成 6 年 度～	系統豚「アワヨーク」は、平成 5 年の造成完了以来、本県銘柄豚「阿波ポーク」の原種豚として県内養豚場へ供給している。今後も安定的に阿波ポークを生産していくためには、種豚を維持し、アワヨークの供給体制を確保していく必要がある。	近交係数上昇を抑制した種豚の維持管理により、長期的なアワヨーク供給体制の確保を図る。また、維持群における繁殖及び産肉形質について調査し、種豚能力の維持に努める。

番号	試験研究課題名	研究期間	研究の背景・目的	研究の概要
畜産研究課33	阿波尾鶏安定生産確保事業	平成13年度～	数多くある地鶏の中で、日本一の生産量を誇る阿波尾鶏は、県産品のトップブランドに位置付けられており、その「質」と「量」については改良・安定供給を継続する必要がある。当研究課においては、原々種鶏の能力向上と系統維持及び種鶏・原種鶏用種卵の供給を担っている。	阿波尾鶏の品質保持及び安定生産を図るため、生産規模に応じた原々種鶏群の維持及び種卵供給に取り組む。
水産研究課17	赤潮対策技術開発試験費	平成11年度～	瀬戸内海東部における赤潮被害を防止するため、近隣府県と協同で有害プランクトンや大型ケイ藻のモニタリングを実施し、発生シナリオの作成や予察の実施により、赤潮発生状況を把握する。	夏季に発生する有害プランクトン赤潮や冬季に発生するケイ藻赤潮のモニタリングを実施し、発生シナリオを作成するとともに予察の実施により、赤潮発生状況を把握する。
水産研究課24	資源評価等推進委託事業	平成10年度～	国連海洋法条約締結に基づき設定された排他的経済水域内において、水産資源の適切な保存管理措置を講ずる必要があるため。	法に基づく生物学的許容漁獲量の決定と管理状況把握を目的として、マアジ、サバ類、イワシ類等の県内での漁獲状況を把握する。また、徳島県での重要魚種（ハモ、タチウオ、クマエビ）について、複数県と共同で資源動向のモニタリングを行う。
水産研究課25	「資源回復計画推進事業」主要漁業種に関する調査研究	平成17年度～	県内の主要な漁業種類の操業実態と漁獲対象種の資源水準・資源動向を把握して自主的な資源管理の取組について効果・影響等を解析する。	船びき網漁業の操業実態、シラスの魚種別組成、資源水準、資源動向を把握する。播磨灘の小型底びき網漁業の操業実態、主要な漁獲対象種の資源水準、資源動向を把握する。

これらは、「試験研究課題」として、内部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」、外部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」がなされている。

る。しかし、これらは、いずれも継続の必要性が明らかである上、事業内容が定型的なものであって、通常は計画どおりの成果が得られると考えられるから、必要に応じて定期的な内容の確認や評価を受けるにとどめることが合理的である。

現に、保健製薬環境センターでは、「検査」に該当するものは評価の対象としていない。工業技術センターでも、共同研究及び受託研究が評価対象から除外されているし、評価の対象となる試験研究課題についても、軽微なものは評価対象としないことができるよう規定している。加えて、農林水産総合技術支援センターにおいても、平成28年度までは、経常研究については評価の対象としていなかったとのことであり、そのような取扱いにも合理性が感じられる。

そこで、農林水産総合技術支援センターにおいても、評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。

この点について、平成28年12月21日内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」でも「・・・評価は、全ての研究開発プログラムについて一律に実施するのではなく、また一律に実施時期を設定するのではなく、政策評価の実施時期を考慮するとともに、研究開発プログラムの目的・目標や規模、実施期間、評価に係る負担等を考慮し、実施の要否や実施時期を決定する。」とされているとおりである。

(意見)

評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。

外部評価について、「徳島県立農林水産総合技術支援センター外部評価実施要領」において、次のように定められている。

(評価方法)

第3 評価の実施方法

1 評価の内容

(1) 試験研究業務

試験研究機関が行う研究開発業務の実施状況及び推進方向

(2) 普及指導業務

普及指導組織が行う普及指導業務の実施状況及び推進方向

(3) 教育研修業務

農業大学校が行う教育研修業務の実施状況及び推進方向

2 評価の手順

外部評価委員会は、毎年度の実施計画に基づき評価を行うこととし、以下の手順で評価等を行う。

(1) 課題別評価

第3の評価の内容について、課題別に評価を行うとともに提言を行う。

(2) 総合評価

第3の評価の内容について、課題別の評価を踏まえ総合的な評価を行うとともに提言を行う。

(3) その他

これらの他、評価の手順等の詳細については、別途定める。

しかし、実際は、平成27年度以降、研究成果の速やかな普及を図る観点から、外部評価委員会における試験研究課題の設定等の評価の視点に基づき、経営研究課、農産園芸研究課、資源環境研究課、畜産研究課及び水産研究課という研究課ごとにこれまでの成果を踏まえた取組の方向及び主として取り組む研究について評価しているが、個別の課題ごとには評価がなされていない。

これでは、「課題別に」行うとしている要領の文言に沿った評価がなされているとは言えない。

また、外部評価委員は9名のみで、その人選を見ると、次のとおりである。

- 1 青年農業士 (生産者)
- 2 徳島県酪農青年女性会議 委員 (生産者)
- 3 特定非営利活動法人徳島県消費者協会 理事 (消費者)
- 4 徳島県農業協同組合中央会 常務理事 (学識経験者)
- 5 大学(人間健康科食物栄養専攻) 教授 (学識経験者)
- 6 大学(生物資源産業学部) 教授 (学識経験者)
- 7 地元企業 取締役 (生産者)
- 8 阿南中央漁業協同組合 参事 (生産者)

9 地元放送局 ラジオ営業部 部長代理職 (マスコミ)

このような体制では、課題別の評価はもちろんのこと、研究課ごとの大枠の評価についても、十分にできるようには思われない。例えば、農業分野、畜産分野、水産分野のいずれについて考えてみても、その分野について専門的知見を持っていると考えられる委員は、限られているように見える。

(指摘)

外部評価について、「課題別評価」はできておらず、農林・畜産・水産のいずれの分野においても、専門的知見を有する外部評価委員が限られており、実質的な評価が十分に行える体制になっていない。

評価結果の公表については、十分な資料がホームページ上で確認できるようになっており、よくできていると考えられる。

(4) 5年間の総括

農林水産総合技術支援センターにおいては、「研究開発実行計画」として、平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画を策定されていた。

この中期計画は、『いけるよ！徳島・行動計画』及び『徳島県農林水産基本計画』に掲げた本県農林水産業の将来像の実現に向けて、今後の試験研究の目標、推進方策、研究内容等を明らかにしたものであり、「徳島県立農林水産総合技術支援センターが行う農林水産業の試験研究を、効率的かつ効果的に推進するため、中長期的展望に基づき樹立したもの」である。

そして、この中期計画には、「試験研究の現状と課題」、「試験研究の基本方針」、「目標の実現に向けた研究計画」が記載され、農林水産総合技術支援センターとしての5年間の中期的な目標が定められている。

しかし、平成28年度までの5年間が経過した時点で、設定した中期目標が達成できたか否かという観点での総括はなされていない。設定した目標の達成度合いを測ることは、その後の目標を設定したり、その後の研究計画を立てたりする際に、非常に重要になる。

また、中期計画を立てていることを公表している以上、中期目標がどの程度達成されたのか興味を持っている県民もいるはずであるから、達成度合いを総括した上で、その内容を県民に向けて広報することも必要だと考えられる。

(意見)

平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画について、達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。

5 全体について

(1) 人材確保・育成について

ア 博士号取得への支援について

農林水産総合技術支援センターは「研究開発実行計画（平成30年度～平成34年度）」で中期的な計画を策定し、研究を進めている。その中で、人材育成についても次のとおり方針を定めている。

⑦ 研究人材の育成

より良い研究開発を実施していくには、生産現場の技術的な諸問題、農林水産業を取り巻く社会経済情勢、さらに、行政施策などから研究すべき課題を抽出し、その解決策を提案する能力や高度な専門的知識と技術を有するなど高い能力が必要です。

このため、研究員の資質の向上を図り、その能力が十分発揮されるよう研修会や学会への参加、幅広い分野の関係者が集まる研究会への参画、さらに、大学や専門研究機関への長期派遣研修などを行います。

また、農林水産総合技術支援センター内で、研究、普及、教育の各部門の専門家の情報の交換や共有化を推進し、技術の融合を図ります。

さらに、徳島大学との人事交流等を通じて、研究員自らが専門能力の向上を図るとともに、農業にも工業等にも通じた幅広い視点・発想力を養い、新たな研究開発に取り組みます。

試験研究を効率的に推進し、優れた研究成果を生み出すためには、研究環境を充実させることも必要であるが、それにも増して創造的人材を確保し、育成することが必要である。研究員の資質向上を図るための不断の営みが極めて重要である。

農林水産総合技術支援センターでも、前述の方針に基づき、研究員を国などの外部研究機関の研修に派遣するほか、専門家が参加する研修会や学会に参加させるとともに、国立大学法人徳島大学（以下「徳島大学」という。）との人事交流を積極的に行い人材育成に努めている。

ただ、研究員の資質向上のためには、研究員自身による自己研鑽も不可欠だと

思われる。研究員の中には、自己研鑽のため博士号を取得したいという研究員もおり、実際、過去5年間でも、農林水産総合技術支援センターで4名が博士号を取得している（工業技術センターでは3名）。

しかし、博士号を取得するには大学院に入学し、研究し、論文を書かなければならない。入学金や授業料、交通費も必要となる。これらの費用について、研究員は自費で対応しているとのことであった。

また、自己研鑽の方法として、学会への個人加入、学会誌への投稿なども考えられ、実際に行われているようであるが、それらに掛かる費用についても同様に研究員の個人負担となっている。

（意見）

研究員の資質向上につながる取組に対し、支援できる適切な方策を検討していただきたい。

イ 任期付研究員の活用について

任期付研究員は、平成21年12月に「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」が制定され本県においても採用できるようになった。本県の第1号の任期付研究員は、平成22年10月に工業技術センターで採用され、LED製品開発に係る「電気回路設計」及び「リチウム電池」分野等の試験研究並びに各種技術支援業務に従事した。平成25年4月から3年間、農林水産総合技術支援センターでも任期付研究員が採用され、農業経営に関する研究業務に従事した。その後、平成28年4月から本年度末まで、ICT技術等を活用したスマート農業を実現するための研究業務に3人目の任期付研究員が従事している。

任期付研究員は、専門的な知識経験を有する人材を任期を限って採用することができ、地方公共団体が先端的技術、知識等をいち早く導入できること、当該先端的技術、知識等を必要とする期間のみ任用できることなどメリットがある。

しかし、本県の3つの試験研究機関に確認したところ、現時点ではいずれも任期付研究員を任用する予定はないとのことであった。

ただ、例えば農林水産業の分野において、深刻化する気候変動に対応できる農林水産業の安定生産、高品質生産に資する研究、技術開発など他にも早急に対応

すべき試験研究課題はあると考えられる。

(意見)

特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。

(2) コストについて

研究の性質上、研究員の人件費は、研究コストの大きな部分を占めている。試験研究課題ごとの費用対効果を検討しようとするれば、研究員がその試験研究課題にどの程度の時間を必要としたのか把握することが不可欠である。

しかし、現状においていずれのセンターでも、研究員がそれぞれの試験研究課題に費やした時間について把握していない。

そこで、厳密に細かい時間配分まで把握することは困難であるとしても、できる限り試験研究課題ごとの時間の把握に努めるべきである。

(意見)

研究コストを把握するためには、研究員が試験研究課題に費やしている時間を、試験研究課題ごとに把握できるようにすることが望ましい。

また、試験研究機関においては、純粋な研究のほかに、その研究の前提となる現場作業も多数存在する。例えば、農林水産総合技術支援センターであれば、サツマイモの研究をするためには、畑を耕してサツマイモを植え育てる作業が必要であるし、豚の研究をするためには豚を飼養する作業が必要である。これらの作業は、継続的に行う必要があるもので、毎日相当の時間を要することも多い。保健製薬環境センターや工業技術センターにおいても、研究に用いる道具の清掃など、研究に必要な補助作業が多数存在する。

研究の性質からみても、研究員には、できる限り多くの時間を、研究そのものに充ててもらふことが望ましい。そのためには、必ずしも研究員が行う必要のない作業は研究員が行うのではなく、他の人員が行う体制を作るべきである。旧来、研究

を補助する職員が行っていた現場作業に、研究員が時間を取られないよう、適切な人員配置をすべきである。

そのような適切な人員配置を行うためには、前提として、現場作業と研究そのものにそれぞれどのような時間を費やしているのか、その実態を把握することが必要である。現状ではその把握はできていないとのことであるから、厳密に細かい時間配分まで把握することは困難であるとしても、できる限りその把握に努めるべきである。その上で、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる状況を作っていただきたい。

なお、農林水産総合技術支援センターにおいて現在研究を補助する現場作業を担っている職員は、ほぼ固定しており積極的な人員補充もない状況が続いている。そのため、高年齢化が進み、今後近い将来には徐々に人数が減少していくことが確実な状況である。この点に関する対策も急務である。

(意見)

研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていただきたい。

(3) 追跡評価について

保健製薬環境センター、工業技術センター及び農林水産総合技術支援センターにおいては、現状では、研究が終了した時点で事後評価を行うことになっているものの、その後追跡評価は行われていない。

この点、農林水産総合技術支援センターでは、県農林水産部で定めた「徳島県食糧・農林水産業・農山漁村基本計画」における「行動目標」の達成度合いを測るため、最終的なアウトプットの件数の調査が毎年行われており、評価としても、「徳島県食糧・農林水産業・農山漁村基本計画」のうち一部の「行動目標」を記載した「新未来『創造』とくしま行動計画」につき、外部有識者で構成される県政運営評価戦略会議において、目標の進捗状況と計画目標の達成見込みの2つの視点から評価されている。

確かに、最終的なアウトプットの件数を調べることは重要な意味をもっている。

しかし、それだけでは試験研究課題ごとの成果を把握することができていないと思われるし、せつかくの研究の実質的な評価が十分になされているようには思われない。個々の試験研究課題については、研究が終了してから一定期間が経過した時点において、それぞれの成果を見ることによって、当該研究の実質的な評価が十分になされたと言えるはずであるし、また、そのようなことをすることによって、その後の試験研究課題の選択についての有益な情報が得られるはずである。

試験研究課題の成果を把握するためには、試験研究課題ごとの成果の追跡調査が必要だと思われる。そのために、追跡評価の仕組みを評価実施要綱等に取り入れることを検討していただきたい。

ただ、追跡調査はその内容をどのようなものにするのか難しいところがあるようにも思われるので、全ての試験研究課題について行うことは現実的ではない。せめて主要な試験研究課題に限定するなどして、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価するべきである。この点、平成28年12月21日内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に、次のように記載されていることが参考になる。

4. 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- a 研究開発プログラムの開始前に、上位政策・施策等や他の施策との関連に基づき、目標・機能等、達成すべき政策課題を明確にした上で、国の施策や機関等の設置目的に照らした実施の必要性、目標・計画・実施体制・執行管理・費用対効果等の妥当性、研究開発課題の構成の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する開始前評価
- b 情勢の変化や進捗状況等を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うために実施する中間評価
- c 研究開発プログラムの終了時に、目標の達成状況や成果、目標設定や工程表の妥当性等を把握し、その後の研究開発プログラムの展開への活用等を行うために実施する終了時評価
- d 研究開発プログラムが終了した後、一定の時間を経過してから、その副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等について、アウ

トカム指標等を用いて実施する追跡評価
がある。

これらの評価は、全ての研究開発プログラムについて一律に実施するのではなく、また一律に実施時期を設定するのではなく、政策評価の実施時期を考慮するとともに、研究開発プログラムの目的・目標や規模、実施期間、評価に係る負担等を考慮し、実施の可否や実施時期を決定する。

また、これらの時系列的な評価は、研究開発プログラムの開始前にあらかじめそれぞれの実施時期、評価の目的、方法、評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせる。

(意見)

追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。

(4) 各センターの広報について

試験研究課題について、各センターとも、その成果の広報を試みている。

保健製薬環境センターのホームページを見ると、昭和56年度から年報が掲載されており、過去からの研究内容等の確認をすることができ、評価できる。ただ、平成29年度年報については、年度終了後10月経過後の平成31年2月に掲載されている。

工業技術センターのホームページを見ると、専門家や企業に向けた活動については十分評価できるが、研究の成果を一般の県民に理解してもらおうという観点から見ると、十分な工夫がなされているとまでは言い難い。

農林水産総合技術支援センターは、ホームページで専門的な論文を掲載しているほか、主要な研究成果を紹介している。主要な研究成果は、県民にも分かりやすい内容になっており評価できる。ただ、平成31年2月現在、平成27年度に終了した課題までを紹介するにとどまっている。

また、研究概要は業務年報として掲載されているが、「経営研究課・農産園芸研究課・資源環境研究課・高度技術支援課」、「畜産研究課」、「水産研究課」の3つに分かれており、農林水産総合技術支援センター全体の業務年報とはなっておらず分

かりにくい。

もつとも、全ての試験研究課題について、成果を県民に理解してもらうようにするのは、その労力がかなり大きなものになることを考えると現実的ではない。

(意見)

主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえそうな、分かりやすい広報を工夫すべきである。その際は、適時に広報することを心掛けていただきたい。

また、知的財産について、取得状況はホームページで確認することができるが、これがどの程度商品化に結びついているかについても、できる限り併せてホームページに掲載することが望まれる。

第4章 契約事務の状況について

1 はじめに

地方公共団体における契約の締結は、自治法第234条第1項の規定により、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同条第2項により、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

この政令で定める場合とは、自治法施行令第167条の2第1項により、次のとおり規定されている。

自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表5

1	工事又は製造の請負	250万円
2	財産の買入れ	160万円
3	物件の借入れ	80万円
4	財産の売払い	50万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号～第5号 (略)

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号～第9号 (略)

監査対象機関で行われている契約は、競争入札によるもの、随意契約によるものが合わせて358件ある。

内訳は、保健製薬環境センターの競争入札が30件、随意契約が25件、工業技術センターの競争入札が13件、随意契約が39件、農林水産総合技術支援センターの競争入札が115件、随意契約が136件である。

このように多数に上ることから、契約の概要を把握するため、契約金額、契約内容を考慮して絞り、最終的に302件について内容を確認した。

内容を確認した302件の内訳は、保健製薬環境センターの競争入札が29件、随意契約が19件、工業技術センターの競争入札が9件、随意契約が32件、農林水産総合技術支援センターでは、経営研究課の競争入札が29件、随意契約が55件、畜産研究課の競争入札が66件、随意契約が18件、水産研究課の競争入札が15件、随意契約が30件である。

その結果、次のとおり、指摘・意見を述べるべき点があった。

2 保健製薬環境センター

① 万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託

(1) 契約概要

ア 契約内容

万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託

イ 契約方法

随意契約（2号）

ウ 契約の相手方

A社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

199,584円（税込）

カ 業務の内容

保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務

キ 手続の流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の設定

200,000円（税込）と設定

(イ) 見積書の提出依頼

業務の実施及び業者から見積書を徴収するための立案文書

立案年月日 平成29年3月7日

決裁年月日 平成29年3月8日

発送年月日 平成29年3月8日

見積提出期限 平成29年3月28日

見積依頼先 A社

業者選定理由

万代分室の警備システムは、平成23年度に複数者での見積合わせの結果、A社徳島支社が採用されて設置したシステムであるため、他の業者では対応することができない。

なお、平成28年度も当該業者は適正に業務を実施している。

(ウ) 見積書

作成日 平成29年3月28日

見積額 199,584円(税込)

(エ) 契約締結の決裁

立案年月日 平成29年4月1日

決裁年月日 平成29年4月1日

発送年月日 平成29年4月1日

(オ) 委託契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年4月1日

(カ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年4月1日

支出負担行為額 199,584円(税込)

(キ) 委託業務完了報告書

作成年月日 各月

完了年月日 各月末日

(ク) 委託業務完了承認の決裁

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための立案文書

立案年月日 各月

(ケ) 委託業務完了承認書

承認書記載の年月日 各月

(2) 監査意見

ア 本件は、保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、2号随意契約を締結しているものである。

施設の機械警備業務について、かつては、特定の警備業者と2号随意契約を締結することが一般的であった。その理由とされていたのは、既に警備システムが設置されており、その警備システムを設置した業者との間で2号随意契約を締結するのが合理的であるという点であった。

しかし、そのような理由で2号随意契約を締結するとなれば、最初に警備システムを設置した特定の業者との契約がその後も続くことになる。そうすると、価格競争が発生せず、委託金額の妥当性も担保されなくなってしまう。そもそも、施設の機械警備業務は、一般的に業務の履行が特定の者に限定されるものではなく、履行可能な警備会社が複数存在するものである。仮に特定の業者が設置した警備システムが存在したとしても、他の業者が改めて警備システムを設置して業務を履行することは可能である。その場合にコストが高くなるとしても、それを踏まえて各業者が見積額や入札額を設定するだけである。入札もすることなく、相見積りも取ることなく、初めから特定の業者との随意契約が安価であると決めつけることはできない。

実際、県においては、学校警備業務について平成21年度包括外部監査で意見が出され、それを受けて全ての学校警備業務で2号随意契約は行われなくなっている。

(意見)

保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。

イ 本件のような施設の機械警備業務では、一度契約の相手方となって自社の警備システムを設置すれば、その翌年度以降は既に設置した警備システムを使用することから経費が格段に少なく抑えられるという特徴がある。そのため、競争入札や見積り合わせを行うとしても、既に警備システムを設置している業者が格段に有利である。その場合、十分な価格競争が働かないおそれもある。

そのような事態を防ぐためには、単年度契約を結ぶのではなく、長期継続契約とするべきである。そうすることによって、2年目以降に実質的な競争性が失われる事態を避けられる。また、各業者は複数年契約を前提としたコスト計算を行うことができ、価格競争も活発になると考えられる。

実際、本年度の包括外部監査の対象とした業務の中でも、農林水産総合技術支援センター畜産研究課警備業務では、一般競争入札によって長期継続契約を締結

している。

(意見)

保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。

② 微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務

(1) 契約概要

ア 契約内容

微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務

イ 契約方法

一般競争入札

ウ 契約の相手方

B社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

928,800円（税込）

カ 業務の内容

県内の環境大気中における微小粒子状物質の炭素成分の成分分析を実施する。

キ 手続の流れ

当該一般競争入札は次のような流れになっている。

(ア) 一般競争入札の執行伺い

立案年月日 平成29年5月8日

決裁年月日 平成29年5月8日

入札及び開札の日時 平成29年5月24日午後2時

(イ) 入札の公告

公告した年月日 平成29年5月9日

一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期限 平成29年5月17日

午後5時

(ウ) 予定価格の設定

予定価格 2,133,000円（税込）

入札書比較価格 1,975,000円（税抜）

(エ) 一般競争入札

実施日 平成29年5月24日

入札者及び入札額 B社 860,000円（税抜）

C社 980,000円(税抜)

落札者及び落札額 B社 860,000円(税抜)

(オ) 契約伺

立案年月日 平成29年5月24日

決裁年月日 平成29年5月24日

(カ) 契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年5月24日

契約期間 平成29年5月24日から平成30年3月31日まで

(キ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年5月24日

支出負担行為額 928,800円(税込)

(2) 監査意見

本件では、落札者を含む2業者から取得した参考見積書を基に、予定価格を決定している。具体的には、税込2,132,892円の見積書(B社)と税込2,721,600円の見積書(C社)を取得して、税込2,133,000円の予定価格を設定している。

しかし、入札額は税込928,800円(B社)と税込1,058,400円(C社)であり、50%を下回る低い落札率(入札額/予定価格)となっており、本件において予定価格が適切に算定されたのか疑問が生じる。

予定価格の決定の基準として、徳島県契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)において、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならないとされている。この点、本件と同様の業務が過去にも行われており、その際の契約金額と比較すると大きくかけ離れたものになっており、本件の予定価格が十分に検討された上で設定されたものとは考えにくい。

具体的にいうと、本件契約の前年度である平成28年度にも、本件契約とまったく同一内容の業務が委託されており、その契約金額は税込1,058,400円である。この平成28年度にも本件と同じく一般競争入札によって契約相手を決めているが、その際の入札額、予定価格、予定価格算出のための参考見積額は、次のとお

りである。

参考見積額 税込 2, 455, 920円 (B社)

予定価格 税込 2, 313, 360円

入札額 税込 1, 058, 400円 (C社, 落札)

税込 1, 292, 760円 (B社)

<参考>入札状況一覧

(単位:円(税込))

	平成 28 年度	平成 29 年度
参考見積額	B社 2,455,920	B社 2,132,892
		C社 2,721,600
予定価格	2,313,360	2,133,000
入札額	1,058,400	928,800
落札率 (入札額/予定価格)	45.8%	43.5%
落札者	C社	B社

このように、前年度である平成28年度にはまさに本件契約と同一内容での業務委託をしているのだから、予定価格算定に際して、前年度の契約金額を参考にすることは可能である。

また、PM2.5炭素成分分析業務という本件契約内容については、例年、参考見積額と比較して格段に低額での入札がなされている。過去3年度の参考見積額と入札額を見れば、参考見積額から減額することなく予定価格を定めるのは相当でないし、減額して予定価格を定めても、入札不調となるおそれは少ない。

それにもかかわらず、本件では、2業者から徴収した参考見積書のうち低額のものをはほぼそのまま予定価格としており、検討が十分になされたとは考えにくい。

予定価格は、契約金額の妥当性を担保するための重要な基準である。たとえ入札により業者間の競争原理が働くとしても、入札者数が少ない等の事情で入札者間の実質的な競争が十分に働かないケースは想定され、そのような場合には県が不当に高額な支出をすることがないようにするために、予定価格の設定が極めて重要である。また、実質的な競争が働くケースでも、予定価格が持つ安全網としての意味合

いは大きい。そのため、予定価格の設定は十分に検討した上でなされなければならない。

実際に、他の契約においては、過去の経験や独自の調査を踏まえた検討を十分に行った上で予定価格を設定しているものもある。

なお、予定価格を十分に吟味することは、適正かつ効率的な予算執行を推進する観点からも重要である。つまり、予定価格を不必要に高く見積もってしまうと、その分、他の事業に割り当てられる予算額が減少してしまう。そうすると、本来であれば実施することが望ましかったのに、予算の枠が足りないために予算計上できず、実施できない事業が発生してしまう可能性がある。そのようなことにならないためにも、予定価格は十分に吟味し、不必要に高く見積もらないようにすることが重要である。

(意見)

予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。

③ 風向風速計4式の賃貸借

(1) 契約概要

ア 契約内容

風向風速計4式の賃貸借

イ 契約方法

一般競争入札

ウ 契約の相手方

D社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

総額1,820,880円(税込), 月額30,348円(税込)

カ 業務の内容

平成29年9月1日から平成34年8月31日までの5年間, 県内4か所に設置する風向風速計を賃貸する。

キ 手続の流れ

当該一般競争入札は次のような流れになっている。

(ア) 一般競争入札の執行伺い

立案年月日 平成29年5月10日

決裁年月日 平成29年5月11日

入札及び開札の日時 平成29年5月31日午後2時

(イ) 入札の公告

公告した年月日 平成29年5月15日

応札仕様書の提出期限 平成29年5月23日午後5時

(ウ) 予定価格の設定

予定価格 4,669,974円(税込)

入札書比較価格 4,324,050円(税抜)

(エ) 一般競争入札

実施日 平成29年5月31日

入札者及び入札額 D社 1,686,000円(税抜)

E社 2,340,000円(税抜)

F社 2,880,000円(税抜,無効)

落札者及び落札額 D社 1,686,000円(税抜)

(イ) 契約伺

立案年月日 平成29年5月31日

決裁年月日 平成29年5月31日

(ロ) 契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年5月31日

賃貸借期間 平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

(ハ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年5月31日

支出負担行為額 212,436円(平成29年度7か月分,税込)

(2) 監査意見

本件では、落札者とは異なる業者から取得した参考見積書1通を基に、予定価格を決定している。具体的には、風向風速計1式の1か月当たりの単価について、税込32,400円との見積書(E社)を取得して、それを基に4式分、60か月分を算出し(税込7,776,000円)、その後、4割削減した税込4,669,974円の予定価格を設定している。

しかし、入札額は税込1,820,880円(D社)、税込2,527,200円(E社)、税込3,110,400円(F社,無効)であり、50%を下回る低い落札率(入札額/予定価格)となっており、本件において予定価格が適切に算定されたのか疑問が生じる。

この点、「2② 微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務(保健製薬環境センター)」で述べたのと同様、本件についても、同様の業務が過去に行われており、その際の契約金額と比較すれば、本件の予定価格が十分に検討された上で設定されたものとは考えにくい。

つまり、本件契約の前年度である平成28年度にも、本件契約と設置場所以外はまったく同一内容の業務が委託されており、その契約金額は税込総額1,911,600円である。この平成28年度にも本件と同じく一般競争入札によって契約相

手を決めているが、その際の入札額、予定価格、予定価格算出のための参考見積額は、次のとおりである。

参考見積額 税込 32,400円（1式、1か月当たり）（E社）
 予定価格 税込 7,776,000円
 入札額 税込 1,911,600円（E社、落札）
 税込 2,332,800円（D社）

<参考>入札状況一覧

（単位：円（税込））

	平成 28 年度	平成 29 年度
参考見積額	E社 7,776,000	E社 7,776,000
予定価格	7,776,000	4,669,974
入札額	1,911,600	1,820,880
落札率 （入札額/予定価格）	24.6%	39.0%
落札者	E社	D社

このように、前年度である平成28年度には本件契約と設置場所以外は同一内容での業務委託をしていることから、予定価格算定に際して、少なくとも前年度の契約金額を参考にすることは可能である。

また、風向風速計の賃貸借という本件契約内容については、前年度に、参考見積額と比較して格段に低額での入札がなされている。この点からも、参考見積額から減額することなく予定価格を定めるのは相当でないし、減額して予定価格を定めても、入札不調となるおそれは少ない。

それにもかかわらず、本件では、当初、業者から徴収した参考見積書の金額から4割を削減した予定価格としており、検討が十分になされたとは考えにくい。

入札額から考えると、削減したこと自体は、適正な予定価格を設定するために望ましいことだったと言えるが、本件の場合、このように大幅に削減してもなお、予定価格と入札額との間に大きな乖離があった。このことからすると、予定価格の設定の際の検討が、十分ではなかったと考えられる。

「2② 微小粒子状物質（PM2.5）炭素成分分析業務（保健製薬環境センタ

一)」で述べたように、予定価格は、契約金額の妥当性を担保するための重要な基準である。たとえ入札により業者間の競争原理が働くとしても、入札者数が少ない等の事情で入札者間の実質的な競争が十分に働かないケースは想定され、そのような場合には県が不当に高額な支出をすることがないようにするために、予定価格の設定が極めて重要である。また、実質的な競争が働くケースでも、予定価格が持つ安全網としての意味合いは大きい。そのため、予定価格の設定は十分に検討した上でなされなければならない。

なお、予定価格を十分に吟味することは、適正かつ効率的な予算執行を推進する観点からも重要である。つまり、予定価格を不必要に高く見積もってしまうと、その分、他の事業に割り当てられる予算額が減少してしまう。そうすると、本来であれば実施することが望ましかったのに、予算の枠が足りないために予算計上できず、実施できない事業が発生してしまう可能性がある。そのようなことにならないためにも、予定価格は十分に吟味し、不必要に高く見積もらないようにすることが重要である。

(意見)

予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。

3 工業技術センター

① 庁舎警備業務

(1) 契約概要

ア 契約内容

工業技術センター庁舎の警備業務の委託

イ 契約方法

随意契約（6号）

ウ 契約の相手方

G社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

1, 577, 724円（税込）

カ 業務の内容

工業技術センター庁舎の機械警備業務

キ 手続の流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の設定

1, 600, 000円（税込）と設定

(イ) 見積書の提出依頼

業務の実施及び業者から見積書を徴収するための立案文書

立案年月日 平成29年4月1日

決裁年月日 平成29年4月1日

発送年月日 平成29年4月1日

見積提出期限 平成29年4月1日

見積依頼先 G社

業者選定理由

当センター庁舎の機械警備システムは、G社の設備機器を使用し、集中管理システムによって同社徳島統括支社の遠隔監視を受けており、同社でなければ当該システムの使用及び管理ができない。

また、当センターの警備対象室は100室以上あり、対象エリアも相当な面積にわたるため、他業者が新たに設備機器を設置し警備を行う場合は多額の費用がかかるものと考えられ、経済的に不利となる。

(ウ) 見積書

作成日 平成29年4月1日

見積額 1,577,724円(税込)

(エ) 契約締結の決裁

立案年月日 平成29年4月1日

決裁年月日 平成29年4月1日

発送年月日 平成29年4月1日

(オ) 委託契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年4月1日

公印使用の年月日 平成29年4月1日

(カ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年4月1日

支出負担行為額 1,577,724円(税込)

(キ) 委託業務完了報告書

各月ごとに作成

合計請求額 1,577,724円(税込)

(ク) 委託業務完了承認書

各月ごとに作成

(2) 監査意見

ア 本件は、工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約を締結しているものである。

本件で6号随意契約とする理由として記載されているのは、上記のとおり「他業者が新たに設備機器を設置し警備を行う場合は多額の費用がかかるものと考えられ、経済的に不利となる」旨である。

しかし、これは、実際に他業者の金額を確かめてみなければわからないことである。他業者の見積りも取ることなく、初めから競争入札に付することが不利だ

と決めつけることはできない。

ところが、本件では他業者の見積りも取っていないから、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされているとは言えない。

(意見)

工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされていなかった。

イ 前に「2① 万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託（保健製薬環境センター）」で述べたとおり、本件のような施設の機械警備業務では、一度契約の相手方となって自社の警備システムを設置すれば、その翌年度以降は既に設置した警備システムを使用できることから経費が格段に少なく抑えられるという特徴がある。そのため、競争入札や見積合わせを行うとしても、既に警備システムを設置している業者が格段に有利である。その場合、十分な価格競争が働かないおそれもある。

そのような事態を防ぐためには、単年度契約を結ぶのではなく、長期継続契約とするべきである。そうすることによって、2年目以降に実質的な競争性が失われる事態を避けられる。また、各業者は複数年契約を前提としたコスト計算を行うことができ、価格競争も活発になると考えられる。

実際、本年度の包括外部監査の対象とした業務の中でも、農林水産総合技術支援センター畜産研究課警備業務では、一般競争入札によって長期契約を締結している。

(意見)

工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。

② 電波暗室保守点検業務

(1) 契約概要

ア 契約内容

工業技術センターの電波暗室の保守点検業務

イ 契約方法

随意契約（2号）

ウ 契約の相手方

H社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

802,224円（税込）

カ 業務の内容

工業技術センターの電波暗室を常に良好な対応で維持運用するために、年1回の点検業務を実施する。また、設備に異常又は故障が生じたときは、速やかに修理、補修、調整等の復旧措置を講じるとともに、その状況を報告する。

キ 手続の流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の設定

810,000円（税込）と設定

(イ) 見積書の提出依頼

業務の実施及び業者から見積書を徴収するための立案文書

立案年月日 平成29年10月5日

決裁年月日 平成29年10月5日

発送年月日 平成29年10月5日

見積提出期限 平成29年10月20日

見積依頼先 H社

業者選定理由

当センターの電波暗室は、I社が施工している。H社は、I社の電波暗室等の保守・修理部門が分社化されたものである。当センターの電波暗室

の保守点検について、その構造や機器類、メンテナンスの経緯等に熟知しているH社に依頼することが適当であると認められる。

(ウ) 見積書

作成日 平成29年10月20日

見積額 802,224円(税込)

(エ) 契約締結の決裁

立案年月日 平成29年10月20日

決裁年月日 平成29年10月20日

発送年月日 平成29年10月20日

(オ) 委託契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年10月20日

公印使用の年月日 平成29年10月20日

(カ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年10月20日

支出負担行為額 802,224円(税込)

(キ) 委託業務完了報告書

作成年月日 平成29年11月20日

完了年月日 平成29年11月20日

(ク) 委託業務完了承認書

作成年月日 平成29年11月20日

契約金額 802,224円(税込)

(2) 監査意見

業務委託先から「校正証明書」という結果報告書が提出されている。その内容を見ると、基本的に英語で記載されており、部分的に日本語訳が付されているものの、ごく一部にとどまっている。

この校正証明書は、本件業務のうち年1回の点検業務に関するものであるが、点検の結果がどうであったのかについて、明確に日本語で記載されていない。このような校正証明書の内容では、全ての決裁者が一見して報告内容を理解できるものとは言えない。

他の事業の報告書でも、英語での記載は見られるものの、本件と比較すると格段に多くの日本語訳が付されており、少なくとも重要部分については明確に日本語での記載がなされている。専門用語として英語での記載を避けられないものもあるかもしれないが、その他の部分については、日本語で記載したものを提出させるべきである。

(意見)

業務委託先からの報告書である「校正証明書」については、日本語で記載したものを提出させるべきである。

4 農林水産総合技術支援センター

4-1 農林水産総合技術支援センター経営研究課

① ニホンジカの林業被害対策実証業務委託

(1) 契約概要

ア 契約内容

狩猟経験のない林業者がニホンジカの捕獲を実施するための捕獲プログラムの有効性を実証する業務の委託

イ 契約方法

随意契約（2号）

ウ 契約の相手方

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

エ 国庫補助・県単の別

国補

オ 契約金額

当初：4,968,000円（税込）

変更後：5,459,400円（税込）

カ 業務の内容

捕獲候補箇所の選定・給餌

センサーカメラデータ管理

ネット式囲いワナ設置・移設

止め刺し・埋設

キ 手続の流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の設定

5,016,600円（税込）と設定

(イ) 業務執行伺

立案年月日 平成29年6月19日

決裁年月日 平成29年6月19日

見積選定者 公益社団法人徳島森林づくり推進機構

見積者選定の理由

本県におけるニホンジカの主要な林業被害は植栽後の若齢木への採食及び皮剥による被害であり，本業務では植林前後の林分での捕獲を目的としている。ニホンジカは季節的に局地的な行動圏を変える事から，時期ごとに多数の捕獲候補地から捕獲実施箇所を選定する必要がある。また，地元での有害駆除との調整により，候補地での捕獲が困難となることも想定される。公益社団法人徳島森林づくり推進機構では森林整備を推進するため，分収方式などにより植栽から素材生産に係る各種事業を県下一円でやっている。特に近年は植林面積の約2分の1を当該機構が担っており，他の林業事業体では，広域で多数の植栽事業を実施していない。

こうしたことから，今回の業務の委託先としては，公益社団法人徳島森林づくり推進機構が最適であり，当推進機構以外にない。

(ウ) 見積伺

立案年月日 平成29年6月20日

決裁年月日 平成29年6月20日

発送年月日 平成29年6月20日

見積書提出期限 平成29年6月29日（当初「27日」）

(エ) 見積依頼

作成年月日 平成29年6月20日

提出期限の記載 なし

(オ) 見積書

作成日 平成29年6月29日

見積額 4,968,000円（税込）

(カ) 契約締結の決裁

立案年月日 平成29年6月29日

決裁年月日 平成29年7月1日

(キ) 委託契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年7月1日

(ク) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年7月1日

支出負担行為額 4,968,000円（税込）

(ケ) 業務施行伺（委託の変更）

立案年月日 平成29年12月18日

決裁年月日 平成29年12月18日

発送年月日 平成29年12月18日

(コ) 変更契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年12月20日

変更内容 仕様書変更に伴い委託料を税込491,400円増額

(ク) 委託業務完了報告書

作成年月日 平成30年3月30日

完了年月日 平成30年3月30日

(シ) 検査復命書

作成年月日 平成30年3月30日

(ス) 委託業務完了承認書

作成年月日 平成30年3月30日

契約金額 5,459,400円（税込）

(2) 監査意見

ア 本件では当初、見積書提出期限を「平成29年6月27日」と設定して、見積依頼先にも口頭でそのように伝えていたが、期限を過ぎた平成29年6月29日に見積書が提出された。そこで、見積書提出期限を新たに「平成29年6月29日」と設定しなおして、平成29年6月29日に提出された見積書を、再設定後の期限内に提出されたものとして扱った。

この点、本件に関しては、2号随意契約であって、他の見積徴収先が観念できない事案であるから、提出期限に遅れたことをもって見積書を直ちに無効と捉えるのではなく、期限を設定しなおすことで有効な見積書提出と捉えること自体には、実質的な問題がないと考えられ、そのように手続を進めたことは相当であったと考えられる。

しかし、残された記録には、このような経過をたどったことが示されておらず、担当課からの説明を受けなければ、上記経過は不明であった。手続経過の妥当性を事後的に確認できるようにするために、記録を残しておくことが重要である。

本件であれば，例えば，既存の見積伺に経過の説明と改めて期限を設定しなおした旨の記載を付け加えるといったことが考えられる。

(意見)

当初の予定どおり進まずに新たに見積書提出期限を設定しなおす必要が生じた場合には，実際の経過が事後的に検証できるような適切な方法で記録しなければならない。

イ また，本件では，見積書提出期限を見積依頼先に伝える方法として，口頭のみで行い，依頼書に記載していなかった。このことも，見積依頼先からの見積書提出が遅れた原因の一つとなったと考えられる。

(意見)

見積書提出期限について，口頭で伝えるだけではなく，必ず見積依頼書に記載するようにすべきである。

② 産業廃棄物等処理委託業務

(1) 契約概要

ア 契約内容

農林水産総合技術支援センターから排出される金属くず他の産業廃棄物等の
処分の委託

イ 契約方法

随意契約（1号）

ウ 契約の相手方

J社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

989,496円（税込）

カ 業務の内容

農林水産総合技術支援センターから排出される金属くず他約3,700kgの
産業廃棄物等の収集運搬・処分

キ 手続の流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の設定

990,000円（税込）と設定

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための立案文書

立案年月日 平成29年5月25日

決裁年月日 平成29年5月25日

発送年月日 平成29年5月25日

見積提出期限 平成29年6月14日

見積依頼先 J社

K社

L社

業者選定理由

徳島県産業廃棄物処理許可業者名簿に登載されており、優良認定され、かつ、センターでの過去の実績等から、円滑な委託業務の履行が見込まれるため。

(ウ) 見積書

J社

作成日 平成29年5月29日

見積額 989,496円(税込)

K社

作成日 平成29年6月8日

見積額 1,404,000円(税込)

L社

見積辞退

(エ) 契約締結の決裁

立案年月日 平成29年6月15日

決裁年月日 平成29年6月15日

発送年月日 平成29年6月15日

(オ) 委託契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年6月15日

公印使用の年月日 平成29年6月15日

(カ) 支出負担行為決議書

支出負担行為年月日 平成29年6月15日

支出負担行為額 989,496円

(キ) 委託業務完了報告書

作成年月日 平成29年7月10日

完了年月日 平成29年6月27日

(ク) 委託業務完了承認の決裁

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための立案文書

立案年月日 平成29年7月10日

決裁年月日 平成29年7月11日

発送年月日 平成29年7月11日

(ケ) 委託業務完了承認書

承認書記載の年月日 平成29年7月11日

公印使用の年月日 平成29年7月11日

契約金額 989,496円(税込)

(ク) 委託料請求書

請求日 平成29年7月10日

請求金額 989,496円(税込)

(カ) 支出命令書

支出命令年月日 平成29年7月11日

支出命令額 989,496円(税込)

(2) 監査意見

ア 県においては、管財課の作成した手引「指名業者の選定基準（物品の購入を除く）」によって、次のように定められている。

指名競争入札(物品の購入を除く全てのもの。以下同じ)において、競争性の確保と県内業者の受注機会の確保等を図ることを目的として、次のとおり業者選定基準を定める。ただし、調達しようとする役務等の内容等により、この基準で選定することが困難な場合はこの限りではない。

1 指名競争入札及び随意契約（見積合わせ）を行う場合は、資格者名簿に登載されている者の中から、次の基準により行うものとする。

(1) 県内業者を優先的に選定する。

(2) 県内業者では指名業者数の規定に不足する場合には、県内業者に準ずる者、県外業者の順に追加選定する。

(3) 県内業者では対応することが困難である場合には、県内業者に準ずる者、県外業者の順に選定する。

2 指名競争入札又は随意契約（見積合わせ）は、次の基準により指名を行うものとする。

- (1) 予定価格が1件 10万円以上・・・2者以上
- (2) 予定価格が1件 30万円以上・・・3者以上
- (3) 予定価格が1件 100万円以上・・・5者以上
- (4) 予定価格が1件 300万円以上・・・10者以上

3 調達しようとする役務等の特性に鑑み、過去の営業実績、契約の遂行に必要な員数・設備類の保有状況等を入札前に書面で確認する等、確実に契約が履行可能か否かを可能な限り把握するよう努めること。

<用語の解説>

資格者名簿・・・物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査を受け資格を有すると認められた者を登載している、物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿

県内業者・・・資格者名簿に登載されている業者で、徳島県内に本店を有する事業者

県内業者に準ずる者

・・・資格者名簿に登載されている業者のうち県内に支店、営業所等を有する者で、契約に係る一切の権限を県内の支店、営業所等に委任している事業者

本契約に関し、上記資格者名簿に登載されている者は徳島県内に31者（平成30年12月調査時点）存在する。本契約は予定価格が990,000円であるから、上記「指名業者の選定基準（物品の購入を除く）」の第2項からすると、見積合わせをすべき業者数は「3者以上」となる。

本契約では、この基準に従って、資格者名簿登載者の中から3者に見積りを依頼したものの、1者が辞退したため、結果的に見積徴収できたのは2者にとどまっている。この点、上記手引を定めた管財課によると、業者数の基準は見積りを依頼する段階で満たすべき数であって、実際に見積徴収できなくてもかまわないとのことである。かかる管財課の説明に照らすと、本件において2者を見積りを比較して選定を進めた手続に問題はないことになる。

しかし、見積合わせをすべき業者数の基準を設けた趣旨は、実質的な競争を働かせ、県にとって有利な金額での契約を締結することにある。実質的な競争が働くことを担保する必要性の高さに対応するように、予定価格の大小によって業者

数も変えている。とすると、辞退が出た場合に、そもそもの基準を下回ることになるのは望ましいとは言えない。もちろん、たくさんの業者に依頼しても辞退が多ければ実際に見積徴収できる数が基準に達しない事態は考えられる。とはいえ、できる限り上記趣旨に沿うように、現実に見積徴収できた数が、競争確保の必要性の高さに対応するようなものになるよう、努力することが求められる。

特に、本件のように資格者名簿登載者が多数ある場合、基準の「3者」にとどまらない数の業者に見積依頼し見積徴収することは、特段の手間や時間や費用を要することではない。

(意見)

本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようすべきである。

なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。

イ 本件契約では、資格者名簿登載者31者の中から、上記選定理由（徳島県産業廃棄物処理許可業者名簿に登載されており、優良認定され、かつセンターでの過去の実績等から、円滑な委託業務の履行が見込まれるため）で、3者を選定している。

たしかに、過去の実績があれば、円滑な履行が見込まれ、それが依頼する県の側にとってもメリットであることはよく理解できる。よって、過去の実績という観点で選定することは、基本的に間違っていない。

しかし、過去の実績という観点ばかりで選定し続けると、毎回同じ業者ばかりが選定され、新規参入の機会がなくなり不公平が生じる。また、実質的な競争が生じないおそれがあり、県にとってのデメリットも大きい。

そこで、過去の実績以外の観点からも、一定数の業者を選定するようなルール作りを検討してもらいたい。

例えば、見積りを依頼する業者のうち一定数は過去の実績という観点から選定

するものの、残りの一定数は名簿の順番に従い機械的に選定する、といったことも考えられる。上で述べたように、見積りを依頼する業者数を増やせば、このような選定方法もとりやすいはずである。

(意見)

新規参入の機会が確保され、実質的な競争も確保されるように、過去の実績のみにとらわれずに見積徴収先を選定するようにすべきである。

なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。

ウ 本契約においては、委託業務完了承認書の交付を受けたときに、委託先業者が県に対し代金支払請求をするものとされている。

ところが、上記契約の流れに記載したとおり、委託業務完了承認書が作成されたのが平成29年7月11日であるにもかかわらず、委託先業者からの請求は平成29年7月10日になされている。これは、契約内容に反するものであり適切でない。

本来であれば、委託業務完了承認がなされていない段階での代金支払請求に対しては、あらためて委託業務完了承認後に請求するよう指示すべきである。本件においては、そのようにすることなく、契約内容に反する請求に対して支払手続が行われている。

(意見)

委託先業者からの請求書について、契約内容が守られているかどうか十分に確認し、契約内容に沿った支払処理を行わなければならない。

③ 白灯油の購入契約

(1) 契約概要

ア 契約内容

農林水産総合技術支援センターが使用する白灯油の購入（12月分）

イ 契約方法

一般競争入札

ウ 契約の相手方

M社

エ 契約金額

1リットル当たり86.4円（税込）

オ 業務の内容

農林水産総合技術支援センター内の油庫及びハウス約50棟，木材利用創造センターの乾燥機に，センター係員からの連絡により速やかに給油する。

カ 手続の流れ

当該契約は以下のような流れになっている。

(ア) 購入伺

立案年月日 平成29年11月1日

決裁年月日 平成29年11月1日

予算額 1,000,000円（税込）

(イ) 一般競争入札の執行伺

立案年月日 平成29年11月9日

決裁年月日 平成29年11月9日

入札及び開札の日時 平成29年11月27日午後1時

(ウ) 入札の公告

公告した年月日 平成29年11月13日

応札仕様書の提出期限 平成29年11月22日午後3時

(エ) 応札仕様書の提出

M社

作成年月日 平成29年11月16日

N社

作成年月日 平成29年11月20日

(オ) 予定価格の設定

予定価格 89.11円 (1リットル当たり, 税込)

入札書比較価格 82.51円 (1リットル当たり, 税抜)

(カ) 一般競争入札

実施日 平成29年11月27日

入札者及び入札額 M社 80円 (税抜)

N社 82円 (税抜)

落札者及び落札額 M社 80円 (税抜)

(キ) 契約伺

立案年月日 平成29年11月27日

決裁年月日 平成29年11月27日

(ク) 契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年11月27日

契約期間 平成29年12月1日から同月31日まで

(ケ) 経費支出伺

立案年月日 平成29年11月27日

決裁年月日 平成29年11月27日

発送年月日 平成29年11月27日

(コ) 経費支出伺 (追加分)

立案年月日 平成29年12月20日

決裁年月日 平成29年12月20日

契約業者 M社

支出 (予定) 金額 200,000円 (税込)

随意契約の理由 1号

(2) 監査意見

本件は、灯油という特殊性のない物品の購入契約であって、一般競争入札に付されたものであるから、応札者が多数に上り十分な競争原理が働くことが期待される。

しかし、実際には2者しか入札に参加していない。

この点について本件の事情を確認すると、週に2～3回の給油を要すること、約50棟あるハウスごとの給油量の報告を求めること、ハウスの間は小型給油車でなければ走行できないこと、という事情から、給油に煩雑な手間がかかるため入札者が少ないとのことである。実際、過去に入札に参加していた業者に問合せても、給油に手間がかかることを理由に入札に参加してもらえない状況である。

しかし、給油に手間がかかるとはいえ、1回当たり数時間、1か月に10回給油するとしても数十時間である。人件費が一定程度必要となるとしても、1か月当たり100万円程度の売上げが想定される契約であることからすれば、業者にとって利益を見込める契約といえるはずである。徳島県の「業者検索システム」でも、灯油に関して64者の登録があることからすれば、入札者がもっと多くても不思議ではない。入札者を増やすことができれば、実質的な競争が促進され、落札額の正当性がより高まるはずである。

そこで、入札者数が増加するように、できる限りの工夫をすることが望まれる。

(意見)

入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。

なお、他の契約でも、入札者数が少ないという同様の問題が散見される。

4-2 農林水産総合技術支援センター畜産研究課

① 液体窒素の購入契約

(1) 契約概要

ア 契約内容

農林水産総合技術支援センター畜産研究課で、養豚、乳牛、肉牛、養鶏関係の試験研究のために使用する液体窒素を購入する契約

イ 契約方法

一般競争入札

ウ 契約の相手方

〇社

エ 国庫補助・県単の別

県単

オ 契約金額

当初：1リットル当たり2,473.2円（税込）

変更後：1リットル当たり2,473.2円（税込）

カ 業務の内容

農林水産総合技術支援センター畜産研究課の施設3か所に、県の指定する期間までに液体窒素を搬入する。

キ 手続の流れ

当該一般競争入札は以下のような流れになっている。

(ア) 購入伺い（養鶏）

立案年月日 平成29年4月3日

決裁年月日 平成29年4月3日

年間購入量 400リットル

(イ) 購入伺い（養豚）

立案年月日 平成29年4月3日

決裁年月日 平成29年4月3日

年間予定数量 300リットル

(ウ) 購入伺い（乳牛・肉牛）

立案年月日 平成29年4月3日

決裁年月日 平成29年4月3日

年間予定使用量 1,600リットル

(エ) 一般競争入札の執行伺い

立案年月日 平成29年4月4日

決裁年月日 平成29年4月4日

発送年月日 平成29年4月4日

契約期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日

入札及び開札の日時 平成29年4月26日午前10時30分

(オ) 予定価格の設定

予定価格 270円(1リットル当たり,税込)

入札書比較価格 250円(1リットル当たり,税抜)

(カ) 一般競争入札

実施日 平成29年4月26日

入札者及び入札額

○社	2.29円(税抜)
----	-----------

P社	280円(税抜)
----	----------

Q社	380円(税抜)
----	----------

R社	400円(税抜)
----	----------

落札者及び落札額

○社	2.29円(税抜)
----	-----------

(キ) 契約伺兼経費支出伺

立案年月日 平成29年4月26日

決裁年月日 平成29年4月26日

支出予定額 600,000円(税込)

(ク) 契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年4月26日

契約期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

売買単価 2.4732円(1リットル当たり,税込)

(ケ) 変更契約伺い

立案年月日 平成29年5月25日

決裁年月日 平成29年5月25日

(コ) 変更契約の締結

契約書記載の年月日 平成29年6月1日

変更内容 売買単価(税込)「2,4732円」→「247.32円」

(2) 監査意見

本件では、契約期間11か月間のうち1か月が経過した時点で変更契約が締結され、売買単価が変更されている。具体的な経過は次のとおりである。

まず、平成29年4月26日に、仕様書記載の内容で一般競争入札が行われた。その結果は上記のとおりであり、入札書比較価格が250円であったところ、落札できなかった入札者の入札額が、280円、380円、400円であったのに対し、落札者の入札額は2.29円であった。

このような状況からすると、落札者は、金額の位を2桁間違えて入札書に記載したことが強くうかがわれる。しかし、落札者は辞退することなく、契約が締結された。

契約期間11か月間のうち、最初の1か月間については、契約どおり、1リットル当たり2.29円(税込2,4732円)で購入した。

ところが、平成29年5月23日に契約の相手方から「産業ガス価格改定のお願い」と題する書面が提出され、当初契約の100倍の「247.32円」への価格改定が求められた。その書面に記載された内容は次のとおりである。

「平成25年7月に電力費の改定、既にスタートしている太陽光発電促進付加金、並びに再生可能エネルギー促進賦課金等も踏まえ製造コストの4～5割を占める電気料金の高騰に伴う影響が未だ大きいことに加え、液化炭酸ガスにおいては、四国地区製造拠点の閉鎖という事態を受け、他地区からの供給に頼らざるを得ない状況である上、全国的に石油プラントが減少しており良質な液化炭酸ガス製造ソース確保は重要な問題となっており三大産業ガス(酸素・窒素・アルゴン)等に対する影響も深刻化してきております。このような中、弊社としましても安定供給、品質維持、保安強化を前提に大きな再編のもとコスト削減に努めてまいりましたが、既に企業努力だけでは吸収できない状況となって参りました。」

これを受けて、平成29年6月1日に、売買価格を税込2,4732円から税込247.32円に変更する契約が締結された。

しかし、本件における上記変更契約は、問題である。

変更契約については、契約事務規則に規定はないものの、徳島県会計事務の手引き（以下「会計事務の手引き」という。）には次のように記載されている。

契約金額の増額（売払い等県の収入の原因となる契約における契約金額の減額を含む。）は、原則として許されない。ただし、次のような場合は認められる。

- ① 単価契約において、予定数量が契約後の事情により著しく変動を来たし、あらかじめ定めた単価がはなはだしく不当となった場合
- ② 設計変更等により契約目的を変更するとともに、契約金額の変更を行う場合
- ③ 天災地変、社会情勢の急激な変転等により、物価、賃金が著しく変動したため、全体の契約金額が公平の原則上、はなはだしく不当となったと認められる場合
- ④ 物品の統制価格等の改正があった場合

本件において、変更契約を締結する際に作成された伺いには、契約の相手方から申し入れがあったこと、変更前の契約価格が他の応札業者の平均額に比べて桁外れに安価であること、申し入れ価格が他の応札業者のいずれの入札額に比べても安価であることが述べられているにとどまり、いかなる観点において例外事由に該当するとの前提に立っていたのか、明らかではない。

そこで、上記会計事務の手引きに記載された例外事由につき検討してみる。まず、本件では予定数量が著しく変動したわけではないから①には該当しない。次に、設計変更等があったわけではないから②にも該当しない。また、天災地変、社会情勢の急激な変転等により、物価、賃金が著しく変動したわけではないから③にも該当しないし、物品の統制価格等の改正があったわけではないから④にも該当しない。

このように、上記会計事務の手引きに記載された例外事由には該当していない。また、その他の観点から契約金額の増額が例外的に許される場合に該当するとも言えないから、変更契約は許されない。

なお、農林水産総合技術支援センター畜産研究課によれば、外部監査人から本件監査実施中に上記問題点を示された後に対応をしたとのことである。その結果、契

約相手方との間で、本来あるべき取扱いができていなかったことを確認して、本来の場合との差額の支払を受けた。つまり、既に支払っていた449,130円のうち、変更契約をしなかった場合に想定される金額である4,974円との差額(444,156円)を契約相手方から受け取ったとのことである。

(指摘)

契約金額を増額させる本件変更契約を締結することは、許されるものではなかった。

4-3 農林水産総合技術支援センター水産研究課

① 漁業調査船「とくしま」用燃料購入

(1) 契約概要

ア 契約内容

漁業調査船「とくしま」運航用として必要な燃料の購入

イ 契約方法

一般競争入札

ウ 契約の相手方

徳島県漁業協同組合連合会

エ 国庫補助・県単の別

県単及び国費

オ 契約金額

1リットル当たり84.78円(税込)

カ 業務の内容

県が指定する場所(橘港, 小松島港)に停泊する漁業調査船「とくしま」に,
A重油(1種)2号(通称:ホワイトA)を納入する。

キ 手続の流れ

当該契約は以下のような流れになっている。

(ア) 購入伺

立案年月日 平成29年12月22日

決裁年月日 平成29年12月22日

予定価格 86.40円(1リットル当たり, 税込)

予定数量 20,000リットル

購入予定価格 1,728,000円(税込)

(イ) 一般競争入札の執行伺

立案年月日 平成29年12月25日

決裁年月日 平成29年12月26日

発送年月日 平成29年12月26日

入札及び開札の日時 平成30年1月11日午前10時

(ウ) 予定価格の設定

予定価格 86.40円(1リットル当たり,税込)

入札書比較価格 80.00円(1リットル当たり,税抜)

(エ) 一般競争入札

実施日 平成30年1月11日

入札者及び入札額 徳島県漁業協同組合連合会 78.50円(税抜)

S社 79.50円(税抜)

T社 79.80円(税抜)

落札者及び落札額 徳島県漁業協同組合連合会 78.50円(税抜)

(オ) 契約伺兼経費支出伺

立案年月日 平成30年1月11日

決裁年月日 平成30年1月11日

発送年月日 平成30年1月11日

支出(予定)金額 84.78円(1リットル当たり,税込)

(カ) 契約の締結

契約書記載の年月日 平成30年1月11日

契約期間 平成30年1月11日から同年3月31日まで

(2) 監査意見

本件では、1リットル当たり84.78円との契約に基づき、平成30年1月に7,600リットル、2月に7,000リットル、3月に6,800リットルの、合計21,400リットル、総額1,814,292円分を購入している。

しかし、当初の購入伺において予定数量とされていたのは20,000リットルであり、購入予定価格とされていたのは1,728,000円である。とすると、実際の購入数量や購入額は、当初の予定数量や購入予定価格を超えていることになる。

ところが、本件においては、追加の経費支出伺が作成されていない。

本件のように、当初の購入伺において決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。

実際に、農林水産総合技術支援センターの他の契約では、本件と同様の単価契約において当初の予定数量を超えて購入する場合には、適切に追加の経費支出伺が作

成されている例がある（４－１③ 白灯油の購入契約（農林水産総合技術支援センター経営研究課））。

（意見）

単価契約において、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。

第5章 物品管理の状況について

1 はじめに

(1) 物品の意義

ア 自治法

物品の意義について自治法では、第239条において次のように規定されている。

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

イ 徳島県会計規則

県は、前記の自治法の規定を受け、徳島県会計規則（以下「会計規則」という。）第83条において、物品を以下のように分類している。

- 一 備品類 物品の性質又は形状を変ずることなく比較的長期間の使用にたえ、又は保存することができるもの及び物品の性質が消耗品に属するものであつても標本品又は陳列品として保管するものをいう。
- 二 消耗品類 通常使用によつて消耗し、又は使用によつて固有の性質を失うもの、物品の補修に用いる部分品又は製造試験等に用いる材料で使用によつて独立性を失うもの、その性質が備品類に属するものであつても贈与を目的とするもの、小動物その他備品類として取り扱うことが不相当と認められる物品をいう。
- 三 原材料品類 生産、工事、工作等のための使用材料となり又は消耗され若しくは構成部分となるものをいう。
- 四 生産品類 試験、研究、職業指導等のため製造し、収穫し、又は生産した物品をいう。

五 動物 牛，馬，豚，羊等の大動物及び中動物をいう。

(2) 物品の管理

ア 物品の管理機関

県は、以上のように定義・分類された物品について、会計規則に従って、会計事務の手引きで、その管理を次のように解説している。

物品の管理とはその物品の性質，形状，機能を変更することなく，常時良好に使用できる状態に保つことをいう。

物品の取得，管理及び処分 of 事務は地方公共団体の長の権限となっている。(自治法第149条第6号)

また，物品の出納及び保管の事務は，使用中の物品に係る保管を除き，会計管理者の権限となっている。(自治法第170条第2項第4号)

しかし，これらの実際の事務は，知事及び会計管理者から権限の委任を受けた者が行うことになっており，「物品管理権者」，「物品調整機関」及び「物品出納員」の制度が置かれている。

(ア) 物品管理機関

a 物品管理権者

物品管理権者は物品会計における命令系統の機関であり，本来は知事をいうが，実際の事務は各課等の長又は知事から委任を受けた麻長が行っている。これらの物品管理権者は，その所管に属する物品の出納保管通知及び管理に関する事務を行う。(会計規則第2条第4号)

b 物品調整機関

物品調整機関は物品の取得，管理及び処分 of 事務を総括的に調整する機関であり管財課長をいう。(会計規則第84条)

c 物品出納機関

物品出納機関は物品管理権者の出納通知により物品の出納を行う機関であり，本来は会計管理者をいうが，実際の事務は会計管理者から委任を受けた物品出納員が行っている。(会計規則第86条)

(イ) 物品出納職員

a 物品出納員

物品出納員は会計管理者の委任を受けて物品の出納保管事務を行う出納員をいう。(会計規則第2条第12号)

物品出納員の任免については、他の出納員等と同様に会計管理者の内申により、知事が行うことになるが、会計規則によって、各課(室)の副課長等が充てられており、その役職をもって物品出納員を任免されることになる。

(会計規則第5条)

b 物品分任出納員

物品分任出納員は物品出納員の命を受けて、物品の出納保管事務の一部を補助する会計職員をいい、物品出納員が置かれている課等又は麻の職員で当該課等又は麻の長が指名するものが任免される。具体的には、物品出納員が配置されていない分校、分場等に必要に応じて置くことができる。(会計規則第2条、第5条)

c 物品使用職員

物品使用職員はその物品を使用している職員をいい、専用者と共用者に区分している。(会計規則第85条)

専用者とはその物品をもっぱら自分一人が独占的に使用している場合をいい、共用者は2人以上の職員がその物品を使用している場合をいう。

物品の管理を明確にするために、2人以上の職員の共用する物品についてはこれらの職員の上席者又は物品管理権者の指定する職員が使用職員となる。

イ 物品の出納記録

(ア) 会計規則

県は、物品の出納記録について、会計規則で次のように定めている。

- a 物品出納機関は、次の帳票を備え、出納通知書等(物品購入通知書等及び支出命令書等)により、会計規則第83条に定める物品の区分に従ってその出納を記録しなければならない。(会計規則第89条)

- (a) 物品出納通知書つづり
 - (b) 物品出納簿
 - (c) 備品（動物）貸与簿
- b 物品の出納は、現に出納した日をもって物品出納簿に記載し、出納通知書等にその年月日を記入しなければならない。ただし、消耗品類（原材料品類）請求（受領）書による場合は、一月分を取りまとめて記載することができる。
（会計規則第91条第1項）
- c 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、物品出納簿の記載を省略することができる。（会計規則第91条第2項）
- (a) 購入後直ちに使用する備品類（一品の価格が十万円未満のものに限る。）及び消耗品類（別に定めるものを除く。）
 - (b) 記念品、報償品、災害救助品その他これらに類するもの
 - (c) 官報、新聞、雑誌、パンフレットその他これらに類するもの
- (イ) 会計事務の手引き

県は前記の会計規則に従って、物品の出納記録に関して会計事務の手引きで次のとおり解説している。

a 物品出納通知書つづり

物品通知書は物品出納簿記録の根拠となるので、それぞれの出納簿に登録した順に一括してつづるとともに、その通知書には登記年月日、登記者の印を押印して整理するものとする。

b 物品出納簿

物品の分類別に別冊として、品目ごとに口座を設けて整理する。

件数が少ない場合には、備品類及び動物と消耗品類及び原材料品類とを見出しで区分し、同冊することができる。

c 物品出納簿への登記を省略した場合の処理

(a) 会計規則第88条に定める各出納通知書に登録省略の旨を記載し、その物品の受領者の印を徴しておくこと。

(b) その亡失の確認が困難なもの（携帯（持ち運び）が容易な備品類等）については、物品出納通知書の写しの編集その他の品名、数量等を把握するために必要な措置を講ずること（必要な措置とは、物品出納通知書、旧物

品出納簿，公金振替要約，物品購入決議簿等の写しを活用するなどして，備忘録的に整理することをいう。).

(ウ) 平成18年度改正

県は，平成19年3月30日付けで「徳島県会計規則及び徳島県会計事務取扱規程の一部改正について」を通知した。それに先立ち平成19年3月22日付けで，管財課長及び出納課長連名により，各課（室）長，各かい長等宛に「物品出納簿記載方法の改正及び物品管理システムへの登録について（通知）」を發しており，その後，その通知に従って，前記（ア）会計規則，（イ）会計事務の手引きを改正している。

その主な改正点は次のとおりである。

a 物品出納簿の記載を省略できるもの

「購入後直ちに使用する消耗品類」から「購入後直ちに使用する，一品の価格が10万円未満の備品類及び消耗品類（パーソナルコンピュータ，ファクシミリ複合機，公印を除く。）」に改正された。

この改正により，原則として10万円未満の備品類については物品出納簿への記載を省略できることになったが，当該通知のQ&Aにおいて「現在，使用している手書きの台帳や，購入履歴，保管転換等の帳票類を活用し，現在所属に存在している物品を把握しておいてください。保管及び使用状況を確認し，物品管理権者において適正に管理してください。」となっている。

なお，改正以前は，1品の価額が2万円未満の備品（標本品又は陳列品を除く）を物品の分類上，消耗品類としており，物品出納簿への記載は省略されていた。

b 物品標示票

「貼付なし」から「物品出納簿記載のものに貼付」に改正された。

c 物品出納簿の記載方法

「手書きによる」から「本庁：物品管理システムによる，出先：別紙様式による」に改正された。

(意見)

平成18年度改正により，10万円未満の備品類について物品出納簿への

記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。

Q&Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。

(意見)

平成18年度の改正により「備品購入費」で購入する物品の中に、10万円を境に物品出納簿に記載されるものとされないものが混在することになった。

平成18年度改正がなぜ行われたのかについては、その時の経済状況、他府県の状況等様々な事情が考えられるが、今後は当該事情を考慮しつつ、「備品購入費」として処理する金額と物品出納簿への記載する金額を一致させ、明確な処理規定を設けるべきである。予算編成への影響ももちろん考えられるが、可能な限り検討していただきたい。

ウ 物品の保管状況

(ア) 会計規則

県は、物品の保管について、会計規則で次のように定めている。

- a 物品管理権者は、物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。ただし、当該備品類及び消耗品類の形状、用途等によりちよう付することが困難な場合は、この限りではない。(会計規則第91条の2)
- b 物品出納機関又は物品分任出納員若しくは物品使用職員は、物品を常に善良な管理者の注意をもってその有用価値をみだりに消耗摩滅せしめないように保管し、又は使用しなければならない。(会計規則第93条第1項)

- c 物品出納機関又は物品分任出納員は、保管する物品を倉庫又は物置等で施錠のできる県の施設に格納し、各品目ごとに区分しなければならない。(会計規則第93条第2項)
- d 物品管理権者は、その管理に属する物品については、保管又は共用中のものについても監督の責めに任ずるものとする。(会計規則第95条第1項)
- e 保管物品は、物品出納機関又は物品分任出納員が保管の責めに任ずるものとする。(会計規則第95条第2項)
- f 専用又は共用の物品は、その物品使用職員が保管の責めに任ずるものとする。(会計規則第95条第3項)
- g 占有動産については、物品出納機関がその保管の責めに任ずるものとする。(会計規則第95条第4項)

(イ) 会計事務の手引き

県は会計規則に従って、物品の保管に関して会計事務の手引きで次のとおり解説している。

a 物品出納簿記載物品の標示

- (a) 物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入すること。
- (b) 物品標示票の備考欄には、製造者名、型番等を記載し、かつ重要物品又は保管転換により受け入れた物品にあつては、その旨を記入すること。

b 物品の保管の責任所在

物品に関する責任の所在は次のとおりである。(会計規則第95条)

- ・管理に属する物品についての監督責任 物品管理権者
- ・保管物品についての保管責任 物品出納機関又は物品分任出納員
- ・専用又は共用の物品についての保管責任 物品使用職員
- ・占有動産についての保管責任 物品出納機関

エ 物品の異動状況

(ア) 会計規則

物品の異動は大きく分類すると、貸付け・不用品の処分・保管転換・亡失と

なるが、県は、物品の異動について、前記の管理機関に基づき、会計規則で次のように定めている。

a 物品の貸付け

(a) 物品は、貸付けを目的とするもの、又は貸し付けても県の事務又は事業に支障を及ぼさないと認めるものに限り、貸し付けることができる。(会計規則第104条第1項)

(b) 物品管理権者は、前項により、貸付けをしようとするときは、申請書及び次の各号に掲げる事項を記載した決裁書類によりしなければならない。(会計規則第104条第2項)

- 一 申請者の住所、氏名又は名称
- 二 貸付けをしようとする物品名及び数量
- 三 貸付けをしようとする物品の貸付料
- 四 貸付けをしようとする理由
- 五 貸付けの期間
- 六 貸付条件
- 七 使用目的及び使用場所
- 八 その他参考となる事項

(c) 物品管理権者は、貸付けを決定したときは、貸付契約書を作成し、受領書を徴さなければならない。(会計規則第104条第5項)

b 不用品の処分

(a) 物品管理権者が不用品の処分の必要を生じたときは、不用品引継書に当該物品を添えて物品調整機関に引き継がなければならない。(会計規則第108条第1項)

(b) 知事・・・は、不用品を売却し、又は棄却しようとするときは、物品売却(棄却)調書(会計規則様式第98号)によりしなければならない。(会計規則第108条第4項)

c 保管転換

(a) 物品管理権者が保管転換の必要性が生じたときは、物品を払い出す物品管理権者(以下「払出者」という。)は、物品に保管転換物品送付書(会計規則様式第96号)を添えて物品を受け入れる物品管理権者(以下「受

入者」という。)に送付しなければならない。(会計規則第108条の2第1項)

- (b) 前項の規定による物品の送付を受けた受入者は、当該物品と保管転換物品送付書の記載事項を照合し、当該物品を受け入れる場合は、保管転換物品受領書(会計規則様式第96号の2)を払出者に交付しなければならない。(会計規則第108条の2第2項)

- d 物品の異動状況報告

出納員又は物品出納員は、その保管する備品類(物品出納簿の記載を省略することのできる備品類及び重要物品を除く)及び動物(重要物品を除く。)については、物品出納簿と照合の上、毎年3月31日現在をもって、その異動状況を物品異動状況報告書(会計規則様式第99号の2)により、その年の5月31日までに会計管理者に報告しなければならない。(会計規則第109条第2項)

- (イ) 会計事務の手引き

県は上記の会計規則に従って、物品の異動に関して会計事務の手引きで次のとおり解説している。

- a 貸付け

- (a) 物品は、貸付けを目的とするもの、又は貸し付けても県の事務又は事業に支障を及ぼさないと認められるものに限り、貸し付けることができる。(会計規則第104第1項)

- (b) 貸付けの手續に使用する様式は、物品受入(払出)通知書を使用し、出納の通知をする。

- b 売却(棄却)

- (a) 物品は、売払いを目的とするもののほか、次の基準に従い不用の決定をしたものに限り、売却又は棄却の処分をすることができる。(徳島県会計事務取扱規程(以下「規程」という。)第37条)

- ・売却

- ① 物品の修繕若しくは改造が不可能の場合又はそれらに要する経費が当該物品に相当する物品の取得等に要する費用よりも高価であると認められるとき

- ② 物品の耐用年数の経過等による能率の低下等のため、新たな物品を取得したほうが有利であると認められるとき
- ③ 事業廃止等により県で今後その物品を使用する必要が全くなくなったとき
 - ・棄却
- ① 売り払う物品の売却価格が売り払いの費用に満たないと認められるとき
- ② 物品を売り払うことにより県の事務又は事務の秘密が漏れ、又は悪用されるおそれがある等と認められるとき
- (b) 売却（棄却）の手續に使用する様式は、売却（棄却）申請書（控）（会計規則様式第97号その2）、売却（棄却）申請書（会計規則様式第97号その1）、売却（棄却）承認書（会計規則様式第77号）、物品売却（棄却）調書（会計規則様式第98号）とする。
- c 保管転換
 - (a) 保管転換とは、当該物品に係る物品管理権者を変更することである。（会計規則第108条の2）
 - (b) 保管転換の手續に使用する様式は、保管転換物品送付書（会計規則様式第96号）、保管転換物品受領書（会計規則様式第96号の2）、保管転換払出書（会計規則様式第79号）、保管転換受入書（会計規則様式第79号の2）とする。
- d 物品の異動状況報告
 - (a) 出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上、その異動状況を、毎年会計管理者に報告しなければならない。ただし、物品出納簿への記載を省略した備品類及び重要物品は除かれる。
 - (b) 異動状況の報告に使用する様式は、物品異動状況報告書（会計規則様式第99号の2）とする。

（指摘）

会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗

品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならぬ。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。

しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。

今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。

(意見)

物品の異動状況について、貸付け・売却（棄却）・保管転換については物品受入（払出）通知書、売却（棄却）申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。

問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、システムの検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。

会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間（例えば3年～5年周期）に全ての当該物品について突合作業をすべきである。

(意見)

上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まってい

ない。

この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現物を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討していただきたい。

オ 重要物品について

(ア) 会計規則

県は、重要物品について、会計規則で次のように定めている。

出納員又は物品出納員は、その保管する物品のうち別に定める重要物品（以下「重要物品」という。）については、物品出納簿と照合の上、毎年3月31日現在をもって、その異動状況を重要物品異動状況報告書（会計規則様式第99号）により、その年の4月15日までに会計管理者に報告しなければならない。

（会計規則第109条第1項）

(イ) 会計事務の手引き

県は前記の会計規則に従って、重要物品に関して会計事務の手引きで次のとおり解説している。

重要物品とは、次に掲げる物品であって、取得価額が100万円以上のものをいう。（規程第36条）

- ・道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車
- ・機械器具
- ・3トン以上20トン未満の動力船
- ・美術品等

(ウ) 出納記録・保管状況・異動状況について

重要物品については物品出納簿に記載されるとともに、「公有財産等管理システム」にも登録され、有形固定資産として貸借対照表に記載されることになるため、その管理については他の物品と比較するとその重要性は高いものと思われる。

(意見)

総務省の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類等の作成・公表が平成28年度から実施されることとなった。この財務書類等とは、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書のことである。

このうち、貸借対照表は【資産の部】【負債の部】【純資産の部】に分かれており、【資産の部】はさらに固定資産と流動資産に分かれている。

この作成の目的は、財務書類等を「統一的な基準」で作成することにより、他府県との比較が可能となり、ひいては地方自治体の財政状態等の把握・検討・改善に帰することにある。

重要物品はこの固定資産に分類され、減価償却後の金額が貸借対照表の【資産の部】(有形固定資産の中の物品)に計上されることになる。したがって、重要物品の管理状況に不備があり、欠落するようなことになれば財務諸表全体の適正性に問題が生じることになる。

このように重要物品については、他の物品と比較するとその重要性は高く、その管理方法にも十分注意する必要がある。他県では、重要物品管理簿を作成し、所属コード・物品番号・品名・形状・取得金額・取得日・相手先等を記載することによって、その管理を行っているところもある。

今後は、他県の例も参考にしながら適切な管理運営に努めていただきたい。

カ 毒物劇物等について

(ア) 意義

毒物劇物等とは、毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物をいい、それぞれ次のように定められている。

a 毒物劇物

毒物及び劇物取締法が規定する毒物及び劇物

b 毒薬劇薬

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第3の毒薬及び劇薬

c 有害物

労働安全衛生法施行令別表第3の特定化学物質及び同施行令別表6の2

の有機溶剤

d 危険物

(a) 消防法の関係

消防法別表第1の品名欄に掲げる物品

(b) 高圧ガス保安法の関係

高圧ガス保安法第2条及び同法施行令第1条に規定する高圧ガス

(イ) 出納記録・保管状況・異動状況について

毒物劇物等については、物品である以上、他の物品と同様に会計規則等で定められた手続が適用されることになる。

ただし、毒物劇物等については、その管理方法が関係法令等において厳格に定められており、他の物品と比較するとその重要性は高いものと思われる。また、災害時において毒物劇物等が流出した場合の二次災害の誘発などを考えると、その管理体制は万全であることが強く求められる。

(3) 試験研究機関の物品の管理

ア 物品の管理機関

物品の管理については、各試験研究機関の長が行うこととなっており、また物品の出納通知もその長の権限とされている。

イ 物品の出納記録

各試験研究機関の長からの出納通知に基づき、各試験研究機関の物品出納員は、出納を行うとともに、会計規則第83条に定める物品の区分に従って、物品出納簿に記録しなければならない。

ウ 監査手続について

各試験研究機関については、物品（重要物品を含む）・毒物劇物等に分類し、その出納記録、保管状況、異動状況等について監査を実施した。

監査を実施するにあたり、各試験研究機関に対して質問をし、その結果に基づいて現地視察を行った。以下、その結果について記述するとともに、全体としての評価を述べることにする。

2 保健製薬環境センター

(1) 物品について（重要物品を含む。）

ア 質問に対する回答の状況

物品（重要物品を含む。）の管理状況について保健製薬環境センターへ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

(ア) 出納記録について

- a 10万円以上の物品については物品出納簿に記載されているが、2万円以上10万円未満の物品については物品購入決議簿、保管転換等の出納通知（これらの書類については、保存年限経過後に破棄している。）で管理している。
- b 物品出納簿の記載方法等については、特に工夫していない。
- c 寄附等により取得した物品はなかった。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿と現物との突合状況については、大部分の物品は物品出納簿と現物との突合にて実在性を確認している。しかし、物品出納簿に記載されているが現物がないもの、また、現物はあるが物品出納簿に記載されていないものがごく一部ある。
- b 現物との突合については、物品標示票（品名と取得年月日）で確認しており、その頻度は必要に応じて適宜である。
- c 重要物品については多数保有しているため、定期的な突合はしていない。
- d 2万円以上10万円未満の物品については、物品購入決議簿や保管転換等の帳票類等と現物を突合し、その実在性を確認している。
- e 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について、担当者の使用実績にて把握しているが、物品出納簿に記載されていて現物がないもの、また現物はあるが物品出納簿に記載されていないものがごく一部あるため、全てを把握できていない。
- f 重要物品の利用状況については、使用簿（管理簿）に記載することにより把握している。

(ウ) 異動状況について

- a 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していないものにつ

いて、今後の異動（棄却、売却及び保管転換）の予定はない。

- b 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していないものについて、他の試験研究機関等と保管転換等について協議を行ったことはない。

イ 現場視察の状況

(ア) 出納記録について

- a 物品出納簿は、会計規則様式第83号に従って作成されており、10万円以上の物品について記載されていた。
- b 物品出納簿と現物との突合については、過去の定期監査や今回の監査に合わせて行ったということであり、定期的には実施していなかった。
- c 10万円未満の物品については、担当者レベルで物品リストが作成されていたが、管理番号は付与されていなかった。
- d 物品の購入については、現場レベルでのニーズに優先順位をつけ財政課に予算要求を行い、予算が付いたものについて、保健製薬環境センター内部での物品購入業者選定委員会でその品質・必要性等を検討することになっている。
- e 公印について、当初質問した際には物品出納簿が作成されていなかったが、その後作成されていることを確認した。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿に記載されているものの中から、ランダムに10件を抽出し現物との突合を行った結果、全ての物品について確認することができた。
- b 現物から一部抽出し、物品出納簿への突合作業を実施した結果、抽出したもののうち、物品出納簿に記載されていないものが1件（天秤）あった。
- c 重要物品について、使用簿のあるものについては使用実績を把握できるが、使用簿のないものについては各担当者レベルで把握しているのみであった。

(ウ) 異動状況について

- a 平成29年度の物品異動状況報告書の中から、ランダムに5件抽出し物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかったが、風向風速計について物品出納簿の記載方法に多少の問題があった。
- b 平成29年度の重要物品異動状況報告書に記載されている車両以外の全

ての異動（購入，棄却売却，保管転換）について，物品出納簿と突合した結果，記載漏れはなかった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では，物品の管理についてはおおむね適正であると推測されたが，物品出納簿との定期的な突合がなされていないことに問題がある。
- (イ) 物品出納簿について，質問に対する回答の状況によると，物品出納簿に記載されているが現物のないものが一部あるとのことであり，また現場視察において，物品出納簿に記載されていないものが一部確認されたことから，当該出納簿は完全なものとは言えない状態であり，そのことから現物との突合が一部行えていない状況である。
- (ウ) 物品出納簿に記載を省略した物品について，物品リストは作成されていたが，管理番号が付与されていなかったため，現物との突合が効率よくできていないように思われた。
- (エ) 一部の物品について，物品出納簿と現物の定期的な突合作業が実施されていなかったことから，盗難・紛失等のリスク管理に問題があると考えられる。
- (オ) 重要物品について，その使用状況が所内で共有されていないように思われた。特に，使用簿のない重要物品については各担当者レベルでのみ把握している状況であった。
- (カ) 物品出納簿には風向風速計 1 2 式を一行に記載しており，棄却する都度，品質規格欄に記載した設置場所を見え消しで消去するという方法をとっていた。
- (キ) 物品（重要物品を含む。）の購入手続については適正に行われており，問題はなかった。

（指摘）

物品出納簿は物品を管理する上で，極めて重要な帳票であるため，全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。

(指摘)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(意見)

10万円未満の物品について作成されている物品リストについては、管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

(意見)

重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、それを所内で共有することにより、使用状況の所内全体としての把握に努めていただきたい。その上で、保管転換・売却・棄却の判断を行うための委員会等を設けることも重要である。なお、管理簿には品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。

(意見)

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見)

同一の物品が複数ある場合でも、物品出納簿にはそれぞれ個別に記載するのが望ましい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

ア 質問に対する回答の状況

毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について、保健製薬環境センターへ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

- (ア) 必要量及び購入量については、有効期限、使用予定量、保管量等を検討し、不足及び余剰が生じないように決定し、必要最小量を購入している。
- (イ) 「徳島県立保健製薬環境センター毒劇物取扱要領」（以下この項目において「取扱要領」という。）に従い、施錠可能な保管庫（室）で表示、施錠し保管している。使用については、事前に毒劇物管理者に申し出て、受払簿に必要事項を記入している。
- (ウ) 取扱いができる職員は、当該業務を行っている職員に限る。
- (エ) 事件・事故防止のため、保管室と保管庫で二重に施錠し、保管庫の鍵は毒劇物管理者が管理している。
- (オ) 大規模災害発生時への対策は、液体の劇物については、試薬ラックに入れるなどして転倒防止を図っている。毒物及び劇物の一部については、セーフティキャビネットで保管している。

イ 現場視察の状況

- (ア) 取扱要領又はマニュアルについて
「取扱要領」が作成されていた。
- (イ) 受払簿について
 - a 毒劇物について受払簿が作成されており、管理者の押印がされていたが、使用者と管理者が同一の場合に管理者以外の者の押印がされていなかった。
 - b 受払簿の記載単位は、数量として mg, g, ml, l 又は本数で記載されていた。
- (ウ) 保管状況について
 - a 毒劇物については、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示された専用の保管庫に施錠され保管されていた。また、それ以外のものも、適切に保管されており、盗難等の対応はなされていた。

b 各保管庫の棚には転倒防止柵がされており，大規模災害への対応も適切であった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では，毒物劇物等の管理については，おおむね適正に行われていると推測された。
- (イ) 毒劇物の管理については，取扱要領に従って，おおむね適正に管理されていると認められる。
- (ウ) 取扱要領の第4条には「・・・毒劇物管理者は，毒物については様式1に，劇物については様式2に，必要事項を記入し，管理するものとする。」となっている。保健製薬環境センターはその規定どおり，様式1と様式2に受入，払出，現在高を記載しているが，現在高の管理方法に疑問が残る。
- (エ) 毒劇物以外のものについても，適正に管理されていると認められる。

(意見)

毒物受払簿の現在高については，可能な限り試薬容器を含む総重量を記載し，定期的に現物との突合を行うことにより，盗難・紛失のリスク管理に努めていただきたい。

(意見)

管理者が使用した場合には，当該管理者以外の者が確認することが望ましい。内部牽制のためにも，今後は注意していただきたい。

3 工業技術センター

(1) 物品について（重要物品を含む。）

ア 質問に対する回答の状況

物品（重要物品を含む。）の管理状況について、工業技術センターへ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

(ア) 出納記録について

- a 10万円以上の物品については物品出納簿に記載し、10万円未満の物品については平成19年3月末までに使用していた手書きの物品出納簿を使用するとともに、「物品購入改善マニュアル」に基づき事務処理を実施している。また、関係書類は、備品購入に係る書類つづりにより取りまとめ保管している。
- b 物品出納簿については、試験研究機器その他物品にIDを付与、データベース化し管理の適正・効率化に努めている。
- c 寄附の受理決定は管財課の専決事項となっており、保管転換により取得し、物品出納簿に記載した事案がある。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿と現物との突合については、その全てを対象に、物品の納入時に複数名の職員により納品確認を行った後、IDを付与、データベース化を図ることで、物品に関する情報を工業技術センター全体で共有し、各所管担当の管理の下、通常業務遂行の一連の流れの中で、現物確認や簡易メンテナンスなどの管理作業を行っている。
- b 10万円未満の物品については、平成19年3月の会計規則改正に伴う物品出納簿記載方法の変更時に、当該出納簿の整理作業の中で、保管・使用状況について行いうる範囲で確認している。
- c 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品については全て把握している。また、各担当者における業務の中で使用する小備品については、使用状況及びメンテナンスの必要性を把握するとともに、更新の必要性を把握し、情報を共有している。

(ウ) 異動状況について

- a 物品出納簿に記載された物品について、既に使用不可能となったもの、あ

るいは1年以上使用していないものについて、今後の異動（棄却、売却及び保管転換）の予定はない（平成30年9月末時点）。

- b 全ての物品について、所内定例会議（課長会）で、各担当所管機器の利用や廃棄等に関する情報を共有し、必要に応じて適宜、物品異動に係る対応方針の検討に努めている。また、近年、他の試験研究機関と連携することが増えてきており、試験研究機器の相互利用もあり、有効活用に努めていく方針である。

イ 現場視察の状況

(ア) 出納記録について

- a 物品出納簿は、会計規則様式第83号に従って作成されており、10万円以上の物品について記載されていた。また、当該物品出納簿にはIDが付与され、エクセルデータによるパソコンでの管理が行われていた。
- b 10万円未満の物品については、担当者レベルで任意に出納簿に代わる使用簿が作成されていたが、IDが付与されていなかった。
- c 物品の購入については、毎年9月から10月にわたり各担当者が現場レベルでのニーズの調査を行い、11月にかけて予算要求をすることになっている。その後、各ニーズに優先順位をつけ財政課に予算要求を行い、予算が付いたものについて、工業技術センター内部での機種選定委員会でその品質・必要性等を検討することになっている。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿に記載されているものの中から、ランダムに10件を抽出し現物との突合を行った結果、全ての物品について現物の確認をすることができた。
- b 現物から一部抽出し、物品出納簿への突合作業を3件行った結果、抽出した全ての物品が物品出納簿に記載されていた。なお、この確認においてIDによりその突合をスムーズに行うことができた。
- c 工業技術センターでは、物品出納簿記載の各物品について、3年前よりIDを貼付しているということであったが、それ以外の物品についてはIDはまだ貼付されていなかった。

d 重要物品について、その9割近くが有料開放の試験研究機器であり、その使用状況はデータベースで管理されていたが、その他の重要物品については任意の使用簿のみが作成されており、その使用状況については各担当者レベルでの情報共有に留まっていた。

(ウ) 異動状況について

a 平成29年度の物品異動状況報告書の中から、ランダムに5件抽出し、物品出納簿と突合した結果、物品出納簿に記載漏れはなかった。

b 平成29年度の重要物品異動状況報告書に記載されている車両以外の全ての異動（購入、棄却売却及び保管転換）について、物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかった。

c 本年度、工業技術センターでは、使用しなくなった処分検討物品（機器）について、ホームページを通じて需要調査を行い、売却を実施している（平成25年度及び26年度にも実施）。

ウ 全体的な評価

(ア) 質問に対する回答の状況では、物品の管理は適正に行われているものと思われた。

(イ) 物品出納簿の作成、管理状況はIDによる管理方法を採用するなど、適正に行われていると認められた。その結果、現物との突合作業もスムーズに実施することができた。ただし、物品出納簿記載以外の物品についてはIDが貼付されていないものも散見されたことから、IDによる管理が万全とは言い難い面もあったため、今後の改善の余地はあるものと考えられる。

(ウ) 重要物品のうち、使用状況をデータベース管理している有料開放の物品と比し、その他の重要物品については任意の使用簿の作成にとどまっていることから、使用状況の把握を組織的に行う必要があると考えられる。

(エ) 物品（重要物品を含む。）の購入手続については適正に行われており、問題はなかった。

（意見）

多数にのぼる物品の現物確認を組織的に効率よく実施するためには、物品出

納簿に記載されたIDを，全ての物品（形状，用途等により貼付が困難な物品を除く。）に貼付するとともに，品目別，あるいはフロア一別に定期的（例えば3年～5年周期）な突合作業を実施すべきである。

（意見）

物品出納簿に記載を省略した物品について，担当者レベルでの任意の使用簿は作成されていたが，IDが付与されていなかった。今後はIDを付与するとともに，IDを各物品に貼付する（形状，用途等により貼付が困難な物品を除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

（意見）

使用簿のない重要物品については，有料開放の試験研究機器も含めた全体の使用簿を兼ねた管理簿を作成し，所内定例会議での参考資料にすれば，より一層の情報共有，意見交換ができるのではないだろうか。なお，管理簿には，品目，品名，取得日，取得価額，使用実績，使用者名等を記載することが望ましい。

（意見）

物品（重要物品を含む。）のうち，使用不可能となったもの，使用していないもので今後使用する見込みのないものについて，グループウェアに登載することにより，その情報を全庁的に共有し，保管転換による有効活用方策を検討すべきである。

（2） 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

ア 質問に対する回答の状況

毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について，工業技術センターへ質問し回答を得たところ，以下のような状況であった。

- （ア） 必要量については，試験研究業務における毒劇物の用途を考慮した上で，担当者（使用者）が業務に必要な量を見積り，担当内において担当リーダーを含む複数名のチェックにより決定している。

- (イ) 購入量については、使用者が「薬品管理システム」あるいは「高圧ガスボンベ管理簿等」により必要な毒劇物等の在庫量を確認し、物品購入伺いを作成した後、担当リーダー、企画総務担当課長、次長、副所長及び所長により回議、決裁を経て決定している。
- (ウ) 毒劇物等を使用する研究室ごとに施錠可能な薬品庫があり、主な使用者（担当者）が施錠管理するとともに薬品管理システムにより、在庫量と使用量を管理している。
- (エ) 取扱いできる職員は、鍵を管理している管理責任者及び同一担当内職員に限られている。
- (オ) 事件・事故防止のため、「平成19年度危機管理マニュアル基本シート」で定める「3-1 試験研究機関における事件・事故（徳島県立工業技術センターにおける毒劇物等の盗難紛失）」に基づき、使用施設の施錠及び部外者の立入禁止、使用記録の作成を徹底している。毒劇物等が盗難・紛失した場合には、直ちに研究部長に報告し、指示に従うとともに警察等への連絡を行うことになっている。
- (カ) 大規模災害発生時への対策について、毒劇物等を保管する薬品棚の固定を行うとともに、個々の棚内の薬品等の転倒防止のために、落下防止バー、落下防止テープ、磁石式ボトルホルダー等の措置を講じている。高圧ガスボンベについては、チェーン固定に加え、結束ベルト等による転倒防止対策を行っている。災害発生時には徳島県立工業技術センター消防計画に基づき、消防機関等への通報等の対処を行うことになっている。

イ 現場視察の状況

- (ア) 取扱要領又はマニュアルについて
 - a 「徳島県立工業技術センター毒劇物等管理方針」を受け「徳島県立工業技術センター毒劇物等取扱マニュアル」（以下この項目において「取扱マニュアル」という。）が作成されていた。
 - b 取扱マニュアルの「4-1-1 薬品管理システム」では、「原則として、グラム単位での管理を行い、使用した際に残量を入力します。」となっているが、毒劇物等の受払簿には在庫量から使用量を差し引くことにより固体はグ

ラム単位、液体はミリリットル単位で記載されていた。

(イ) 受払簿について

- a 工業技術センターでは、毒劇物等の使用量を把握するために、薬品管理システム（パソコンベース）で受払簿が作成され、データベース上で担当リーダーと研究部長による使用状況の確認が行われていた。なお、薬品管理システムの補助として、過去に使用されていた様式の毒物受払簿が使用されていたが、鉛筆書きであり、また管理責任者等の押印欄があるにもかかわらず、押印のないものが見受けられた。
- b 毒劇物等の使用量の把握は、全て計量器を用いた秤量により行われていたが、現在高については在庫量から使用量を差し引くことにより把握していた。

(ウ) 保管状況について

- a 専用の保管庫に収納され、施錠されており、また鍵は管理責任者のみが所有しており、適正に保管されていた。
- b 専用の保管庫は固定され、災害時の対応にも問題ないと思われた。

ウ 全体的な評価

(ア) 質問に対する回答の状況では、毒物劇物等については適正に管理されていると推測された。

(イ) 毒劇物の管理については、取扱マニュアルに従って、おおむね適正に管理されていると認められる。

(ウ) 現在高については在庫量から使用量を差し引くことにより算定されていることから、適正な在庫管理ができていないと考えられる。

受入時、払出時に管理責任者の押印がないことから、管理体制に問題があると考えられる。

(意見)

工業技術センターでは、薬品管理システムにより、その管理は適正に行われているが、当該システムへの入力データの原始記録の記載には十分注意する必要がある。原始記録の記載について、現状の鉛筆書きでは書き換えのおそれがあり管理上好ましくないため、ボールペン等の書き換えのできないもので記載

すべきである。

(意見)

毒物の現在高については、在庫量から使用量を差し引くことにより算定しているが、
今後は可能な限り試薬容器を含む総重量で記録することにより、定期的
に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。

4 農林水産総合技術支援センター

4-1 農林水産総合技術支援センター経営研究課

(1) 物品（重要物品を含む。）について

ア 質問に対する回答の状況

物品（重要物品を含む。）の管理状況について経営研究課へ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

(ア) 出納記録について

- a 10万円以上の物品については物品出納簿に記載されているが、10万円未満の物品については物品購入決議簿で管理されていた。
- b 物品出納簿の記載方法等については、特に工夫しているところはなかった。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿と現物との突合状況であるが、平成25年度の統合以降の物品については、購入時の突合を行い、その後は担当者が修繕、保守点検や更新を検討する際に確認を行っているが、統合以前の物品については、平成29年度から突合作業を実施しており、未だ現物が確認できていないものがある。
- b 重要物品について、統合以降のものについては毎年4月に物品出納簿と現物の突合作業を実施している。
- c 10万円未満の物品については、各担当者の責任で確認はしているが、管理簿等の作成はしていなかった。
- d 研究機器や農作業車両等について、試験研究の円滑な推進を図り、更新計画に反映させるために、既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について把握しているが、それ以外の物品の使用不可能等の状況については把握できていない。
- e 重要物品について、更新計画（5か年）策定時にその利用状況を確認しているが、一部の検査機器を除き管理簿は作成されておらず、研究記録により利用状況を把握している。

(ウ) 異動状況について

- a 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品の異動（棄却、売却及び保管転換）については、今後の状態に応じて行っていく予定である。

- b 使用していない物品（重要物品を含む。）については、今後の利用見込みを確認した上で、他所属へ保管転換するなどの協議を行なっている。

イ 現場視察の状況

(ア) 出納記録について

- a 物品出納簿は、会計規則様式第83号に従って作成されており、10万円以上の物品について記載されていた。なお、10万円未満の物品については、物品購入決議簿以外に管理する台帳はなかった。
- b 農林水産総合技術支援センターは平成25年の統合以来、毎月課長会議を開いている。平成29年10月の課長会議において、物品の整理保管を決定し、作業を行っている状況である。
- c 物品の購入については、各職員が必要に応じて物品購入伺いを、所長、副所長等で構成する物品購入業者選定委員会に提出することになっている。物品購入業者選定委員会では、その物品の品質・必要性等を検討することになる。

その後、購入価格が30万円以上の物品については一般競争入札、30万円未満の物品については相見積りをとることになっている。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿に記載されているものの中から、年数が経っているもの15件を抽出し現物との突合を行った結果、以下の9件について現物の確認ができなかった（なお、次のうち(e)乾燥機は、物品出納簿に二重計上されていた。当該乾燥機については、すでに廃棄処理されていたが、片方しか物品出納簿への記載が行われていなかった。）。

- (a) 昭和44年3月25日取得 耕運機 390,000円
- (b) 昭和45年3月2日取得 豚衡器 172,000円
- (c) 昭和49年4月15日取得 ポンプ 108,000円
- (d) 昭和52年3月31日取得 刈取機 185,000円
- (e) 昭和43年3月12日取得 乾燥機 800,000円
- (f) 昭和51年3月16日取得 顕微鏡 143,000円
- (g) 昭和58年3月8日取得 遠心機 990,000円

- (h) 昭和60年1月17日取得 滅菌器 190,000円
 - (i) 昭和61年1月31日取得 クリーンベンチ 417,000円
 - b 現物から一部抽出し、物品出納簿への突合作業を実施した結果、物品出納簿に記載されているが物品標示票がないものが1件（顕微鏡）、物品出納簿に記載されていないものが1件（恒温器）発見された。
 - c さらに、以前U社と共同研究をしていた際の物品について、同社から寄附されたにもかかわらず物品出納簿への記載、物品標示票の貼付がないものが1件（高温予措システム）あった。
 - d この監査の過程で経営研究課が独自に調査した結果、平成31年2月現在で、物品出納簿には記載されているが現物がないものが重要物品について28件（約62,999千円）確認された。なお、28件のうち7件（約13,482千円）は、過去に廃棄処理されていたが、物品出納簿への記載が行われていなかったものである。
- (ウ) 異動状況について
- a 平成29年度の物品異動状況報告書の中から、ランダムに6件抽出し、物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかったが、物品異動状況報告書の記載方法に多少の問題があった。
 - b 平成29年度の重要物品異動状況報告書に記載されている車両以外の全ての増減（購入、棄却売却及び保管転換）について、物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では、統合以降の物品についてはある程度適正に管理されていると思われるが、統合以前の物品については十分な管理ができていたとは言い難い状況であった。
- (イ) 物品出納簿より抽出した15件中9件もの物品の存在が確認できず、また現物が存在するにもかかわらず物品出納簿への記載がなかったもの、物品標示票の貼付がされていなかったもの、寄附された物品について物品出納簿への記載がないものが散見された。特に重要物品については、28件もの物品について現物の確認ができていないものがあった。このような状況下では、物品出納簿

が現物を正しく表示しているとは言い難い。

- (ウ) 物品出納簿への記載を省略した備品類について管理台帳が作成されておらず、現場サイドで適正な管理がなされているとは考えられない。
- (エ) 物品の中には長期間使用していないもの、また使用不可能となったものも皆無とは言えない状況であった。
- (オ) 物品異動状況報告書に記載されていた「調理器具」について、品質規格の欄に何も記載されていなかったため、出納簿との突合作業がスムーズに行うことができなかった。
- (カ) 物品（重要物品を含む。）の購入手続については適正に行われており、問題はなかった。

（指摘）

平成25年の統合以降、毎月開催している課長会議で、物品の整理整頓に努めるよう取り組んでいるとのことであるが、現在のところ物品出納簿が整理されているとは認めがたい。特に統合以前の物品については、その存在が確認できないものがある。早急に物品出納簿の整備をする必要がある。

（指摘）

重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。

今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。

（指摘）

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周

期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

（指摘）

寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、速やかに寄附手続を行い、物品出納簿への記載を行うべきである。

（意見）

物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

（意見）

重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。

現在、農林水産総合技術支援センターでは研究記録に記載されたデータや試験結果を基に、重要物品の使用状況を把握しているが、管理簿を作成し、それを保管することにより、より適切かつタイムリーな情報が得られることになる。

（意見）

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見)

物品異動状況報告書には、品名及び品質規格を正確に記載し、物品出納簿との突合作業をスムーズに行うことが望ましい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

ア 質問に対する回答の状況

毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について農林水産総合技術支援センターへ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

- (ア) 試験に必要な試薬として、必要量の本単位（購入可能な最低単位）を購入している。
- (イ) 試薬ごとに、毒劇物管理台帳を作成し、作業内容、使用者、使用量等を記載しており、記載内容を管理総括者と管理責任者が確認して押印している。使用時は、保管庫の鍵を管理している管理責任者から鍵を受け取り、使用後は管理責任者が確認している。
- (ウ) 研究室はセキュリティーカードで管理されており、取扱いできる職員は、担当内の研究員のみである。
- (エ) 盗難防止のため、施錠できる薬品専用保管庫で保管するとともに、転倒防止器具を取付け地震等に備えている。

イ 現場視察の状況

(ア) 取扱要領又はマニュアルについて

「徳島県立農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領」（以下この項目において「取扱要領」という。）が作成されていた。

(イ) 受払簿について

- a 各試薬（毒劇物）について、薬品庫と蒸留分解室等の各研究室に受払簿が作成されていたが、管理総括者及び管理責任者の押印が月締めというルールに従い運用されていた。
- b 受払簿の記載単位は、重量ではなく全て容器の本数で記載されていた。

(ウ) 保管状況について

- a 薬品庫の保管状況は、専用の保管庫に施錠されて保管されており、大災害

時にも対応可能な状況であった。

- b 各研究室の保管状況については、専用の保管庫は設けておらず、使用後の劇物（苛性ソーダ水溶液）が一時的だが室内に置かれていた。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では、毒劇物等の管理については、おおむね適正に行われていると認められる。
- (イ) 毒劇物等の管理については、取扱要領にしたがって、おおむね適正に行われていたと思われる。
- (ウ) 取扱要領第5条3項には「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と記載されているが、受払簿の記載単位が本数となっていることから、正確な残量を把握することはできない状況である。
- (エ) 使用後の劇物の管理について、一時的であれ室内に置かれている状況では適正な管理ができているとは言い難い。

(指摘)

受払簿について、管理総括者及び管理責任者の押印は、月締めというルールはあるが、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(指摘)

使用後の毒劇物については、直ちに返却し管理しなければならない。

(意見)

毒物受払簿の現在高については、容器の本数ではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。

4-2 農林水産総合技術支援センター畜産研究課

(1) 物品について（重要物品を含む。）

ア 質問に対する回答の状況

物品（重要物品を含む。）の管理状況について畜産研究課へ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

(ア) 出納記録について

- a 10万円以上の物品については物品出納簿に記載されているが、10万円未満の物品については物品購入決議簿で管理されていた。
- b 物品出納簿の記載方法等については、分類ごとに枝番を付け、索引を作成して検索しやすいように工夫していた。
- c 寄附等により取得した物品はなかった。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿と現物との突合状況については、物品報告時及び定期監査時に枝番を基に可能な範囲で行っているが、構内が広いこと及び物品も多種多様になることから確認漏れもある。また、平成19年度に旧の備品台帳から物品出納簿に転記したが、もともと台帳上の分類が誤っていたもの、長い年月を経過したものもあり、全てを確認できている状況ではない。
- b 重要物品については、異動した物品だけを確認しており、定期的に物品出納簿との突合は行っていない。
- c 10万円未満の物品については、購入時に物品購入決議簿等と照らし合わせて突合しているが、管理簿等は作成されていない。
- d 既に使用不可能となった物品、あるいは1年以上使用していない物品について、研究に関しての重要度（更新の必要性）を知るために、担当者レベルでは把握しているが、全ては把握できていない状況である。
- e 重要物品の利用状況については、担当者ごとに把握してはいるが、管理簿は作成されていない。

(ウ) 異動状況について

- a 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について、今後の異動（棄却、売却及び保管転換）の予定はない。
- b 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品につ

いて、古いものが多く修繕がきかなくなるまで使用することにより再使用できないものが多いため、他の試験研究機関等と保管転換等についての協議は行っていない。

イ 現場視察の状況

(ア) 出納記録について

- a 物品出納簿は、会計規則様式第83号に従って、10万円以上の物品ごとに枝番を付け1枚ずつ作成されていたが、平成18年度の改正時に一括して転記されており、備考欄に購入年月日が記載されていた。なお、物品出納簿への記載を省略した物品については、物品購入決議簿で管理されていた。
- b 平成18年度の改正時での転記漏れがあるため、再度確認作業を実施している状況であった。
- c 物品の購入については、各職員が必要に応じて物品購入伺いを、課長、副課長等で構成する物品購入業者選定委員会に提出することになっており、物品購入業者選定委員会では、その物品の品質・必要性を検討している。

その後、購入価額が30万円以上の物品については一般競争入札、30万円未満の物品については相見積りをとることになっている。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿に記載されているものの中から、ランダムに10件抽出し現物との突合を行った結果、以下の2件について現物の確認ができなかった。
 - (a) 平成5年3月19日取得 精子濃縮装置 431,158円
 - (b) 昭和46年5月取得 草取機 160,000円
- b 現物から一部抽出し、物品出納簿への突合作業を実施した結果、物品出納簿に記載されていないものが4件（血液性状検査装置、恒温器、乾燥機及び実体顕微鏡）あった。
- c 重要物品について、この監査の過程で畜産研究課が独自に調査した結果、物品出納簿には記載されているが現物がない物品が、2件（約5,000千円）確認された。
- d 数年使用されていないものが散見された。

(ウ) 異動状況について

a 平成29年度の物品異動状況報告書の中から、ランダムに10件抽出し、物品出納簿と突合した結果、物品出納簿に記載漏れはなかった。

しかし、物品出納簿で保管転換を受けたと記載されているドアフィーダー30台(270,000円/台)は、物品異動状況報告書には記載されていなかった。

b 平成29年度の重要物品異動状況報告書に記載されている車両以外の全ての増減(購入、棄却売却及び保管転換)について、物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかった。

ウ 全体的な評価

(ア) 質問に対する回答の状況では、旧の備品台帳の記載内容、10万円未満の物品の管理状況及び全ての物品について物品出納簿との定期的な突合がなされていないことに問題があると思われた。

(イ) 平成18年度の改正時に、一括して手書きの物品出納簿から現在の物品出納簿に転記しているが、転記漏れがあるため現物があるにもかかわらず物品出納簿に記載されていない(手書きの物品出納簿には記載されている)ものが4件、また物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物の確認ができなかったものが2件見つかった。

さらに、重要物品についても物品出納簿に記載されているが現物がないものが2件確認されたことから、物品出納簿は完全なものとは言えず、物品の管理体制に問題がある。

(ウ) 物品出納簿への記載を省略した10万円未満の物品については、物品購入決議簿で管理しているということであるが、この状況では購入したことの確認であり、その後の管理が適切に行われているとは言えない。

(エ) 物品異動状況報告書に記載すべき物品について、物品出納簿を基に再確認する必要がある。

(オ) 物品(重要物品を含む。)の購入手続については適正に行われており、問題はなかった。

(指摘)

現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。特に、旧の備品台帳の記載内容について、現物との突合作業を実施する必要がある。

(指摘)

重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。

今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。

(指摘)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(指摘)

物品異動状況報告書への記載漏れを避けるために、そのチェック体制を強化し、作成した物品異動状況報告書と物品出納簿との確認作業を徹底すべきである。

(意見)

重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日

等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。

(意見)

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見)

物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

ア 質問に対する回答の状況

毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について、畜産研究課へ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

- (ア) 必要量については、検体数、飼養頭数、事業量等から算出し、最低限の量を購入している。
- (イ) 薬品庫の鍵、薬品受払簿を管理責任者が保管し、薬品の使用（必要本数のみ）、購入時には取扱者が薬品受払簿に記入している。
- (ウ) 取扱いできる職員は管理責任者と研究員のみである。
- (エ) 事件・事故防止のため、薬品庫の鍵の保管者と取扱者を分離するとともに、使用の都度、取扱者による在庫と台帳の突合をしている。
- (オ) 大規模災害発生時への対策については、報告経路図の作成、本館の耐震化の準備を行っている。

イ 現場視察の状況

- (ア) 取扱要領又はマニュアルについて
 - 「取扱要領」が作成されていた。
- (イ) 受払簿（毒劇物等取扱管理表）について
 - a 受払簿（毒劇物取扱管理表）の記載単位は、重量ではなくml又は本数で記載されていた。
 - b 全ての受払簿（毒劇物取扱管理表）に押印がなく、また取扱者氏名が記載されていないものがあった。
 - c 受払簿に記載されている保管場所に誤りがあった。
- (ウ) 保管状況について
 - a 鍵は管理責任者のみが所有し、収納戸棚にも施錠されていた。
 - b 使用後は、全て保管庫に収納するという事だった。
 - c 一部の保管庫（キャビネットや冷蔵庫）で転倒防止対策のできていないものがあった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では、毒劇物等の管理については、大規模災害発生時への対策を除き、おおむね適正に行われていると推測された。
- (イ) 大規模災害発生時への対応として、保管庫の転倒防止などの対策が十分でない。
- (ウ) 受払簿（毒劇物取扱管理表）の記載単位がml又は本数で記載されていることから、正確な残量を把握することができず問題があると考えられる。
- (エ) 受払簿（毒劇物取扱管理表）に取扱者の氏名が記載されておらず、また管理責任者の押印がなかった（押印欄も作成されていない）ことから、その作成方法を改めるべきである。
- (オ) 毒劇物の収納場所や状況について、確認が行われていなかったことから、その管理体制に問題がある。

(指摘)

一部の保管庫で転倒防止対策のできていないものがあつたことから、地震が発生した場合に備え、全ての保管庫に転倒防止を施すなど、リスク管理に努めなければならない。

(指摘)

受払簿（毒劇物取扱管理表）について、押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(意見)

受払簿（毒劇物取扱管理表）の現在高については、ml又は本数で記載するのではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。

(意見)

毒劇物等の収納場所は、受払簿（毒劇物取扱管理表）で正確に管理するとともに、定期的な実査を行い、収納状況を適切に確認しなければならない。

4-3 農林水産総合技術支援センター水産研究課

(1) 物品について（重要物品を含む。）

ア 質問に対する回答の状況

物品（重要物品を含む。）の管理状況について水産研究課へ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

(ア) 出納記録について

- a 10万円以上の物品については物品出納簿に記載されているが、10万円未満の物品については物品出納簿と、直近3か年分についてはエクセルファイルで管理している。
- b 物品出納簿の記載方法等については、備考欄に設置場所を記載している。
- c 寄附等により取得した物品はなかった。

(イ) 保管状況について

- a 物品出納簿と現物との突合については、年1回程度、その一部について目視及び貼付した物品標示票（シール）により確認している。ただし、既に廃棄、保管転換しているが物品出納簿にその旨記載されていないものもある。
- b 重要物品については、その全てを対象に年1回程度、現物を確認している。
- c 10万円未満の物品については、年1回程度、物品購入決議簿や保管転換等の帳票類等と現物の突合を行っているが、書類の保存期間（5年）を経過した物品については確認できていない。
- d 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について、在庫確認のため担当研究員に聞き取り調査をすることにより把握している。
- e 重要物品の利用状況については、日常の使用の中で感覚的に把握しているといった程度の把握であり、管理簿は作成されていない。

(ウ) 異動状況について

- a 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について、今後の異動（棄却、売却及び保管転換）の予定はない。
- b 既に使用不可能となったもの、あるいは1年以上使用していない物品について、他の試験研究機関等との保管転換等の協議は過去に実施したことがある。

イ 現場視察の状況

(ア) 出納記録について

- a 物品出納簿は、会計規則様式第83号に従って作成されており、10万円以上の物品について記載されていた。また、備考欄は鳴門庁舎と美波庁舎に区分され、培養室等の保管場所が記載されていた。
- b 10万円未満の物品については、鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、平成27年度より購入一覧表を作成しており、物品購入決議簿、見積書、請求書及び納品書とともに保管されていたが、管理番号が付与されていなかった。
- c 物品の購入については、予算が付けば各担当者が現場レベルでのニーズ調査を行い、所内の物品購入審査会に諮る。その後、購入価額が30万円以上の物品については一般競争入札、30万円未満の物品については相見積りを徴収することにより購入を決定するということである。

(イ) 保管状況について

- a 鳴門庁舎について、物品出納簿に記載されているものの中から、ランダムに10件抽出し現物との突合を行った結果、以下の4件について現物の確認ができなかった。

(a) 平成4年3月9日取得 ミシン 122,570円

(b) 平成元年7月21日取得 高圧洗浄機 584,010円

(c) 平成4年6月24日取得 モイストペレッター 360,500円

(d) 昭和62年8月25日取得 手動式油圧プレス機

1,420,000円

- b 美波庁舎について、物品出納簿に記載されているものの中から、ランダムに10件抽出し現物との突合を行った結果、全ての物品で現物を確認することができたが、現在高が2個であるにもかかわらず1個しかないもの（平成5年1月29日取得 リフチングバルーン 286,855円）があった。
- c この監査の過程で美波庁舎が独自に調査した結果、物品出納簿に記載されているが現物がないものが5件（約2,000千円）確認された。なお、この中には重要物品は含まれていなかった。
- d 鳴門庁舎及び美波庁舎において、現物から一部抽出し、物品出納簿への突

合を行った結果、抽出した全ての物品について記載されていた。

(ウ) 異動状況について

- a 平成29年度の物品異動状況報告書の中から、ランダムに9件抽出し、物品出納簿と突合した結果、物品出納簿に記載漏れはなかった。

しかし、これらの9件のうち6件は重要物品であり、当該報告書に記載する必要のない物品であった。また、重要物品6件が本来記載すべき重要物品異動状況報告書に記載されているか確認したところ、防水対応ドローン1台が記載されていなかった。

- b 平成29年度の重要物品異動状況報告書に記載されている車両以外の全ての異動（購入、棄却売却及び保管転換）について、物品出納簿と突合した結果、記載漏れはなかった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では、物品の管理についてはおおむね適正であると推測されたが、全ての物品について物品出納簿との定期的な突合がなされていない状況であり問題がある。
- (イ) 鳴門庁舎、美波庁舎ともに、物品出納簿に記載された物品が一部確認できなかったことから、物品の管理体制に問題がある。
- (ウ) 鳴門庁舎、美波庁舎ともに、物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表を作成し、物品購入決議簿等の証憑類で購入時の確認はできるが、購入後の管理については何も作成しておらず、管理体制が不十分であると考えられる。
- (エ) 物品異動状況報告書、重要物品異動報告書に記載すべき物品について、記載すべき物品の内容・種類を再確認する必要がある。
- (オ) 物品（重要物品を含む。）の購入手続については適正に行われており、問題はなかった。

(指摘)

現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。
物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品

を正確に記載するように努めるべきである。

(指摘)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(指摘)

物品異動状況報告書と重要物品異動報告書との重複を避けるために、そのチェック体制を強化するとともに、重要物品異動報告書への記載漏れがないよう
厳重な注意を払うべきである。

(意見)

重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。

(意見)

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見)

物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用

途等により困難であるものを除く。) ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

ア 質問に対する回答の状況

毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について、水産研究課へ質問し回答を得たところ、以下のような状況であった。

- (ア) 必要量については、サンプル保存及び分析等に必要な薬品を、常法で決定し、基本的に最小販売単位で購入している。
- (イ) 施錠付きの薬品庫で保管し、必要量を使用している。
- (ウ) 取扱いできる職員は担当者のみである。
- (エ) 事件・事故防止のため、施錠付きの薬品庫で保管し、使用時はマスク、手袋等を着用している。
- (オ) 大規模災害発生時の対策については、研究棟の耐震化、薬品庫の転倒防止、報告経路図を作成している。

イ 現場視察の状況

- (ア) 取扱要領又はマニュアルについて
「取扱要領」が作成されていた。
- (イ) 受払簿について
 - a 鳴門庁舎、美波庁舎とも、受払簿に残量記載欄、管理責任者の押印欄がなく、様式として不十分であった。また、入庫年月日等、一部記載もれが見られた。美波庁舎では、ホルムアルデヒド原液等一部の毒劇物について、使用量を目測で行い受払簿に記載していた。
 - b 鳴門庁舎の受払簿には残量が記載されておらず、受払簿に記載されている容量から使用量を差し引くことにより残量を把握しているということであった。
 - c 美波庁舎の受払簿は、欄外ではあるが、残量が記載されていた。

(ウ) 保管状況について

- a 鳴門庁舎は毒劇物を薬品庫に保管していたが、薬品庫の鍵が入口の扉の横の戸棚に保管されており、その戸棚には施錠されていない状態だった。
- b 鳴門庁舎の薬品庫の中に毒劇物の保管庫があったが、その保管庫の鍵が室内の机の引出しに収納されており、施錠されていなかった。
- c 美波庁舎の薬品庫の中に毒劇物専用の保管庫があったが、劇物であるホルマリン液が施錠できる薬品庫内には置かれていたものの、専用の保管庫には収納されていなかった。

ウ 全体的な評価

- (ア) 質問に対する回答の状況では、最低限の管理体制は整っていると推測される。
- (イ) 鳴門庁舎の受払簿には残量が記載されていないため、適正な受払簿が作成されているとは言える状況ではない。
- (ウ) 鳴門庁舎においては、保管庫の鍵の管理方法が不備であり、毒劇物の盗難・紛失に対するリスク管理に問題がある。
- (エ) 美波庁舎については、ある程度の管理体制は整っていたが、受払簿の記載が不十分であると考えられる。
- (オ) 美波庁舎については、劇物（ホルマリン液）の管理方法を改善する必要がある。

(指摘)

取扱要領第5条第3項に、「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と規定されていることから、毒劇物等の受払簿は適正に作成しなければならない。鳴門庁舎の受払簿には現在のところ残量の記載がなく、適正な受払簿が作成されているとは言えない。鳴門庁舎は早急に適正な受払簿を作成し毒劇物の管理に努めなければならない。

(指摘)

取扱要領第5条第2項に、「保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。」と規定

されていることから、鳴門庁舎は今後保管庫の鍵の管理を適正に行う必要がある。薬品庫の鍵は、管理責任者が責任を持って管理しなければならない。

(指摘)

鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿に押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(意見)

鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿の現在高については、可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）を記載することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。

(意見)

美波庁舎において、劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納するように努められたい。

5 終わりに

今回の包括外部監査の対象とした試験研究機関は、保健製薬環境センター、工業技術センター及び農林水産総合技術支援センター（経営研究課・農産園芸研究課・資源環境研究課、畜産研究課、水産研究課（美波庁舎、鳴門庁舎））であったが、監査をするに当たり当該試験研究機関を含め、物品の管理について全庁的に気付いた点を述べることとする。

(1) 物品出納簿について

ア 現 状

県が採用している物品出納簿（会計規則様式第83号）には、「品名」、「取得、異動年月日」、「摘要」、「単位」、「受高」、「払高」、「現在高」、「購入金額」、「品質規格」及び「備考」を物品ごとに1行に記載し、異動した場合には新たに1行を設けそこに異動状況を記載するとともに、当初取得した当該物品を二重線又は黒塗りで表示している。

また、現在高は物品ごとではなく、品名ごとにその数量を記載する形となっている。品名は例えば理化学機器類というように物品個別の名ではなく、種類ごとに区分されている状況である。

イ 問題点

- (ア) 現状の物品出納簿（会計規則様式第83号）では、物品ごとの現在高を把握することが困難な状況にあるといえる。例えば物品Aを保管転換した場合には、新たに物品Aの保管転換に関して物品出納簿に記載するとともに、当初取得した物品Aを二重線あるいは黒塗りで表示しなければならず、もしその作業を失念したならば物品Aについて実在庫と相違してしまうことになる。
- (イ) 物品出納簿には物品管理番号が付与されておらず、更に物品標示票にも物品管理番号が記載されていないことから現物との突合が効率的、正確に実施することができない状況にあると思われる。

(意見)

物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」とし

て記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。

この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。

(2) 使用不能・1年以上使用していない物品について

ア 現 状

現在のところ、使用不能・1年以上使用していない物品について、全庁的にその情報を共有していない状況にあると思われる。

イ 問題点

今回の監査において、試験研究機関の6施設を視察したところ、使用不能となったものや長期間使用していない物品が、重要物品を含め散見された。この状況は試験研究機関だけではなく、全庁的に言えることのように思われる。

(意見)

当該物品については、その情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めていただきたい。

また、全庁内でも不用となった物品については、ホームページに登載し、一般競争入札をした場合、広く県民にもその情報が伝達されることになり、売却等の処理方法も可能となってくるのではないだろうか。使用不能となった物品でも、その部品を売却することができるという可能性を検討していただきたい。

(3) 物品の購入・管理作業の煩雑性

ア 現 状

(ア) 物品を購入する場合、万代庁舎の各課等は、管財課を通して購入することになる。

具体的には、次のようになっている。

各課等は、物品管理システムにより作成した物品購入要求書に必要事項を記載した上、管財課長に提出する。管財課長は、物品購入要求書の審査、予定価

格の決定、契約方法及び指名業者の選定をした上、入札、見積合わせを行い、納入価格及び納入者を決定し、契約を締結する。納入者から契約に基づき納品されたときに、物品の内容（品質、規格、性能、数量等）を検収した上、納入者より請求書を受領し、管財課長が契約代金の支払をする。

このような手続を経て各課等は、管財課長から物品の交付を受けることとなり、物品の交付を受けた各課等では、各課等の長が物品出納員に対し出納通知をする。そして、物品出納員が、10万円以上の備品については物品出納簿を作成することになる。ただ、物品管理システムには、物品購入時に限って自動的に物品管理簿が作成される機能があるため、物品管理システムを使用して物品を購入した場合は、購入時に物品購入要求書等に記載したデータが自動的に反映され、物品出納簿に登載される。

一方、庁（監査対象機関）は、原則として直接物品を購入できる。手続は万代庁舎の各課等での執行に準じて行うことになっており、庁では、物品の購入は、個別に購入伺い及び経費支出伺いの手続を経て行われている。ただ、庁では万代庁舎で運用されている物品管理システムを使用することができないため、物品出納簿に登録するためには、購入時に物品購入要求書等に記載したデータと同様のデータ入力作業を行わなければならないとなっている。

- (イ) また、その後、物品を管理する、例えば、ある物品を棄却する場合、不用品引継書を作成して決裁を受けた上で実際に棄却することになるが、それだけでなく、物品出納簿に棄却したことが反映されるようにするため、別途、物品出納簿用のデータの入力作業が必要になる。それに加え、年度末には物品異動状況報告書（棄却する物品が取得価額100万円以上の特定の重要物品である場合には、重要物品異動状況報告書）も作成される。物品の棄却という一つの業務を完結させるために、不用品引継書作成のための入力作業のほかに、同じ様なデータ入力作業を2回も繰り返さなければならないようになっている。

また、物品の保管転換をする場合、払い出しと受け入れをする2つの所属が出てくるが、2つの部署で、同じ様なデータの入力作業をする必要がある。

以上のことは、万代庁舎も庁も同じである。

イ 問題点

作業の回数が多くなればなるほど、整合性の取れない状況の生じる可能性が増えることは自明の理である。また、コンピューター化されている現在の実務においては、物品の管理にともなうデータ入力作業を1回ですませ、あとはその都度、数字のチェックをするようにする（最初のデータ入力作業をそのまま、例えば物品出納簿用のデータ入力作業に反映させ、利用できるようにする。）こととすますことも容易であろうと思われる。

残念ながら、万代庁舎で運用されている物品管理システムは、物品の調達に関する事務の省力化、効率化のために管財課が平成14年度から運用開始したものであり、物品管理のために広く利用できるものにはなっていない。麻においては、そもそも物品管理システムを使用することができないため、物品の管理に表計算ソフトを使用して物品出納簿として管理している状態であって、万代庁舎におけるよりも煩雑な作業が必要になっている。

（意見）

物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにするべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が利用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないか。

更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。

第6章 公有財産管理の状況について

1 はじめに

(1) 公有財産の意義

公有財産について自治法第238条第1項において次のように規定されている。

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶，浮標，浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権，地役権，鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権，著作権，商標権，実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式，社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み，短期社債等を除く。），地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

また，同法第238条第3項及び第4項では，以下のように規定されている。

第3項 公有財産は，これを行政財産と普通財産とに分類する。

第4項 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(2) 公有財産の管理

ア 各種規則等

(ア) 徳島県公有財産取扱規則

県は公有財産の適正な取得及び管理並びに合理的かつ公平な処分を行うとともに，現に利用されていないものの有効活用を図るため，「徳島県公有財産取扱規則」（以下「公有財産取扱規則」という。）の第5章において以下のように

規定している。

(公有財産最適化推進会議の設置)

第61条 公有財産について、その適正な取得及び管理並びに合理的かつ公平な処分を行うとともに、現に利用されていないものの有効な活用を図るため、徳島県公有財産最適化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第62条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な審議を行う。

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分（議会の議決を要するものを除く。）に関すること。
- (2) 現に利用されていない公有財産の有効な活用に関すること。
- (3) 徳島県公共施設等総合管理計画の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(幹事)

第68条 推進会議に、幹事を置く。

(委任)

第70条 ……のほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議にはかつて定める。

(イ) 公有財産最適化推進会議運営要綱

県は、上記の公有財産取扱規則第70条の委任の規定により「公有財産最適化推進会議運営要綱」（以下「運営要綱」という。）を定めている。

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県公有財産取扱規則（以下「規則」という。）第61条の規定に基づき設置された公有財産最適化推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 推進会議は、規則第62条に規定する所掌事務のうち、次に掲げるも

のについて、審議をするものとする。

- (1) 公有財産の取得（借受けを含む。以下同じ。）に関するもののうち、土地（土地と一体として取得するものを含む。）の取得（県が実体として土地を取得する場合を含む。）に係るもの（1件の予定価格が、10万円未満のものを除く。）
- (2) 公有財産の管理に関するもののうち、新規の貸付け、使用許可等（期間が1か月以内のもの、徳島県行政財産使用料規則（昭和54年徳島県規則第10号）に定める電線、電柱その他の工作物及びその付属設備に係るもの並びに10平方メートル未満のものを除く。以下「貸付け等」という。）に係るもの
- (3) 公有財産の処分（建物及び工作物の取り壊しを除く。以下同じ。）に関するもの（1件の評価額が、10万円未満のものを除く。）
- (4) 徳島県公共施設等総合管理計画の推進に関するもの
- (5) その他委員長が審議することが適当と認めるもの
(幹事会)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び規則第68条に規定する幹事により組織する。

(幹事会の専決事項)

第5条 規則第62条に規定する所掌事務のうち、次に掲げるものについては、幹事会の専決事項とする。ただし、幹事長が特に必要があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 1件の予定価格が、3,000万円未満の土地（土地と一体として取得するものを含む。）の取得に関するもの
- (2) 1件の貸付け等に係る基準貸付年額等（基準貸付年額、使用料（減免措置される場合は、当該措置前の額）等をいう。）が、年間300万円未満のもの
- (3) 1件の評価額が、3,000万円未満の公有財産の処分に関するもの
(報告)

第7条 委員長は、推進会議において審議した事項(幹事会の専決事項を含む。)について、徳島県公有財産リフレッシュ会議設置要綱の規定により設置され

る徳島県公有財産リフレッシュ会議に報告するものとする。

(ウ) 徳島県公有財産リフレッシュ会議設置要綱

県は、上記の推進会議のほかに、「徳島県公有財産リフレッシュ会議設置要綱」に基づき外部の有識者（弁護士，税理士，大学教授他）からなる徳島県公有財産リフレッシュ会議（以下「リフレッシュ会議」という。）を設置している。

（設置）

第1条 公有財産は県民全体の貴重な資産であり，適切な維持管理を行うとともに，積極的な有効活用を図らなければならない。この目的を達成するため，外部の有識者から意見・提言を聴取し，公有財産の適正な取得及び管理の手法並びに未利用財産の活用方法及び処分手法を検討する機関として徳島県公有財産リフレッシュ会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は，公有財産に関し，次に掲げる事項について検討し，意見・提言を行うものとする。

- (1) 公有財産の適正な取得及び管理を図っていくための手法
- (2) 未利用財産の有効活用方法及び処分手法
- (3) 民間活力導入を図るための手法
- (4) その他公有財産の適正管理及び有効活用を図るための事項

イ 管理体制

県は以上の各種規則等に基づき，公有財産の取得及び管理並びに未利用財産の有効活用及び処分を行うため，以下のような管理体制を確立している。

(ア) 推進会議幹事会の専決事項（取得予定価格が3,000万円未満の土地，基準貸付年額が300万円未満のもの，処分予定評価額3,000万円未満のもの）の公有財産の場合

幹事会において，取得，処分及び貸付等の審議をし，その可否を決定の上，リフレッシュ会議にその結果を報告することになっている。

なお，幹事会は年5回，リフレッシュ会議は年2回開催されている。

(イ) 推進会議幹事会の専決事項以外の公有財産の場合

幹事会で検討された案件について、リフレッシュ会議での有識者の意見・提言を参考に、推進会議（年2回）で取得、処分及び貸付等の審議をし、その可否を決定することになっている。

なお、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地は面積が1件20,000平方メートル以上のもの）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとなっている。

(3) 監査の視点

各試験研究機関が保有する公有財産（土地）のうち普通財産であり、未利用のもの、貸付けをしているものを対象に、以下の点について監査を実施した。なお、貸付先が他の地方公共団体等であるもの及び小規模な貸付け（電力会社等への電柱及び支線設置用地等）については監査の対象外とした。

ア 現在の管理状況

イ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

ウ 問題点

2 各試験研究機関の普通財産（土地）の保有状況

（未利用のもの、貸し付けているものに限る。）

- (1) 保健製薬環境センター
普通財産（土地）は所管していなかった。
- (2) 工業技術センター
普通財産（土地）は所管していなかった。
- (3) 農林水産総合技術支援センター

区分	使用状況	種別	面積（㎡）	評価額（円）
普通財産	未利用	旧筧試験地	9,358.77	20,555,702
		旧三好分場	29,328.39	2,950,004
		旧鴨島分場	18,123.20	728,692,550
		旧鴨島分場（南ほ場）	5,308.62	78,567,000
		旧今山ほ場	4,122.00	80,610
	貸付	旧海南分場	5,618.51	222,176
		旧農業大学校	131,421.33	3,839,853
		町道畜産試験場北線	1,211.02	62,651

以上のうち、貸付（旧海南分場）については、その大部分を海陽町（農業体験場地域活性化拠点設置）に貸付け、また残りを西日本電信電話（株）等（通信施設設置）に貸し付けているが、相手先が他の地方公共団体であること及び小規模な貸付けのため監査の対象とはしなかった。

また、貸付（町道畜産試験場北線）については、町道用地として上板町に無償で貸与しているため、監査の対象とはしなかった。

3 農林水産総合技術支援センター

(1) 旧筍試験地

ア 所在地

徳島県阿南市福井町中連98-1ほか

イ 取得価額

20,555,702円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、平成16年度まで筍の試験研究用（早期栽培等）に使用されていた。

エ 現在の管理状況

平成17年度以降は未利用地となっており、現在は農林水産総合技術支援センターの職員が除草・施設管理を行っている（平成29年度の管理状況については、「平成29年度旧分場等管理作業一覧表」（別表）を参照）。

また、県道沿いには旧筍試験地本館、作業場兼研究室、作業室・車庫があるが使用されていない。

旧筍試験地ほ場は、福井道路の整備区域となっており、今後、国の用地測量や物件調査が行われる予定である。

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

現在のところ、幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議で検討されておらず、売却の予定はない。

カ 問題点

当該土地は、今後使用する見込みがないため売却することが望ましいが、旧筍試験地ほ場は、国の用地測量後に残地の処分手続（売却する場合に必要な境界確定及び測量）が必要であり、また、旧筍試験地本館については周辺の公図の訂正が必要となることから、現在のところその処分方法等が決まっていない。

(2) 旧三好分場

ア 所在地

徳島県三好市池田町シンヤマ3539-3ほか

イ 取得価額

2,950,004円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、平成24年度まで、山菜類に関する試験研究、四季成りイチゴに関する試験研究用に使用されていた。

エ 現在の管理状況

統合された後は未利用地となっており、現在は農林水産総合技術支援センターの職員が除草・施設管理を行っている（平成29年度の管理状況については、「平成29年度旧分場等管理作業一覧表」（別表）を参照）。

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

現在のところ、幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議で検討されておらず、売却の予定はない。

カ 問題点

旧三好分場本館周辺は境界確定・測量が実施されており、公共団体や社会福祉法人・JA等の利用を検討しているが、活用は決まっていない。

旧三好分場茶試験地は、境界確定・測量は未実施であり、現在のところ具体的な処分方法等が決まっていない。

(3) 旧鴨島分場

ア 所在地

徳島県吉野川市鴨島町鴨島字殿郷88-1ほか

イ 評価額

728,692,550円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、平成12年度までは蚕業技術センター（蚕業関係の試験研究）、平成13年度から平成24年度までは農業試験場鴨島分場・病虫害防除所（病虫害関係の試験研究）として使用されていた。

エ 現在の管理状況

先着（県の受付）順により売却中の土地であるが、売却先が未だに決まっていないため、現在は農林水産総合技術支援センターの職員が除草・施設管理を行っ

ている（平成29年度の管理状況については、「平成29年度旧分場等管理作業一覧表」（別表）を参照）。

なお、県のホームページに記載された売却情報は以下のとおりである。

(ア) 徳島県吉野川市鴨島町鴨島字殿郷126-1及び上下島諏訪ノ元24-1

面積：3,469.08㎡ 売却価格：58,974,000円

地目：畑 形状：ほぼ台形

間口：約55.4m 奥行：約58.8m～66.7m

都市計画区域：市街化区域 用途地域：第一種住居地域

(イ) 徳島県吉野川市鴨島町鴨島字殿郷88-5（建物付き）

面積：4,471.02㎡ 売却価格：72,008,000円

地目：宅地 形状：ほぼ長方形

間口：約61m 奥行：約74m

建物の構造：鉄筋コンクリート造2階建ほか6棟

延べ床面積：1,523.11㎡

都市計画区域：市街化区域 用途地域：第一種住居地域

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

上記(ア)については、平成26年3月18日に幹事会、平成26年8月19日に推進会議、平成26年9月2日にリフレッシュ会議が開催されており、上記(イ)については、平成27年3月10日に幹事会、平成27年3月20日に推進会議、平成27年3月30日にリフレッシュ会議が開催されている（この当時は、幹事会、推進会議の後にリフレッシュ会議が開催されていた。）。

カ 問題点

平成26年度の幹事会、推進会議で売却が決定し、一般競争入札により公募したにもかかわらず未だに売却先が決まっておらず、管理作業をしなければならない状況である。

(4) 旧鴨島分場（南ほ場）

ア 所在地

徳島県吉野川市鴨島町鴨島字殿郷27-1

イ 評価額

78,567,000円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、上記(3)旧鴨島分場と同様、平成12年度までは蚕業技術センター(蚕業関係の試験研究)、平成13年度から平成24年度までは農業試験場鴨島分場・病害虫防除所(病害虫関係の試験研究)のほ場として使用されていた。

エ 現在の管理状況

更地になっており、現在、先着(県の受付)順により売却中であるが、売却先が未だに決まっていないため、現在は農林水産総合技術支援センターの職員が除草・施設管理を行っている(平成29年度の管理状況については、「平成29年度旧分場等管理作業一覧表」(別表)を参照)。

なお、県のホームページに記載された売却情報は以下のとおりである。

面積：5,308.62㎡ 売却価格：78,567,000円

地目：畑 形状：ほぼ長方形

間口：約60m 奥行：約88m

都市計画区域：市街化区域 用途地域：第一種低層住居専用地域

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

平成20年12月22日に幹事会、平成21年3月13日に推進会議、平成21年3月19日にリフレッシュ会議が開催されている(この当時は、幹事会、推進会議の後に、リフレッシュ会議が開催されていた)。

カ 問題点

幹事会、推進会議から10年を経過しているにもかかわらず、未だに売却先が決まっておらず、管理作業をしなければならない状況である。

(5) 旧今山ほ場

ア 所在地

徳島県勝浦郡大字沼江字柳久保65-2ほか2筆

イ 取得価額

80,610円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、平成9年度までは温州ミカンの試験研究、平成10年度から平成23年度まではカンキツの育種試験を実施していたが、平成24年度に伐採されている。

エ 現在の管理状況

統合された後は未利用地となっており、現在は農林水産総合技術支援センターの職員が除草・施設管理を行っている（平成29年度の管理状況については、「平成29年度旧分場等管理作業一覧表」（別表）を参照）。

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

現在のところ、幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議で検討されておらず、売却の予定はない。

カ 問題点

当該土地は、今後使用する見込みがないため売却することが望ましいが、売却する場合に発生する費用（境界確定、測量等）が売却価格よりも多額になることが予想されるため、現在のところ処分方法等が決まっていない。

（意見）

旧筍試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。

管理のための作業にも、多数の人員、多額のコストが生じ、更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。

確かにこれらの土地は、その所在地等の面から、今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし、IT革命によるビジネススタイルの変化により、土地の利用方法が多様化し、サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。

今後は、このような環境変化も考慮し、地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに、単に土地を売却するのではなく、建物の取壊し費用、土地造成費用等を県が負担する等の方法により、より多くの利用者の確保に努めていただきたい。

(意見)

幹事会、推進会議から旧鴨島分場は4年経過、旧鴨島分場（南ほ場）にいたっては10年経過しており、未だに売却先が決まっていないということは、売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度、なぜ売却ができないのか（価格の問題なのか、立地条件の問題なのか）を再検討するとともに、売却以外の処理方法についても、リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により、外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。

(6) 旧農業大学校

ア 所在地

徳島県名西郡石井町石井字石井2272-1ほか

イ 取得価額

3,839,853円

ウ 以前の利用状況

当該土地は、旧農業大学校の敷地として使用されていた土地である。

エ 現在の利用状況

農林水産総合技術支援センターの統合に伴い、農業大学校の施設が新拠点施設に移転したため、その後は一部を徳島大学に無償で貸付け、残りの部分を民間企業であるV社及びW社に有償で貸し付けている。

徳島大学とは平成28年3月1日付けで「徳島県県有財産無償貸付契約書」を締結しており、V社及びW社とは平成28年5月1日付けで「徳島県県有財産有償貸付契約書」を締結している。

オ 幹事会、推進会議及びリフレッシュ会議での検討状況

徳島大学からは、平成28年1月20日に普通財産借受申請書が提出されており、その後、持ち回り決議により公有財産最適化推進会議及び同会幹事会に付議されている。なお、両会には「土地一覧」、「建物一覧」、「工作物一覧」、「旧農業大学校利用計画書」、「位置図」、「利用概要図」、「写真」、「基準貸付料算定調書」等の必要書類が添付されていた。

一方、有償で貸し付けている土地については、民間活力を利用した財産の有効

活用を図るため、民間事業者を公募し貸付けすることとし、幹事会の専決事項として決定されている。

その後、民間公募を表明、民間事業者の公募開始、現地説明会、企画提案書の提出、審査会（プレゼン）、事業者の決定という手続を経て、V社及びW社と賃貸借契約を締結している。なお、V社及びW社からは、平成28年4月22日に普通財産借受申請書が提出されている。

また、平成28年3月27日に開催されたリフレッシュ会議において、徳島大学への無償貸与、平成28年9月8日のリフレッシュ会議において公募による民間事業者への有償貸与が検討されている。

カ 契約内容

(ア) 徳島大学との契約について

当該契約の主要な部分は、以下のとおりである。なお、以下の契約書において、徳島県を「甲」、徳島大学を「乙」とする。

(使用の目的)

第3条 乙は、貸付物件を借受申請書に記載した借受けの目的及び用途（以下「借受目的等」という。）のとおりに使用しなければならない。

(貸付料)

第5条 貸付料は、無償とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の文書による承認を得ないで、貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に転貸してはならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、貸付物件について現状を変更しようとするとき、貸付物件に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状を変更しようとするとき、及び第3条に定める使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を求めなければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認又は不承認を書面により行うものとする。

(報告及び実地調査)

第15条 乙は、貸付物件について、毎年10月1日現在の使用状況を10月30日までに書面により甲に報告するものとする。

2 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。

3 乙は、前項の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。
(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が暴力団・・・・、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(3) 甲、国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(4) 乙が貸付物件を必要としなくなったとき。

(イ) V社及びW社との契約について

当該契約の主要な部分は、以下のとおりである。なお、以下の契約書において、徳島県を「甲」、V社及びW社を「乙」とする。

(ただし、V社及びW社との契約内容は、(貸付料)第5条以外全て同一の内容となっている。)

(貸付料)

第5条 貸付物件の貸付料(以下「貸付料」という。)は次のとおりとする。

平成28年度 年額

(V社) 金600,018円 (W社) 金74,988円

平成29年度から平成37年度

(V社) 金653,751円 (W社) 金81,704円

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件中、土地の形質を変更しようとするとき及び貸付物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について、増改築等により

現状を変更しようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の甲の承認は、書面によるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件を借受目的等以外に使用してはならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 貸付料の支払がないとき。

(2) 前2条に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第18条 乙は、第12条、第13条又は第15条に定める義務に違反したときは、違約金として当該年度の貸付料の1割に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損により貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

キ 問題点

(ア) 徳島大学との契約について

契約書上、無償貸付けではあるが、貸付物件の譲渡、転貸については禁止されており、また使用上の制限もされていることから問題はないと思われる。

また、無償貸付けについては、政策上の措置であり、したがって外部監査人の立場からその是非について意見することはできない。

ここで問題となるのは、契約書の第15条（報告及び実地調査）である。

契約書では、徳島大学は毎年10月1日現在の使用状況を、10月30日までに県に書面により報告することになっているが、現状ではそのような報告がされていないということである。

このような状況では、当該土地が借受申請書に記載した借受けの目的及び用途のとおり使用しているのかが判明せず、また譲渡・転貸の禁止についての牽制機能が働いていないと言わざるを得ない。

（指摘）

徳島大学の貸与物件に対する使用状況については、現地確認をし、監督しているということであるが、契約書に記載されている以上、徳島大学からの報告は必須であり契約解除の要件にも該当する（契約書第16条第1項第1号）ため、今後は必ず徳島大学からの報告を書面で求めなければならない。

(イ) V社及びW社との契約について

貸付料については、「普通財産（土地・建物）貸付料算定基準について」（管第874号 平成28年1月29日 経営戦略部長通知）に基づいて適切に算定されており、問題はないと思われる。

ここで問題となるのは、契約書の第18条（違約金）についてである。

この違約金は、乙が契約に違反した場合に甲に支払われるべきいわゆるペナルティーであり、第22条でいう損害賠償とは異なるものである。このことは第18条第2項で「・・・違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。」と記載されていることから明らかである。

損害賠償はその文字どおり、県に損害が生じた場合にその損害額に相当する賠償を受けることであり、言うなれば当然の権利である。これに対し、違約金

はそのようなことが起きないようにするための抑止力となるべきものであり、したがって違約金はそれ相当の金額を設定しなければならないものと解することができる。

これに対し、当該契約書によると違約金について、V社は約65,000円(=653,751円×0.1)、W社は約8,000円(=81,704円×0.1)と極めて少額となっている。

(意見)

違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。

現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。

別表

平成29年度旧分場等管理作業一覧表

区分		旧三好分場		旧今山ほ場		旧筍試験地		旧鴨島分場 (東・南ほ場含む)		4分場計	
		のべ日数	のべ人数	のべ日数	のべ人数	のべ日数	のべ人数	のべ日数	のべ人数	のべ日数	のべ人数
4月	職員	2	10	0	0	1	5	2	9	5	24
	非常勤	1	1	0	0	0	0	1	3	2	4
	計	-	11	-	0	-	5	-	12	-	28
5月	職員	3	9	1	1	3	10	2	7	9	27
	非常勤	3	5	0	0	0	0	2	5	5	10
	計	-	14	-	1	-	10	-	12	-	37
6月	職員	2	8	0	0	0	0	2	5	4	13
	非常勤	2	3	0	0	0	0	1	3	3	6
	計	-	11	-	0	-	0	-	8	-	19
7月	職員	3	12	0	0	1	5	4	12	8	29
	非常勤	2	4	0	0	1	3	2	3	5	10
	計	-	16	-	0	-	8	-	15	-	39
8月	職員	3	13	1	1	1	3	5	13	10	30
	非常勤	3	5	1	1	1	1	3	4	8	11
	計	-	18	-	2	-	4	-	17	-	41
9月	職員	4	11	0	0	1	2	2	6	7	19
	非常勤	1	1	0	0	0	0	2	4	3	5
	計	-	12	-	0	-	2	-	10	-	24
10月	職員	2	7	0	0	1	2	0	0	3	9
	非常勤	1	1	0	0	0	1	0	0	1	2
	計	-	8	-	0	-	3	-	0	-	11
11月	職員	3	11	0	0	0	0	2	9	5	20
	非常勤	3	5	0	0	0	0	1	2	4	7
	計	-	16	-	0	-	0	-	11	-	27
12月	職員	1	3	0	0	1	4	0	0	2	7
	非常勤	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2
	計	-	3	-	0	-	6	-	0	-	9
1月	職員	1	2	0	0	0	0	3	11	4	13
	非常勤	0	0	0	0	0	0	2	5	2	5
	計	-	2	-	0	-	0	-	16	-	18
2月	職員	1	2	0	0	0	0	2	5	3	7
	非常勤	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
	計	-	2	-	0	-	0	-	7	-	9
3月	職員	0	0	0	0	1	1	2	6	3	7
	非常勤	0	0	0	0	1	3	2	5	3	8
	計	-	0	-	0	-	4	-	11	-	15
合計	職員	25	88	2	2	10	32	26	83	63	205
	非常勤	16	25	1	1	4	10	17	36	38	72
	計	-	113	-	3	-	42	-	119	-	277

第7章 まとめ

試験研究機関の運営について、試験研究、契約事務の状況、物品管理及び公有財産管理に分けて、外部監査を実施した。

試験研究については、広く県民のニーズに応えるべく、多様な課題を見つけ出し、目標達成に向け努力していることが確認できた。

契約事務の状況については、358件中302件の契約を確認したところ、本年度取り上げるべき問題は、大半のものについて見られなかった。

物品管理についても、極めて多く物品を使用しており、管理は大変であることが理解できた。

公有財産管理のうち、普通財産を管理しているのは、農林水産総合技術支援センターのみであるが、組織再編に伴い、競争入札による民間への売却など多数のものを処分しており、残りについても、処分に向けて努力した跡が見られる。

全般的に見ると、三つのセンターにおける事業運営は、おおむね適正に行われていることが理解できた。

ただし、以下のとおり一部に問題が見られた。

1 試験研究について

(1) 試験研究課題の評価の仕組みについて

いずれのセンターにおいても、内部評価及び外部評価の仕組みが作られており、基本的には定められた仕組みに従って適切に試験研究課題の決定と評価が行われていた。しかし、農林水産総合技術支援センターにおいては、全ての試験研究課題について内部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」、外部評価による「事前評価」「中間評価」「事後評価」を実施することとしており、評価対象となる試験研究課題が145件にのぼっている。しかし、その中には、継続の必要性が明らかである上、事業内容が定型的なものであって、通常は計画どおりの成果が得られると考えられるものが多数含まれている。そのような試験研究課題については、そこまで重ねて評価する必要があるとは思われない。そこで、評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。

また、農林水産総合技術支援センターにおける外部評価については、実施要領で

定められた「課題別」の評価がなされていなかった。加えて、外部評価委員会の体制から考えて、実質的な評価が十分に行われているとは言えない。

(2) 研究の中期計画について

農林水産総合技術支援センターにおいては、「研究開発実行計画」として、平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画が策定されていた。

しかし、平成28年度までの5年間の経過した時点で、設定した目標が達成できたか否かという観点での総括はなされていない。

達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。

なお、保健製薬環境センター及び工業技術センターにおいては、中期計画は策定されていない。

(3) 人材確保・育成について

試験研究を効率的に推進し、優れた研究成果を生み出すためには、研究環境を充実させることもさることながら、それにも増して創造的人材を確保し、育成することが必要である。そこで、博士号を取得したり、学会へ個人加入したり、学会誌へ論文を投稿したりする研究員に対して県として支援できる適切な方策を検討していただきたい。

また、専門的な人材を確保するために、任期付研究員の採用も有効であると考えられる。そこで、必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な課題に対応できる人材の確保に努めるべきである。

(4) コストについて

研究本来の性質上、研究員の人件費は、研究コストの大きな部分を占めている。試験研究課題ごとの費用対効果を検討しようとするれば、研究員がその試験研究課題にどの程度の時間を必要としたのか把握することが不可欠である。そこで、厳密に細かい時間配分まで把握することは困難であるとしても、できる限り試験研究課題ごとの時間の把握に努めるべきである。

また、試験研究機関においては、純粋な研究のほかに、その研究の前提となる現場作業や補助作業も多数存在する。研究員の人件費が、研究コストの大きな部分を

占めている研究本来の性質からみても、研究員には、できる限り多くの時間を、研究そのものに充ててもらいたいことが望ましい。旧来、研究を補助する職員が行っていた現場作業に、研究員が時間を取られないよう、適切な人員配置をすべきである。そのような適切な人員配置を行うためには、前提として、現場作業と研究そのものにそれぞれどのような時間を費やしているのか、その実態を把握することが必要である。

よって、研究員が現場作業と研究そのものにどのような時間を費やしているのか、その実態を把握した上で、その実態を踏まえ、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていただきたい。

(5) 追跡評価について

いずれのセンターでも、要領や要綱において追跡評価の仕組みが設けられていない。

しかし、個々の試験研究課題については、研究が終了してから一定期間が経過した時点において、それぞれの成果を見ることによって、当該研究の実質的な評価が十分になされたと言えるはずであるし、また、そのようなことをすることによって、その後の試験研究課題の選択についての有益な情報が得られるはずである。

ただし、追跡調査はその内容をどのようなものにするのか難しいところがあるようにも思われるので、全ての試験研究課題について行うことは現実的ではない。せめて主要な試験研究課題に限定するなどして、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価すべきである。

そこで、追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。

(6) 広報について

試験研究課題について、各センターとも、その成果の広報を試みている。

しかし、内容の点、県民に対する分かりやすさの点で、必ずしも十分とは言えない。

一方で、全ての試験研究課題について、成果を県民に理解してもらうようにするのは、その労力がかなり大きなものになることを考えると、現実的ではない。

そこで、主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえらるような、分かりやすい広報を工夫すべきである。

2 契約事務について

契約事務は全体として基本的に適正に処理されていたが、次のような問題点があった。

(1) 変更契約の誤り

まず手続面に関する問題点としては、本来許されない変更契約が締結されていた事例があった。

これは、液体窒素購入契約において契約単価の入札を行った際に、業者が入札書への記載を2桁誤って、極端な低額で落札された事例である。契約期間11か月間のうち、最初の1か月は落札価格で購入したものの、2か月目以降につき落札価格の100倍の価格とする変更契約を締結したものである。

契約の変更は、民法上、契約当事者間の合意によって自由になしえるのが原則であるが、地方公共団体が締結する変更契約は、公の利益を擁護する目的から、当初の契約に比べて不利な結果とならないよう制約を受けるものである。

県においては、会計事務を行う職員向けに「会計事務の手引き」を作成しており、契約金額の増額変更について、「原則として許されない」とした上で、例外的に許される場合を列挙している。

今回監査対象とした液体窒素購入契約においては、例外的に許される場合に該当しないにもかかわらず、変更契約を締結していた。

今後は、地方公共団体が行う入札、契約の基本に立ち返り、再発防止に努めるべきである。

(2) 予定価格の設定

次に、内容面の問題点の一つ目として、予定価格の設定の際の検討が十分でないものがあつた。

これは、競争入札の結果、入札額が予定価格の50%を下回る低い落札率（入札額／予定価格）となったものである。予定価格と入札額との乖離が大きいことのみをもって、直ちに不適切と言うことはできないが、今回監査対象とした複数の契約

において、前年度に同一内容での業務委託を行っていてその金額を参考にすることが可能であるにもかかわらず、このような事態が生じていた。このことからすると、予定価格の設定の際の検討が、十分ではなかったと考えられる。

予定価格は、契約金額の妥当性を担保するための重要な基準である。たとえ入札により業者間の競争原理が働くとしても、入札者数が少ない等の事情で入札者間の実質的な競争が十分に働かないケースは想定され、そのような場合には県が不当に高額な支出をすることがないようにするために、予定価格の設定が極めて重要である。また、実質的な競争が働くケースでも、予定価格が持つ安全網としての意味合いは大きい。

なお、予定価格を十分に吟味することは、適正かつ効率的な予算執行を推進する観点からも重要である。つまり、本来実施することが望ましかったのに予算の枠が足りないために、実施できない事業が発生しないように、予定価格を不必要に高く見積もらないようにすべきである。

(3) 競争性の確保

3番目に、内容面の問題点の二つ目として、より一層の競争性確保が求められるものがあつた。

これは、1号随意契約の場合に徴収した見積りの数が少ない事例、一般競争入札の場合に入札者数が少ない事例である。

いずれの場合も、一定の数の見積り・入札がなければ、競争性が十分に確保されないおそれがある。

そこで、1号随意契約の場合であれば、資格者名簿登載者が多数あつて、見積徴収先の不足に困ることがないようにケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できるように見積りを依頼するようにすべきである。

また、一般競争入札の場合であれば、入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。

3 物品管理について

県は、物品管理についてのルールを、会計規則等において定めている。10万円以上の物品については、物品出納簿を作成し、そこに記載することにより管理するルー

ルを定めている。

現場視察をした際、物品出納簿に記載されている物品をいくつかランダムに抽出し、現物を確認したところ、工業技術センターでは全ての物品を確認することができた。

しかし、保健製薬環境センターでは、物品出納簿に記載されているが現物がないもの、また、現物はあるが物品出納簿に記載されていないものがごく一部見受けられた。また、農林水産総合技術支援センターにおいても、物品出納簿に記載されているのに当該物品が確認できないものや、現物はあるが物品出納簿に記載されていないものが散見された。

工業技術センターにおいて、物品出納簿に記載されている物品からランダムに抽出したものが全て確認できたのは、独自に物品にIDを付与し、データベース化して管理しているところによる要因が大きい。独自に物品にIDを付与し、データベース化するためには、現物確認をしなければならないため、物品出納簿の記載と現物が一致するのは、いわば当然の結果であるともいえる。

試験研究機関においては管理する物品の数量が多く、その管理は大変だろうと思われるが、工業技術センターにおいて現物確認ができ、データベース化までできているのだから、他の二つのセンターにおいても現物確認ができない事情はないと思われる。何より、物品出納簿を作成し、そこに記載することにより物品を管理するルールは、徳島県自らが設定しているものである。

物品出納簿の記載と現物の齟齬が発生しないようにするため、定期的に棚卸しを行い、現物と突合するという作業を行うことが極めて有用である。

このような点についてのルールはいずれのセンターにおいても設定されていないので、定期的な棚卸しや現物との突合について、ルールを設定した上で、是非とも行っていただきたい。

また、多数の物品を棚卸しし、現物と突合するのは多大な労力を要する作業だと思われるが、そのような作業を定期的に行うのに毎回いちから同じことを繰り返すのは極めて非効率である。少しでも作業を省力化し、かつ、正確に作業ができるようにするためにも、物品出納簿には、管理番号を付してそれぞれの物品を管理することを検討していただきたい。

なお、会計規則の平成18年度改正によって、10万円未満の備品類については原則として物品出納簿に記載しなくてよくなったことが、物品管理の方法について不明

確な点を発生させたことは否定できない。10万円未満の備品類について統一した具体的な処理方法を示すべきであるし、その際には、備品購入費として処理する金額と物品出納簿に記載する金額を一致させることで明確な処理ができるようにすることも検討すべきである。

また、物品の購入・管理作業が煩雑になっていることを解消し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにすべきであり、物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発することを検討していただきたい。さらに、公有財産等管理システム及び財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムの構築まで是非とも検討していただきたい。

4 毒物劇物等の管理について

物品の中でも、毒物劇物等の管理に万全を期すことが必要であることは言うまでもない。そのため、各センターともに、毒物劇物等の管理に関する要領が作成されていた。しかし、農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎では、毒物劇物等受払簿に残量の記載がなく、マニュアルどおりの管理ができていなかった例が見られた。毒物劇物等の性質上、その管理は厳重になされなければならない、在庫管理は可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）で行っていただきたい。

5 公有財産について

農林水産総合技術支援センターにおいて、旧筥試験地、旧三好分場、旧今山ほ場、旧鴨島分場など遊休地となったままのものが散見される。今後使用する見込みがないこれらの不動産についてはその管理のための作業も、多数の人員、多額のコストが生じ、さらに、地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処理方法を検討すべきである。